

平成二十三年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県議会、広島県教育委員会、広島県公安委員会及び広島県人事委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十日

広島県監査委員

犬

童

英

徳

同

門

田

峻

徳

同

高

橋

義

則

同

佐

藤

均

【知事】

1 会計管理部 (監査年月日：平成23年8月8日)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約について、自動更新条項に基づき、平成18年度から委託期間が更新されているが、過去に算出した積算単価が継続して用いられている。 契約の更新に当たっては、最新の単価などを用いて適切な設計金額を算出した上で、毎年、その是非を検討する必要がある。(会計総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電磁的データ作成業務委託契約 	<p>電磁的データ作成業務委託契約については、作業実態に合わせた適切な設計金額とするため、OCR処理料金の年額固定費制から処理件数に応じた従量制への変更等の申し入れを契約相手である指定金融機関に対して行ったが、平成22年度に手書き領収済通知書の穿孔に係る単価を1タッチあたりから1枚当たりの単価へと見直しを行ったところであり、指定金融機関にとっては更なる減額変更となる可能性があるため、回答を保留された状況となっている。</p> <p>引き続き、最新の単価の動向等の諸条件を勘案して、契約の更新について検討を進めるよう指定金融機関と調整を行う。</p>

2 危機管理監 (監査年月日：平成23年7月21日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容		
<p>【県における任意団体の点検について】 次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。 県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。</p>	<p>「団体事務局の運営に関与していない者」である危機管理課長が、事業実施状況の確認を行うとともに、毎年度末（3月下旬）に、財務、経理事務等の検査を出納簿と通帳等により行うこととした。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="183 1456 525 1514">所 管 課</td> <td data-bbox="525 1456 1268 1514">任 意 団 体</td> </tr> </table>	所 管 課	任 意 団 体	
所 管 課	任 意 団 体		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="183 1514 525 1568">危機管理課</td> <td data-bbox="525 1514 1268 1568">広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会</td> </tr> </table>	危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会	
危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会		

危機管理監所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容	
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>		協議会規約に財務関係規程及び決裁関係規程を追加する改正を行った。 （平成24年10月1日 改正）	
所 管 課	任 意 団 体		
危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会		
<p>【イ 出納簿の作成について】 出納状況を管理するための出納簿が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。</p>		出納状況を管理するための出納簿を作成した。	
所 管 課	任 意 団 体		
危機管理課	広島県防災ヘリコプター運航連絡協議会		

3 総務局 （監査年月日：平成23年8月5日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容			
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	県たばこ税（税務課）	7人	73,510円	0人	0円
2	県たばこ税不申告加算金（税務課）	3人	5,000円	0人	0円
3	広報誌購読料（広報課）	1人	1,700円	1人	1,700円

	<p>1 県たばこ税（税務課） 当該滞納は、平成22年度にたばこ税の税率が引き上げられたことに伴う手持品課税に係る滞納である。 納期限が平成23年3月31日だったのに対し、平成23年4月27日に遅延なく督促状を発送し、更に架電等による個別催告を行うことにより1人を除く6人（59,105円）について、6月中の自主納付に導いた。 納税の無い1人（14,405円）については、平成23年6月22日に催告書を発送の上、財産調査を行い平成23年9月29日に銀行預金を差し押えて完納完結とした。</p> <p>2 県たばこ税不申告加算金（税務課） 上記1と同じく、手持品課税に係る期限後申告に対する加算金の滞納であり、次のとおり措置し完納となっている。 ○ 平成22年12月28日決定通知、平成23年1月28日納期限に係る1件 平成23年3月30日督促状発送。更に、電話催告を行い、平成23年6月30日納付。 ○ 平成23年3月2日決定通知、平成23年4月4日納期限に係る2件 平成23年6月23日督促状発送。更に、電話催告を行い、平成23年6月28日及び平成23年9月28日に納付。 なお、今後は、早期の処分に着手し、長期未済の防止に努める。</p> <p>3 広報誌購読料については、平成23年12月の議会において権利放棄の議決を得て、その後、不納欠損処理を行った。</p>
<p>【イ 出納簿等の記録管理について】 平成23年度の郵便切手及び乗車船券に係る郵便切手類使用簿が作成されていなかった。 また、平成22年度の手帳使用簿に返却確認印の押印漏れや、平成22年度の現金出納簿に記入誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。（広報課） ・根拠 広島県物品管理規則第41条及び第42条</p>	<p>平成23年度郵便切手類使用簿を整備した。今後は十分注意して適正な管理に努めることとする。</p> <p>平成22年度の手帳使用簿及び現金出納簿の記入誤りについては適宜訂正を行った。今後は十分注意して適正な管理に努めることとする。</p>

【ウ 委託契約における決裁手続について】 次の委託契約において、契約締結伺いを作成して いなかった。適正な事務処理に努められたい。(戦略 推進課)		同様の誤りが生じないように、根拠規程等を確認の上、 適正な事務処理を行っている。
契約名	人口減少・少子高齢化が広島県の経済に与える影響等調査業務委託契約 (平成22年度)	
根 拠	広島県決裁規程第3条 支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課)第4 委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)1(平成22年4月1日)	
【エ 委託契約における設計金額の算出について】 次の委託契約の設計金額の算出において、1者か らの参考見積額の聞き取りによって算出しており、 積算内容も明確になっていなかった。適正な事務処 理に努められたい。(人事課)		今後の委託契約においては、複数の者から参考見積 額を徴取するとともに、積算内容を明確にし、適正に 事務を行うこととする。
契約名	広島県人事評価制度等診断業務委託契約(平成22年度)	
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)3(3) (平成22年4月1日)	

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
【ア 職員公舎の適正管理について】 平成23年4月現在の職員公舎の入居率は65.2%で あるが、前年度と比べて0.8ポイント低下しており、 効率的な活用がされているとは言えない状況にあ る。立地条件や老朽化等により入居率の好転が見込 めない公舎については、公有財産の有効活用の観点 から廃止等を検討するなど、職員公舎のあり方につ いて検討する必要がある。(財産管理課)	職員公舎や独身寮の有効活用を図るため、県警・教 育委員会と連携を密にして、公舎等の集約や所管換え などを進めているところであり、平成23年7月に三次 独身寮1号館を教育委員会へ所属換えしたところであ る。 今後とも公有財産の有効活用の観点から、職員公舎 の集約・廃止等について検討するなど、取組を進める。

<p>【イ 任意団体に対する指導監督について】</p> <p>今回の監査において、「第3 参考資料」に記載のとおり、不適正な事務処理事例が見受けられた。</p> <p>また、任意団体が整備しておくべき規程類や帳簿類、さらには適正な会計処理の進め方など抛りどころとすべき指針等が存在しないため、それぞれの任意団体の実態は様々であった。</p> <p>こうしたことから、任意団体の所管部局を指導する総務局においては、今回の監査を通じて明らかになった改善事項を反映させた統一的な指針等を示すなど、県同様に、会計処理の正確性や透明性の確保を図る必要がある。</p> <p>また、任意団体を所管する部局に対して、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう改めて指導・監督する必要がある。（行政管理課）</p>	<p>県職員が事務処理を行っている任意団体について、所管部局による自主点検を促進するため、事務処理手順の確認や会計処理の事後確認など、この度の指摘事項を新たに加えたチェックリストを作成し、任意団体の会計処理の正確性や透明性の確保を図るための自主点検を実施した。</p> <p>（平成24年3月6日付け行政管理課長通知）</p> <p>点検の結果、監査で指摘された各団体については、既に改善が図られていたが、引き続き、任意団体における会計処理の正確性や透明性の確保に向け、定期的な自主点検の実施に努めたい。</p>
---	--

4 地域政策局 （監査年月日：平成23年7月22日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容					
<p>【補助金における検査職員の指定について】</p> <p>次の補助金において、検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（過疎・地域振興課）</p> <table border="1" data-bbox="188 1323 1347 1442"> <tr> <td>補助金名</td> <td>過疎地域の未来創造支援事業補助金（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>支出マニュアル（平成20年10月会計管理部審査指導課） 第7 3（2）</td> </tr> </table>	補助金名	過疎地域の未来創造支援事業補助金（平成22年度）	根 拠	支出マニュアル（平成20年10月会計管理部審査指導課） 第7 3（2）	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を受け、平成23年度から支出する未来創造支援交付金においては、検査職員の指定を適切に行ったところ。 なお、過疎地域の未来創造支援事業補助金については、平成22年度限りの事業のため、その後の支出案件は生じていない。 	
補助金名	過疎地域の未来創造支援事業補助金（平成22年度）					
根 拠	支出マニュアル（平成20年10月会計管理部審査指導課） 第7 3（2）					
<p>【県における任意団体の点検について】</p> <p>次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。</p> <p>県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="188 1800 1094 1973"> <tr> <td>所 管 課</td> <td>任意団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国 際 課</td> <td>ひろしま平和貢献ネットワーク協議会</td> </tr> <tr> <td>広島県日中親善協会</td> </tr> </table>	所 管 課	任意団体	国 際 課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会	広島県日中親善協会	<ul style="list-style-type: none"> 県として、事業の実施状況や会計処理などの自主点検を定期的に行うよう努めることとした。 自主点検に際しては、任意団体事務局の運営に関与していない者が行うこととし、実施周期は、県が所管する公益法人への立入検査に準ずるものとする。
所 管 課	任意団体					
国 際 課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会					
	広島県日中親善協会					

地域政策局所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容						
<p>【ア 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 629 1086 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 629 400 685">所 管 課</th> <th data-bbox="400 629 1086 685">任 意 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 685 400 741">国 際 課</td> <td data-bbox="400 685 1086 741">ひろしま平和貢献ネットワーク協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 741 400 801"></td> <td data-bbox="400 741 1086 801">広島県日中親善協会</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 課	任 意 団 体	国 際 課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会		広島県日中親善協会	<ul style="list-style-type: none"> 支出の手続を行う際には、その支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録するため、支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印することとした。
所 管 課	任 意 団 体						
国 際 課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会						
	広島県日中親善協会						
<p>【イ 現金の管理について】 常時、手許現金を保有している任意団体において、現金出納簿が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1003 1086 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1003 400 1059">所 管 課</th> <th data-bbox="400 1003 1086 1059">任 意 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1059 400 1115">国 際 課</td> <td data-bbox="400 1059 1086 1115">広島県日中親善協会</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 課	任 意 団 体	国 際 課	広島県日中親善協会	<ul style="list-style-type: none"> 手許に保有している現金については、現金出納簿を作成し、管理することとした。 		
所 管 課	任 意 団 体						
国 際 課	広島県日中親善協会						
<p>【ウ 預貯金通帳と届出印の管理について】 預貯金通帳及びその届出印について、同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。 預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1424 1086 1536"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1424 400 1480">所 管 課</th> <th data-bbox="400 1424 1086 1480">任 意 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1480 400 1536">国 際 課</td> <td data-bbox="400 1480 1086 1536">ひろしま平和貢献ネットワーク協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 課	任 意 団 体	国 際 課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管することとした。 		
所 管 課	任 意 団 体						
国 際 課	ひろしま平和貢献ネットワーク協議会						

5 環境県民局 (監査年月日：平成23年7月21日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容					
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進に努められたい。</p>							
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]			
1	大学使用料 [授業料, 施設費] (学事課)	2人	1,644,607円	2人	1,714,607円		
2	雑収入 [住民訴訟に係る訴訟費用収入金] (環境政策課)	15人	1,401,803円	15人	1,651,803円		
<p>(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。</p>							
		<p>○ 大学使用料 長期未納者2人については、各々、法的措置を講じているが、強制執行すべき財産の特定ができず、債権回収に至っていない。 そのうち、1人については、連帯保証人との納付折衝の結果、監査日以降、未納額3,000円が減少した。 今後も、引き続き、電話連絡及び訪問により滞納の解消に努める。</p>					
区 分		未納額 (平成24年5月末)		分割納入額 (平成24年5月末)		不納欠損処分額 (平成24年5月末)	
大学使用料 [授業料, 施設費] (学事課)		2人	1,641,607円	1人	3,000円	0人	0円
		<p>○ 雑収入 平成23年1月から平成25年3月までの分割納付を認め、徴収の促進に努めた (平成24年5月末時点850千円納付)。 分割納付が確実に実施されるよう、引き続き、債務者の状況把握に努める。</p>					
区 分		未納額 (平成24年5月末)		分割納入額 (平成24年5月末)		不納欠損処分額 (平成24年5月末)	
雑収入 [住民訴訟に係る訴訟費用雑収入] (環境政策課)		8人	801,803円	15人	600,000円	0人	0円

【イ 委託契約における設計金額の積算について】

次の委託契約の設計金額の算出において、参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。

契約名	人権啓発ラジオコーナー制作・放送業務（平成22年度） （人権男女共同参画課）
	ひろしま平和発信コンサート構想（仮称）策定業務（平成23年度）（文化芸術課）
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3） （平成22年4月1日）

- 人権男女共同参画課
今後の委託契約においては、複数の者から参考見積書を徴取し、設計金額の適正化に努める。
- 文化芸術課
今後の委託契約においては、複数の者から参考見積書を徴取し、設計金額の適正化に努める。

【ウ 金券等の管理について】

金庫に、所有者が明確でないバスカードや路面電車の回数券が保管されていた。適正な管理に努められたい。（文化芸術課）

- 文化芸術課
平成14～22年度において、けんみん文化祭ひろしま実行委員会で購入の有無について確認した結果、購入の実績はなかった。
文化芸術課で使用見込みのない物品と判断し、分類換調書により不用とした。
今後は、金券等の管理を適切に行うよう努める。

【エ 県における任意団体の点検について】

次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。
 県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任意団体
文化芸術課	ひろしま夏の芸術祭実行委員会
	けんみん文化祭ひろしま実行委員会
県民活動課	国際交流コース in HIROSHIMA実行委員会
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

- 各団体
 平成24年3月に全ての任意団体が自主点検を行い、その点検結果について、県が確認した。

【オ 職務命令による事務従事の旅行命令について】

県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い、当該団体から旅費が支給される場合においても、県の旅行命令簿等を作成する必要があるが、その手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
文化芸術課	けんみん文化祭ひろしま実行委員会

- ・根拠 職員の旅費に関する条例第4条第1項及び第4項

- けんみん文化祭ひろしま実行委員会
 支出の手続を行う際に、担当者以外の者が旅行命令簿について確認を行い、支出調書等に確認印を押印することにより、適正な事務処理に努める。

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【補助金の交付決定と事業着手の時期について】 次の補助金交付事業において、4月1日から事業に着手しているが、補助金の申請期限を5月下旬としていたため、交付決定が6月中旬以降となっていた。継続的な補助金であり、年度当初から経費が発生することが予定される事業であるため、交付決定と事業着手の時期が乖離することがないように、当初予算の成立以後、速やかに交付決定に向けた準備作業を開始する必要がある。（産業廃棄物対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域廃棄物対策支援事業補助金（平成22年度） 	<p>平成24年度補助金から4月中に事業着手する団体については、提出期限を事業実施前年度の3月下旬（予算成立以後速やかに）とし、県は4月1日に交付決定を行うこととした。</p> <p>また、5月1日以降に事業着手する団体についても、事業の執行を円滑に行うため、提出期限を4月上旬とし、県は4月末までに交付決定を行うこととした。</p>

環境県民局所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容							
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<table border="1" data-bbox="185 1120 1128 1314"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 1120 413 1167">所 管 課</th> <th data-bbox="413 1120 1128 1167">任 意 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 1167 413 1265" rowspan="2">環境政策課</td> <td data-bbox="413 1167 1128 1216">ひろしま地球環境フォーラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="413 1216 1128 1265">「環境の日」ひろしま大会実行委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1265 413 1314">自然環境課</td> <td data-bbox="413 1265 1128 1314">広島県ツキノワグマ対策協議会</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひろしま地球環境フォーラム 平成24年4月1日付けで、財務関係規程等を定めた「ひろしま地球環境フォーラム事務処理規程」を作成し、適切な事務処理を実施している。 ○ 「環境の日」ひろしま大会実行委員会 平成24年4月11日付けで、財務関係規程等を定めた「「環境の日」ひろしま大会実行委員会事務局運営規程」を作成し、適切な事務処理を実施している。 ○ 広島県ツキノワグマ対策協議会 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた「広島県ツキノワグマ対策協議会会計処理規程」を策定し、また、「広島県ツキノワグマ対策協議会規約」を一部改訂するなど、適切な事務処理を実施している。（平成24年5月23日協議会総会で承認。） 	所 管 課	任 意 団 体	環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム	「環境の日」ひろしま大会実行委員会	自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
所 管 課	任 意 団 体							
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム							
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会							
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会							

【イ 出納簿の作成について】

出納状況を管理するための出納簿が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

- アルゼンチンアリ対策広域行政協議会
平成22年度に環境省の補助事業が終了したため平成23年度以降は会計事務はなくなったが、今後、同様の事務が発生する場合には、出納簿や収入調書等の必要な書類を整備し、適正に事務を行う。

所管課	任意団体
自然環境課	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

【ウ 収入調書等の作成について】

収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

- ひろしま地球環境フォーラム
収入調書を作成し、適切な事務処理を実施している。
- 「環境の日」ひろしま大会実行委員会
収入調書を作成し、適切な事務処理を実施している。
- 広島県ツキノワグマ対策協議会
平成24年5月23日の協議会総会で承認された「広島県ツキノワグマ対策協議会会計処理規程」において収入調書等を規定した。今後はこれに沿って適正に事務処理を行う。
- アルゼンチンアリ対策広域行政協議会
平成22年度に環境省の補助事業が終了したため平成23年度以降は会計事務はなくなったが、今後、同様の事務が発生する場合には、出納簿や収入調書等の必要な書類を整備し、適正に事務を行う。

【エ 支出事務における事後の確認について】

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所 管 課	任意団体
県民活動課	国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
自然環境課	広島県ツキノワグマ対策協議会
	アルゼンチンアリ対策広域行政協議会

- 国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会
支出の手続を行った際には、担当者以外の者が支出の事実について確認を行い、支出調書等に確認印を押印することにより、適正な事務処理に努める。
- ひろしま地球環境フォーラム
担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印することとし、適切な事務処理を実施している。
(従来から、支出調書等に証拠書類の写しは添付済)
- 広島県ツキノワグマ対策協議会
平成24年5月23日の協議会総会で承認された「広島県ツキノワグマ対策協議会会計処理規程」において支出調書等を規定した。今後はこれに沿って適正に事務処理を行う。
- アルゼンチンアリ対策広域行政協議会
平成22年度に環境省の補助事業が終了したため平成23年度以降は会計事務はなくなったが、今後、同様の事務が発生する場合には、指摘事項を踏まえて会計事務を行う。

【オ 預貯金通帳と届出印の管理について】

預貯金通帳及びその届出印について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、預貯金通帳及びその届出印を、同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

(ア) 預貯金通帳と届出印を施錠できない場所に保管していた任意団体

所 管 課	任意団体
県民活動課	国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会

(イ) 同一人物（同一場所）で管理している任意団体

所 管 課	任意団体
県民活動課	国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム
	「環境の日」ひろしま大会実行委員会

- 国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会
預金通帳及び届出印について、それぞれ施錠できる場所に保管し、適正な管理に努める。
- ひろしま地球環境フォーラム
届出印を施錠可能な金庫に、預貯金通帳を施錠可能な事務機の引き出しにそれぞれ保管することとし、適切な事務処理を実施している。
- 「環境の日」ひろしま大会実行委員会
預貯金通帳を施錠可能な金庫に、届出印を施錠可能な事務機の引き出しにそれぞれ保管することとし、適切な事務処理を実施している。

【カ 郵便切手類の管理について】

郵便切手類について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、郵便切手使用簿を備え付けていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない事務機の引き出しにパスピーを保管していた任意団体

所 管 課	任意団体
県民活動課	国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会

(イ) 郵便切手使用簿を備え付けていなかった任意団体

所 管 課	任意団体
環境政策課	「環境の日」ひろしま大会実行委員会

- 国際交流ユース in HIROSHIMA実行委員会
平成24年度以降、パスピーを購入する際は、施錠できる場所に保管し、適正な管理に努める。(平成23年度は既に解約済)
- 「環境の日」ひろしま大会実行委員会
郵便切手受払簿を作成し、適切な事務処理を実施している。

6 健康福祉局 (監査年月日：平成23年8月3日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>					
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	通勤手当に係る返戻金 (健康福祉総務課)	1人	26,000円	1人	35,676円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭課)	44人	9,356,642円	54人	11,660,352円
3	母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 (こども家庭課)	1人	1,150,624円	2人	1,364,656円
4	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者支援課)	3人	1,893,690円	3人	906,600円
5	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務課)	1人	146,000円	2人	254,000円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 (地域福祉課)	7人	3,738,495円	7人	3,738,495円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	24人	15,590,340円	25人	16,253,200円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉課)	1人	94,000円	1人	112,000円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	1人	110,300円	1人	59,400円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入 (障害者支援課)	25人	28,818,220円	26人	29,226,630円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (障害者支援課)	34人	14,989,225円	34人	9,395,125円
12	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	176人	21,012,790円	210人	22,506,010円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 (障害者支援課)	2人	620,000円	2人	620,000円
		<p>1 通勤手当に係る返戻金 転居等により、回収困難となつたが、転居先を確認し、電話や訪問による強力な督促を行った結果、平成24年6月から納付を再開する見込みである。</p>			
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
通勤手当に係る返戻金	1人 26,000円	0人 0円	0人 0円	0人	0円

2 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

毎月の督促を継続し、債権の縮減に努め、悪質な滞納者への法的措置を実施する。また、財産がない滞納者については、順次、自宅等を訪問し、その現状把握に努める。

【平成24年度の取組方針】

- ・過年度分の権利放棄、法的措置の実施。
- ・現年度分の債権発生を防止に努める。
- ・やむを得ず時効を迎える債権については、欠損処分を行う。
- ・今後も継続した取組を行い、計画額の達成を目指す。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	39人 7,975,516円	4人 240,426円	28人 717,000円	1人 423,700円

3 母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

滞納改善推進会議等を開催し、局全体で債権管理方針を共有し、組織的に取り組んだ。具体的には、日々滞納者の状況に合った納入指導等に努めたほか、夏・冬2回集中月間を実施した。更に区分を徹底し、回収目処のない債権について権利放棄を行うなど、不納欠損処理を行い債権管理額の適正化にも努めた。また、償還者が償還しやすい環境を整えるため、平成23年4月からゆうちょ・コンビニ収納を開始した。

【平成24年度の取組方針】

- ・平成23年度に引き続き、局全体で組織的に債権管理を行い、債権者の状況に合わせた納入指導や督促などを着実に実施する。
- ・債権の状況によっては、権利放棄や支払督促の実施等の対応も行い、管理の適正化に努める。
- ・ゆうちょ銀行での口座振替が可能となったことから、口座振替による償還を一層推進する。
- ・県外の滞納者に対して、サービサーを導入する。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	0人 0円	0人 0円	0人 0円	1人 1,150,624円

4 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金
全債務者に対して、文書、電話及び訪問による納入催告を行っている。引き続き、文書、電話及び訪問による催告を継続する。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金	3人 1,795,980円	0人 0円	3人 97,710円	0人 0円

5 看護師等修学資金貸付金償還金
債務者及び連帯保証人（相続人）に対し、電話や文書により返還を求めた。
また、県内に居住する債務者の親族（子）宅を訪問し、債務者への連絡を依頼したところ、納入が再開された。今後とも、定期的に納入されるよう指導を継続する。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
看護師等修学資金貸付金償還金	1人 78,000円	0人 0円	1人 68,000円	0人 0円

6 高齢者住宅整備資金貸付金償還金元利収入
7 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息
債務者の個別状況に応じた債権回収に取り組み、全額納入者が出る等、一定の成果が得られた。
また、時効期限が到来し、かつ債務者が時効を援用する見込があるものについて、不納欠損処分を行った。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	4人 2,551,625円	0人 0円	0人 0円	3人 1,186,870円
高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	19人 14,599,174円	1人 530,300円	3人 109,000円	4人 351,866円

- 8 介護福祉士修学資金貸付金償還金
 9 介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息
 債務者に対し、電話督促を行った結果、償還金の部分納入が履行された。
 今後も債務者の個別状況把握を進め、滞納の解消に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
介護福祉士修学資金貸付金償還金	1人 83,000円	0人 0円	1人 11,000円	0人 0円
介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息	1人 110,300円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

- 10 障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入
 11 障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息
 年2回の徴収強化期間を設けて督促を行った。また、時効期限が到来し、かつ債務者が時効を援用する見込があるものについて、不納欠損処分を行った。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入	24人 28,079,025円	0人 0円	9人 657,895円	1人 81,300円
障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	33人 14,913,525円	0人 0円	1人 75,000円	1人 700円

- 12 心身障害者扶養共済事業負担金
 2か月滞納時点での強制脱退を徹底させるなど、新規滞納発生の防止に努めた。
 また、時効期限が到来し、かつ債務者が時効を援用する見込があるものについて、不納欠損処分を行った。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
心身障害者扶養共済事業負担金	122人 15,661,650円	4人 102,800円	0人 0円	50人 5,248,340円

13 心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金
 戸籍等調査により、1件が債務者死亡、かつ相続
 人不存在であることが判明した。平成24年度中に不
 納欠損処分を行う。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分量 (平成24年4月末)
心身障害者扶養共 済年金に係る戻入 金及び返還金	2人 620,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

【イ 現金の管理について】

常時の資金前渡により現金を管理しているが、現
 金の受払いについて現金出納簿に記載していないも
 のがあった。適正な事務処理に努められたい。

(健康福祉総務課)

- ・根拠 広島県会計規則第84条
 支出マニュアル(平成20年10月会計管理部
 審査指導課) 第2 2 (1)

現在は、現金の受払いについて現金出納簿に記載し、
 適切に管理している。

【ウ 普通財産貸付料の徴収について】

普通財産貸付料(土地使用料)の徴収について、
 収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務
 処理に努められたい。(高齢者支援課)

- ・平成23年度 1件 6,000円
- ・根拠 不動産貸付要領第5の3

不動産貸付要領で定める納期限までに納入が完了し
 なかったため、次年度以降事務処理の適正化を図る。

【エ 補助金における検査職員の指定について】

次の補助金において、検査職員が指定されていな
 かった。適正な事務処理に努められたい。

(医療政策課)

今後は、交付決定時に必ず検査職員を指定すること
 とし、適正な事務処理に努める。

補助金名	広島県医療施設等施設整備費補助金(平成22年度)
根 拠	支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課) 第7 3 (2)

【オ 県における任意団体の点検について】
 次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。
 県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

≪放射線被曝者医療国際協力推進協議会≫
 平成24年3月23日に自主点検（検査）を実施した。
 ≪ひろしま食育・健康づくり実行委員会≫
 平成24年3月15日に自主点検（検査）を実施した。
 ≪ひろしま健康づくり県民運動推進会議≫
 平成23年8月2日付けで事務局を財団法人広島県地域保健医療推進機構に移管した。
 ≪広島県プラチナ世代支援協議会≫
 平成24年3月26日に自主点検（検査）を実施した。

所管課	任意団体
被曝者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会
健康対策課	ひろしま食育・健康づくり実行委員会
	ひろしま健康づくり県民運動推進会議
高齢者支援課	広島県プラチナ世代支援協議会

【カ 職務命令による事務従事の旅行命令について】
 県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い、当該団体から旅費が支給される場合においても、県の旅行命令簿等を作成する必要があるが、その手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

≪ひろしま健康づくり県民運動推進会議≫
 平成23年8月2日付けで事務局を財団法人広島県地域保健医療推進機構に移管したが、今後、同様の事務を行う際には、今回の指摘内容を踏まえて事務処理を行う。

所管課	任意団体
健康対策課	ひろしま健康づくり県民運動推進会議

- ・根拠 職員の旅費に関する条例第4条第1項及び第4項

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【補助金の実績確認について】 次の補助金交付事務において、提出された実績報告書に基づいて補助額を確定しているが、報告された実績額について確認が十分に行われていなかった。 補助金の額の確定に当たっては、実績額が確認できる書類の提示等を求めて照合を行うなど、実績確認の適正化に努める必要がある。（医療政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度広島県骨髄バンク等普及啓発事業費補助金 	<p>実績報告時に支出額が確認できる証拠書類等の提示を求め、照合することとする。</p>

健康福祉局所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容								
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="188 584 1035 696"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 584 448 633">所 管 課</th> <th data-bbox="448 584 1035 633">任 意 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 633 448 696">被爆者支援課</td> <td data-bbox="448 633 1035 696">放射線被曝者医療国際協力推進協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 課	任 意 団 体	被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会	<p>《放射線被曝者医療国際協力推進協議会》 財務に係る事項及び決裁に係る事項を規定した「放射線被曝者医療国際協力推進協議会事務局運営規程」を整備した。</p>				
所 管 課	任 意 団 体								
被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会								
<p>【イ 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="204 1003 1021 1196"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1003 451 1052">所 管 課</th> <th data-bbox="451 1003 1021 1052">任 意 団 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1052 451 1102">被爆者支援課</td> <td data-bbox="451 1052 1021 1102">放射線被曝者医療国際協力推進協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1102 451 1151">健康対策課</td> <td data-bbox="451 1102 1021 1151">ひろしま食育・健康づくり実行委員会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1151 451 1196">高齢者支援課</td> <td data-bbox="451 1151 1021 1196">広島県プラチナ世代支援協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 課	任 意 団 体	被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会	健康対策課	ひろしま食育・健康づくり実行委員会	高齢者支援課	広島県プラチナ世代支援協議会	<p>《放射線被曝者医療国際協力推進協議会》 事務局員のうち、担当者以外の者が証拠書類等と照合し支出が適正に行われたことを確認し、支出調書等に確認印を押印している。</p> <p>《ひろしま食育・健康づくり実行委員会》 支出を行った後、支出伺い等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認し、確認欄に押印することとした。</p> <p>《広島県プラチナ世代支援協議会》 「事務局運営規程」及び「会計事務に係る様式を定める要領」を改正し、支出確認員による支出後の確認を行うこととした。</p>
所 管 課	任 意 団 体								
被爆者支援課	放射線被曝者医療国際協力推進協議会								
健康対策課	ひろしま食育・健康づくり実行委員会								
高齢者支援課	広島県プラチナ世代支援協議会								

7 商工労働局 (監査年月日：平成23年7月14日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	行政財産使用料 (産業政策課) 1人 2,655,430円	1人 2,850,430円	
2	高度化資金に係る貸付金元利収入 (経営革新課) 10人 1,381,796,661円	11人 1,430,184,461円	
3	高度化資金に係る違約金 (経営革新課) 1人 2,145,000円	1人 7,495,000円	
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入 (経営革新課) 9人 52,170,622円	13人 61,434,622円	
5	設備近代化資金に係る違約金 (経営革新課) 6人 4,576,300円	9人 6,397,800円	
6	広島県工場及び試験研究施設等立地 促進助成金返還金 (県内投資促進課) 1人 22,403,600円	1人 23,603,600円	
		<p>1 行政財産使用料 (商工労働総務課) 長期未納分については、滞納者から返済計画を提出させ、計画的に徴収している。他の行政財産使用料については、未納は発生していない。</p> <p>2・3 高度化資金 (経営革新課) 【元利収入】 ・担保不動産の任意売却により、元金を完済した。(1組合) ・償還の見込みがない先について、担保不動産の競売を裁判所に申し立て、競売成立により配当を受けた。(1組合) ・担保不動産の一部任意売却により、元金の一部を回収した。(1組合) ・債権回収会社に調査回収業務を委託することにより、償還額を増額することができた。(1社)</p> <p>【違約金】 ・償還計画に基づく分割償還督促により、監査時の未納は、平成23年9月に完済した。</p>	

4・5 設備近代化資金（経営革新課）

【元利収入】

- ・連帯保証人の預貯金差押により、元金の一部を回収した。
- ・債権放棄等の手続により、滞納者が減少した。（3社）

【違約金】

- ・分割償還督促により、分割償還継続中。（3社）
- ・不納欠損手続により、滞納者が減少した。（1社）

6 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）

広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金の滞納については、平成21年4月から、分納計画に基づく毎月の分納を認め、これまで計画どおりに分納している。

引き続き、滞納者に対して適正な返還指導を行っていく。

区分	未納額 (平成24年4月末)	納入額 (平成23年6月～ 平成24年4月)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
行政財産使用料(商工労働総務課)	1人 2,435,430円	1人 220,000円	0人 0円
高度化資金に係る貸付金元利収入(経営革新課)	9人 1,318,002,983円	8人 63,793,678円	0人 0円
高度化資金に係る違約金(経営革新課)	0人 0円	1人 2,145,000円	0人 0円
設備近代化資金に係る貸付金元利収入(経営革新課)	6人 36,262,555円	3人 188,567円	3人 15,719,500円
設備近代化資金に係る違約金(経営革新課)	5人 3,126,800円	3人 580,000円	1人 869,500円
広島県工場及試験研究施設等立地促進助成金返還金(県内投資促進課)	1人 21,303,600円	1人 1,100,000円	0人 0円

【イ 県における任意団体の点検について】

次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。

県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任 意 団 体
雇用労働政策課	広島県労働協会
産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
	21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会
次世代産業課	ひろしまRTイノベーションフォーラム
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクリトレイン実行委員会
	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

1 広島県労働協会（雇用労働政策課）

平成24年3月21日に、当任意団体について、団体の運営に関与していない者による財務、経理事務等に係る自主点検を行った。今後も、自主点検を定期的に行う。

2・3 広島県東京アンテナショップ協議会・21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会（ブランド推進課）

平成24年3月27日に、当任意団体について、団体の運営に関与していない者による財務、経理事務等に係る自主点検を行った。今後も、自主点検を定期的に行う。

4 ひろしまRTイノベーションフォーラム（次世代産業課）

平成24年3月30日に、当任意団体について、団体の運営に関与していない者による財務、経理事務等に係る自主点検を行った。今後も、自主点検を定期的に行う。

	<p>5・6・7・8 広島・宮島観光誘客促進協議会，広島県サイクルトレイン実行委員会，瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会，広島県国際観光テーマ地区推進協議会（観光課）</p> <p>平成24年3月19日に，当任意団体について，団体の運営に関与してない者による財務，経理事務等に係る自主点検を行った。今後も，自主点検を定期的に行う。</p> <p>なお，広島・宮島観光誘客促進協議会は平成23年3月にて事業終了。</p> <p>9 広島県企業立地推進協議会（県内投資促進課）</p> <p>平成24年3月22日に，当任意団体について，団体の運営に関与してない者による財務，経理事務等に係る自主点検を行った。今後も，自主点検を定期的に行う。</p>				
<p>【ウ 職務命令による事務従事の旅行命令について】</p> <p>県職員が職務命令によって任意団体の事務を行い，当該団体から旅費が支給される場合においても，県の旅行命令簿等を作成する必要があるが，その手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="188 1115 1136 1218"> <tr> <td>所管課</td> <td>任意団体</td> </tr> <tr> <td>観光課</td> <td>広島県国際観光テーマ地区推進協議会</td> </tr> </table> <p>・根拠 職員の旅費に関する条例第4条第1項及び第4項</p>	所管課	任意団体	観光課	広島県国際観光テーマ地区推進協議会	<p>1 広島県国際観光テーマ地区推進協議会（観光課）</p> <p>監査指摘後，直ちに事務処理を改め，当該団体から旅費が支給される場合においても，県の旅行命令簿等を作成することで，適正な事務処理に努めている。</p>
所管課	任意団体				
観光課	広島県国際観光テーマ地区推進協議会				

7 商工労働局（旧地域政策局）（監査年月日：平成23年7月22日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容				
<p>【委託契約における再委託の承認手続について】</p> <p>次の委託契約において，契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（海の道プロジェクト・チーム）</p> <table border="1" data-bbox="188 1749 1326 1912"> <tr> <td>契約名</td> <td>・広島県「瀬戸内 海の道構想」市場動向調査業務委託契約（平成22年度） ・「瀬戸内 海の道構想」デザイン・印刷等業務委託契約（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>広島県契約規則第6条</td> </tr> </table>	契約名	・広島県「瀬戸内 海の道構想」市場動向調査業務委託契約（平成22年度） ・「瀬戸内 海の道構想」デザイン・印刷等業務委託契約（平成22年度）	根拠	広島県契約規則第6条	<p>委託契約において，再委託を必要とする場合はあらかじめ承認手続を行い，適正な事務処理に努める。</p>
契約名	・広島県「瀬戸内 海の道構想」市場動向調査業務委託契約（平成22年度） ・「瀬戸内 海の道構想」デザイン・印刷等業務委託契約（平成22年度）				
根拠	広島県契約規則第6条				

<p>【委託契約における設計金額の算出について】 次の委託契約の設計金額の一部の算出において、参考見積書などを徴取せず、算出根拠が明確でないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (海の道プロジェクト・チーム)</p>		<p>委託契約における設計金額の算出について、特殊な業務等で独自に算出することが困難な場合は、参考見積書を徴取し、算出根拠を明確にし、適正な事務処理に努める。</p>
契約名	「尾道糸崎港西御所地区にぎわい創出空間の整備に関する基本構想」策定支援業務委託契約（平成22年度）	
根拠	委託・役務業務契約の手引き（第2版）3（3） （平成22年4月1日）	

監査の結果（意見）	措置の内容
<p>【債権管理事務について】 計量検定弁償金の債権管理事務において、収入状況の確認から督促に至る事務が適切に行われておらず、滞納繰越となつたものがあつた。 債権の管理に当たっては、常に収入の状況を把握し、未納が発生した場合には、速やかに適切な措置が取られるよう、組織的に取り組む必要がある。 (産業政策課)</p>	<p>納期限後、財務会計システムにより収納状況の確認を行い、未払いが発生した場合は速やかに督促を行う。 (産業政策課)</p>

商工労働局所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措置の内容					
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があつた。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 広島・宮島観光誘客促進協議会（観光課） 広島・宮島観光誘客促進協議会は平成23年3月にて事業終了した。</p> <p>2 広島サイクルトレイン実行委員会（観光課） 同実行委員会は平成23年3月末をもって解散し、同年7月、新たに瀬戸内サイクリングツーリズム協議会として発足した。 同協議会では、平成23年7月1日に、財務事務の取扱いを含む「瀬戸内サイクリングツーリズム協議会事務局規程」を定め、適正な事務処理に努めている。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>所管課</td> <td>任意団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観光課</td> <td>広島・宮島観光誘客促進協議会</td> </tr> <tr> <td>広島県サイクルトレイン実行委員会</td> </tr> </table>	所管課	任意団体	観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会	広島県サイクルトレイン実行委員会	
所管課	任意団体					
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会					
	広島県サイクルトレイン実行委員会					

【イ 収入調書等の作成について】

収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があつた。適正な事務処理に努められたい。

- 1・2 瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会，広島県国際観光テーマ地区推進協議会（観光課）
監査指摘後，直ちに収入調書を作成することで，適切な事務処理に努めている。
- 3 広島県企業立地推進協議会（県内投資促進課）
監査指摘後，直ちに収入調書を作成することで，適切な事務処理に努めている。

所管課	任意団体
観光課	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

【ウ 支出事務における事後の確認について】

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があつた。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

- 1 広島県東京アンテナショップ協議会（ひろしまブランド推進課）
支出調書に、支出の事実について確認印を押印する欄を設け、担当者以外の者が、その支出が適正に行われたかどうかを確認することとした。
- 2・3・4・5 広島・宮島観光誘客促進協議会，広島県サイクルトレイン実行委員会，瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会，広島県国際観光テーマ地区推進協議会（観光課）
支出調書に、支出の事実について確認印を押印する欄を設け、担当者以外の者が、その支出が適正に行われたかどうかを確認することとした。
なお、広島・宮島観光誘客促進協議会は平成23年3月にて事業終了。
- 6 広島県企業立地推進協議会（県内投資促進課）
支出調書に、支出の事実について確認印を押印する欄を設け、担当者以外の者が、その支出が適正に行われたかどうかを確認することとした。

所管課	任意団体
産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクルトレイン実行委員会
	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

【エ 預貯金通帳と届出印の管理について】

預貯金通帳及びその届出印について、同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

1・2 広島県東京アンテナショップ協議会，21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会（ひろしまブランド推進課）

監査指摘後，速やかに届出印は出納責任者が金庫に保管し，預金通帳は事務担当者が鍵の掛かる引出しに保管することとした。

3・4・5・6 広島・宮島観光誘客促進協議会，広島県サイクルトレイン実行委員会，瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会，広島県国際観光テーマ地区推進協議会（観光課）

監査指摘後，直ちに預貯金通帳及びその届出印を別管理者がそれぞれ鍵の掛かる場所で保管することで，適切な事務処理に努めている。

なお，広島・宮島観光誘客促進協議会は平成23年3月にて事業終了。

7 広島県企業立地推進協議会（県内投資促進課）

預貯金通帳は，施錠できる金庫に保管し，鍵とともに庶務担当グループリーダーが管理し，当該預貯金通帳に係る届出印は，施錠できる机の引出しに保管し，鍵とともに事務局長が管理することとした。

所管課	任意団体
産業政策課	広島県東京アンテナショップ協議会
	21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会
観光課	広島・宮島観光誘客促進協議会
	広島県サイクルトレイン実行委員会
	瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会
	広島県国際観光テーマ地区推進協議会
県内投資促進課	広島県企業立地推進協議会

8 農林水産局 (監査年月日：平成23年7月26日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容																																																			
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]</th> <th colspan="2">参考 前回監査時 [平成21年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農業改良資金貸付元利収入 (農業担い手支援課)</td> <td>6人</td> <td>30,851,060円</td> <td>6人</td> <td>32,745,060円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (農業担い手支援課)</td> <td>14人</td> <td>42,125,947円</td> <td>14人</td> <td>44,654,497円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金 (畜産課)</td> <td>1人</td> <td>3,477,802円</td> <td>1人</td> <td>3,597,802円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業課)</td> <td>2人</td> <td>890,559円</td> <td>2人</td> <td>961,723円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (林業課)</td> <td>6人</td> <td>7,870,345円</td> <td>8人</td> <td>8,054,031円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)</td> <td>3人</td> <td>3,350,000円</td> <td>3人</td> <td>3,950,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (水産課)</td> <td>5人</td> <td>5,582,876円</td> <td>6人</td> <td>5,513,199円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]		1	農業改良資金貸付元利収入 (農業担い手支援課)	6人	30,851,060円	6人	32,745,060円	2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (農業担い手支援課)	14人	42,125,947円	14人	44,654,497円	3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金 (畜産課)	1人	3,477,802円	1人	3,597,802円	4	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業課)	2人	890,559円	2人	961,723円	5	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (林業課)	6人	7,870,345円	8人	8,054,031円	6	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3人	3,350,000円	3人	3,950,000円	7	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (水産課)	5人	5,582,876円	6人	5,513,199円	<p>1 農業改良資金貸付金元利収入 (農業担い手支援課) 2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (農業担い手支援課)</p> <p>長期未納案件については、広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領に基づき、関係機関との連携の下、分割納入による償還を促進するとともに、償還に応じない者については、法的措置を実施している。</p> <p>また、借受者に対する技術・経営指導を通じ経営の健全化を図ることで、延滞発生の未然防止に努めるとともに、新たに延滞が発生した場合には、初期段階での迅速な対応を行うことで、延滞の長期化防止に努める。</p>			
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]																																																	
1	農業改良資金貸付元利収入 (農業担い手支援課)	6人	30,851,060円	6人	32,745,060円																																																
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (農業担い手支援課)	14人	42,125,947円	14人	44,654,497円																																																
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金 (畜産課)	1人	3,477,802円	1人	3,597,802円																																																
4	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業課)	2人	890,559円	2人	961,723円																																																
5	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (林業課)	6人	7,870,345円	8人	8,054,031円																																																
6	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3人	3,350,000円	3人	3,950,000円																																																
7	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息 (水産課)	5人	5,582,876円	6人	5,513,199円																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成24年4月末)</th> <th>全額納入額 (平成24年4月末)</th> <th>部分納入額 (平成24年4月末)</th> <th>不納欠損処分額 (平成24年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業改良資金貸付元利収入</td> <td>6人 30,481,060円</td> <td>0人 0円</td> <td>5人 370,000円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息</td> <td>11人 39,313,868円</td> <td>3人 697,438円</td> <td>6人 2,114,641円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	農業改良資金貸付元利収入	6人 30,481,060円	0人 0円	5人 370,000円	0人 0円	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息	11人 39,313,868円	3人 697,438円	6人 2,114,641円	0人 0円																																					
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)																																																	
農業改良資金貸付元利収入	6人 30,481,060円	0人 0円	5人 370,000円	0人 0円																																																	
農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息	11人 39,313,868円	3人 697,438円	6人 2,114,641円	0人 0円																																																	

3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金
(畜産課)

当該戻入金は、施設の施工途中で請負業者が民事再生法の適用を受け、事実上工事続行が不可能となったため、前払金のうち工事未施工部分相当額が戻入金となったものである。

現在、月々一定額の分納返済中であるが、毎月督促状を発送するとともに、年2回程度債務者と面談により増額の要求を行い、償還指導を継続している。

今後も引き続き、工事請負契約担当部局（土木局都市計画課）と連携の上、文書や面談による督促を実施することにより、債権の回収に努める。

また、工事の進捗状況や、請負業者の状況を把握することにより、収入未済発生 of 未然防止に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金	1人 3,367,802円	0人 0円	1人 110,000円	0人 0円

4 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入

5 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

広島県林業・木材産業改善資金債権回収事務取扱要領（平成6年1月24日制定）に基づき、森林組合との連携の下、債権回収に努めている。

違約金の長期未納について、面接等により償還を促した結果、償還誓約書の提出があったため、それに基づき償還請求を行い、月1万円×2人の定期的な分納がある。

借受者である会社が不存在となり、連帯保証人が破産及び再生計画による償還が終了した案件は、これ以上の回収が見込めない状況であったことから、所定の手続を経て、平成23年広島県議会12月定例会において、当該権利の放棄が議決され、平成23年1月4日付けで全額、欠損処分を行った。（元金及び違約金の長期未納）

債務者本人、連帯保証人及び相続人から主債務の消滅時効の援用があった案件は、欠損処分を行った。（元金及び違約金の長期未納）

今後も、税務課債権管理支援担当の助言や指導を受けながら、関係機関と連携して債務者に対して、電話、文書等による督促や償還指導等を行い、滞納金の早期回収に努める。

約定償還に遅れが生じた場合は、直ちに債務者への納付指導を行い、滞納金の発生防止に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	0人 0円	0人 0円	0人 0円	2人(2件) 890,559円
林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息	2人 823,957円	0人 0円	3人 260,000円	4人(6件) 6,862,759円

(注) 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息の不納欠損処分額には、平成23年度に発生し、不納欠損処分とした違約金76,371円が含まれている。

- 6 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入(水産課)
電話催告を行うとともに、平成24年1、2月に長期未納者3人と面談を行い、分納を促した。今後も計画どおりの償還が行われるよう指導を行う。
- 7 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息(水産課)
平成24年1、2月に長期未納者と面談を行い、1名について完納となった。今後も分納等を促し、回収に努める。回収が困難な者については、情報収集を行い、税務課の助言を受けながら整理方針を検討していく。

区 分	未納額 (平成24年5月末)	全額納入額 (平成24年5月末)	部分納入額 (平成24年5月末)	不納欠損処分額 (平成24年5月末)
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	3人 1,960,000円	0人 0円	3人 1,390,000円	0人 0円
沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息	4人 5,531,461円	1人 51,415円	0人 0円	0人 0円

【イ 金庫の管理について】

金庫の鍵が職員共有の施錠してない場所に保管されており、職員であれば誰でも取り出せる状態になっているものがあつた。適正な管理に努められたい。(農林整備管理課)

- ・根拠 現金及び有価証券の手もと保管の適正化について(平成元年4月17日付提出納長通知)

平成23年7月28日付けで農林整備管理グループリーダーを金庫の管理責任者に指名した。

金庫の鍵は、管理責任者の管理する施錠可能な机に保管し、当該機の鍵は、管理責任者が携帯することとした。

<p>【ウ 県における任意団体の点検について】</p> <p>次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。</p> <p>県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。</p>	<p>行政管理課が作成したチェックリストに基づき、「ひろしまの森林づくりフォーラム」の運営に関与していない者により、事業の実施状況や会計処理などを自主点検した。今後も定期的に自主点検を行うこととする。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 526 440 573">所 管 課</td> <td data-bbox="440 526 1102 573">任 意 団 体</td> </tr> </table>	所 管 課	任 意 団 体	
所 管 課	任 意 団 体		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 573 440 633">森林保全課</td> <td data-bbox="440 573 1102 633">ひろしまの森林づくりフォーラム</td> </tr> </table>	森林保全課	ひろしまの森林づくりフォーラム	
森林保全課	ひろしまの森林づくりフォーラム		

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【補助金の交付事務について】</p> <p>次の補助金交付事業において、交付要綱で様式を定め、毎月、対象事業の遂行状況の報告を受けることとしているが、必要に応じて電話等で事業の遂行状況を聴き取るなど、要綱の規定と異なった運用をしているものがあった。</p> <p>電話等による聴取によっても事業遂行状況の十分な確認が可能かどうか検討するなど、規定と事務処理が乖離しないよう改善する必要がある。（森林保全課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひろしまの森づくり事業（補助金事業）（平成22年度） 	<p>要綱の規定と事務処理が乖離していたため、必要に応じて報告を求めることとし、平成24年3月30日付けで要綱の改正を行った。</p>

9 土木局 (監査年月日：平成23年7月27日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容																					
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]</th> <th colspan="2">参考 前回監査時 [平成21年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)</td> <td>5人</td> <td>42,684,760円</td> <td>7人</td> <td>55,459,060円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>港湾使用料 (港湾振興課)</td> <td>35人</td> <td>10,249,507円</td> <td>37人</td> <td>10,601,507円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]		1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	5人	42,684,760円	7人	55,459,060円	2	港湾使用料 (港湾振興課)	35人	10,249,507円	37人	10,601,507円	<p>【雑入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民事執行法に基づく財産開示手続を行ったところ、1者が全納した。 ○ 2者については、分納誓約書に従って分納している。 ○ 残り2者の内1者は事実上の倒産状態であるため徴収停止とした。 また、1者は、金融機関を交えて経営再建中である。 <p>【港湾使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納付折衝や差押により、8名の債権を全額納付、1名の債権を部分納付させた。 ○ 残りの債権者27名について、より詳細に財産調査等を進め、資力のあるものは差押等により債権回収を実施し、回収不能なものは適切に徴収停止等の処理を進める。 			
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]																			
1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	5人	42,684,760円	7人	55,459,060円																		
2	港湾使用料 (港湾振興課)	35人	10,249,507円	37人	10,601,507円																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>未納額 (平成24年4月末)</th> <th>全額納入額 (平成24年4月末)</th> <th>部分納入額 (平成24年4月末)</th> <th>不納欠損処分額 (平成24年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)</td> <td>4人 31,967,640円</td> <td>1人 9,677,120円</td> <td>2人 1,040,000円</td> <td>0人 0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>港湾使用料 (港湾振興課)</td> <td>27人 8,467,507円</td> <td>8人 1,656,000円</td> <td>1人 126,000円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	4人 31,967,640円	1人 9,677,120円	2人 1,040,000円	0人 0円	2	港湾使用料 (港湾振興課)	27人 8,467,507円	8人 1,656,000円	1人 126,000円	0人 0円				
区 分		未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)																		
1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	4人 31,967,640円	1人 9,677,120円	2人 1,040,000円	0人 0円																		
2	港湾使用料 (港湾振興課)	27人 8,467,507円	8人 1,656,000円	1人 126,000円	0人 0円																		

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、契約内容と異なる支払方法を行ったり、委託契約の締結事務が遅延するなど、不適正な事務処理が行われていた。今後は、再発防止策の徹底を図るとともに、所属職員の手続処理状況の把握や適切な助言・指導を行うなど、内部統制機能を確保し、適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

契約名	内 容
広島空港連絡歩道橋等管理業務委託(平成22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方から提出された再委託承認申請について、承認事務が遅延していたものがあった。 ・委託料の支払方法について、半期ごとに委託料を精算払いによって支払う契約となっているにもかかわらず、事業完了後に一括して支払っていた。
広島空港連絡歩道橋等管理業務委託(平成23年度)	<p>契約締結の伺いは平成23年4月1日付けで決裁となっているにもかかわらず、委託契約書が作成されていなかった。</p>

委託契約の締結事務の遅延等については速やかに是正した。
 今後も、指摘のとおり内部統制の強化を図り再発防止に努めることとする。

【ウ 県における任意団体の点検について】

次の任意団体に対して、所管部局(任意団体事務局の運営に関与していない者)による財務、経理事務等に係る自主点検(検査)が行われていなかった。県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検(検査)を定期的に行うよう努められたい。

所 管 課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	広島港振興協会
	広島県東部港湾振興協会
	中国地区港湾協議会
空港振興課	広島県空港振興協議会

	<p>【用地課】 監査結果の趣旨に従い、当該任意団体事務局の運営に関与していない者による、財務、経理事務等に係る自主点検を実施した。</p> <p>【道路河川管理課】 団体の運営に関与しない土木局道路企画課長による、財務、経理事務等に係る自主点検を実施した。</p> <p>【港湾振興課・空港振興課】 広島港振興協会、広島県東部港湾振興協会、中国地区港湾協議会及び広島県空港振興協議会については監事による監査を実施している。 しかしながら今回の指摘に基づき、あくまでも「県内部」の位置付けの検査として、任意団体事務局の運営に関与していない者による財務、経理、事務等に係る自主点検（検査）を定期的実施する。 （広島県空港振興協議会については平成24年3月8日、広島港振興協会、広島県東部港湾振興協会及び中国地区港湾協議会については平成24年10月17日に実施済）</p>
--	---

9 土木局 [旧都市局（監査年月日：平成23年7月27日）

旧総務局（監査年月日：平成23年8月5日）]

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容			
<p>【長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。</p>					
区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	
1	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金]（都市政策課）	2人	246,378円	2人	246,378円
2	住宅使用料（住宅課）	1,835人	161,659,242円	1,757人	178,745,046円
3	施設使用料（住宅課）	7人	174,330円	7人	174,330円
4	雑入[賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額]（住宅課）	1人	205,200円	1人	205,200円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等]（住宅課）	1人	411,347円	1人	411,347円
6	雑入[かし担保による損害賠償請求金]（財産管理課）	1人	1,412,000円	1人	1,412,000円
<p>（注） 1～5：旧都市局，6：旧総務局（課名は、監査時の所管課）</p>					

区 分		未納額(滞納繰越分) (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	分割納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分額 (平成24年3月末)
1	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金] (都市計画課)	2人 246,378円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
2	住宅使用料 (住宅課)	906人 117,784,467円	※ 住宅管理システム上, 全納と分納の区分 はできない 862人 32,919,366円		67人 10,955,409円
3	施設使用料 (住宅課)	7人 174,330円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
4	雑入[賃貸借契約解除後, 退去までの家賃相当額] (住宅課)	1人 205,200円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等] (都市計画課)	1人 411,347円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
6	雑入[かし担保による損害賠償請求金] (都市計画課)	1人 1,412,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

(注) 1～5：旧都市局，6：旧総務局（課名は，現所管課）

- 1 雑入 [土地区画整理事業に伴う清算徴収金]
国土交通省において本件処分に係る行政不服審査請求の審査中であり，その動向を見守っている。
- 2 住宅使用料
 - (1) 徴収促進
滞納繰越分の大半を占める退去者滞納者については，訪問・文書請求，本人への法的措置（催告，支払督促）に加え，連帯保証人に対する法的措置を踏まえた催告を行った。
〔催告16件，支払督促1件〕
 - (2) 発生の未然防止
住宅使用料については，未納発生月の翌月には督促状を送付している。常時の滞納者に対しては，戸別訪問や電話等による督促・徴収を行い，滞納解消のための計画的な納付指導や家賃減免制度の活用などの指導も行った。
また，督促・徴収にも応じない滞納者については，住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んだ。
〔法的措置件数：平成23年度205件（地方機関を含めた件数260件）〕

	<p>(3) 不納欠損処分</p> <p>時効期限10年が到来し、かつ債務者が所在不明のため、時効援用の意思確認をすることができない確定債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分をした。</p> <p>また、長期に累積した5年の時効期間を経過し、徴収不能となった一般債権及び時効期間10年が到来し、滞納者から時効の援用の申し出があった確定債権については、不納欠損処分をした。</p> <p>3 施設使用料</p> <p>施設使用料の滞納分は、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた者への県営住宅の目的外使用に係る家賃相当額であり、既に全員退去して所在不明者も多く、督促・徴収に取り組んだが、回収できなかった。</p> <p>4 雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕</p> <p>平成19年度に法的措置（支払督促、債権の差押）を実施しても回収できなかった。平成23年度においても、訪問・文書請求をしたが、回収できなかった。</p> <p>5 雑入〔工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等〕</p> <p>業者の実態把握も困難であり、回収できていない。</p> <p>6 雑入〔かし担保による損害賠償請求金〕</p> <p>法人は実質的に倒産しており、事業再開の見込みは全くなく、資産・財産の状況は差押可能な財産の価額が強制執行に必要な費用をこえないと認められるため、平成24年3月に徴収停止を行った。</p>
--	--

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【不法占用の解消及び未然防止への取組について】 県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。</p> <p>平成22年度末の不法占有物件は348件で、そのうち、河川の不法占有物件は、撤去指導などの取組により、昭和50年度末の571件から平成22年度末では327件となっているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。</p> <p>財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、本庁、地方機関が一体となってこれまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。（道路河川管理課）</p>	<p>パトロールや撤去指導、不法占有者に対する占有許可申請の指導などの取組を継続するとともに、本庁、地方機関が一体となって不法占有の解消及び未然防止に努めている。</p> <p>河川管理上売払いが可能な事案は、測量及び廃川告示を行い売払いに向け、事務を進めている。</p> <p>地方機関とヒヤリングを実施するなど、現場の実態に即した対応を検討し、許可が可能な案件については、暫定的に許可を行っている。</p> <p>所有者が確認できない廃屋などについては、河川法に基づき、簡易代執行による強制撤去も視野に入れて対応していく。</p>

土木局所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容																			
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。</p> <p>これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 財務関係規程が未整備の任意団体</p> <table border="1" data-bbox="185 1391 1145 1585"> <thead> <tr> <th>所 管 課</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地課</td> <td>中国地区用地対策連絡会広島県支部</td> </tr> <tr> <td>道路河川管理課</td> <td>中国開発幹線自動車道建設期成同盟会</td> </tr> <tr> <td>港湾振興課</td> <td>中国地区港湾協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 決裁関係規程が未整備の任意団体</p> <table border="1" data-bbox="185 1664 1123 1951"> <thead> <tr> <th>所 管 課</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地課</td> <td>中国地区用地対策連絡会広島県支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路河川管理課</td> <td>中国開発幹線自動車道建設期成同盟会</td> </tr> <tr> <td>中国横断自動車道尾道松江線建設期成会</td> </tr> <tr> <td>港湾振興課</td> <td>中国地区港湾協議会</td> </tr> <tr> <td>空港振興課</td> <td>広島県空港振興協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 課	任意団体	用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部	道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会	港湾振興課	中国地区港湾協議会	所 管 課	任意団体	用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部	道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会	港湾振興課	中国地区港湾協議会	空港振興課	広島県空港振興協議会	
所 管 課	任意団体																			
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部																			
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会																			
港湾振興課	中国地区港湾協議会																			
所 管 課	任意団体																			
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部																			
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会																			
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会																			
港湾振興課	中国地区港湾協議会																			
空港振興課	広島県空港振興協議会																			

	<p>【用地課】 監査結果の趣旨に従い、金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた会計事務処理規程、及び意思決定の手続などを定めた決裁規程を整備した。</p> <p>【道路河川管理課】 中国開発幹線自動車道建設期成同盟会は財務関係規程及び決裁関係規程を整備し4月1日から施行した。 中国横断自動車道尾道松江線建設期成会は決裁規程を整備し6月1日から施行した。</p> <p>【港湾振興課・空港振興課】 広島県空港振興協議会について、平成23年11月1日に、決裁関係規程を整備した。今後も、同規程に従い適正な事務処理を行う。 また、中国地区港湾協議会について、財務関係規程及び決裁関係規程ともに、平成24年度中の整備を目指して、作成中である。</p>
--	--

【イ 支出事務における事後の確認について】
支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。
支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	中国地区港湾協議会

【用地課】
監査結果の趣旨に従い、担当者以外の者が、その都度、支出の事実について確認印を押印するように事務処理を改めた。

【道路河川管理課】
支出調書に担当者以外の者が確認印を押印するように改め、それぞれの会計年度から施行した。

【港湾振興課】
中国地区港湾協議会について、平成24年度から支出調書に「事後確認欄」を追加し、担当者以外の者が支出の事実を確認し、同欄に押印することで対応している。
引き続き適正な事務処理に努める。

【ウ 預貯金通帳と届出印の管理について】

預貯金通帳及びその届出印について、同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所管課	任意団体
用地課	中国地区用地対策連絡会広島県支部
道路河川管理課	中国開発幹線自動車道建設期成同盟会
	中国横断自動車道尾道松江線建設期成会
港湾振興課	中国地区港湾協議会

【用地課】

監査結果の趣旨に従い、預金通帳とその届出印それぞれの保管庫の鍵について、別人物が管理するように改め、内部けん制機能を更に発揮させるよう改善した。

【道路河川管理課】

預貯金通帳は金庫に保管し、届出印は会計責任者が鍵付きの机の引き出しに保管することとした。

【港湾振興課】

中国地区港湾協議会について、監査からの指摘後、通帳と届出印を別々の場所で保管するとともに、管理者もそれぞれ別に定めている。

引き続き適正な事務処理に努める。

10 消防学校 (監査年月日：平成23年5月12日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【タクシー券の使用について】 消防学校におけるタクシー券は、全て講師の消防学校への交通手段として、使用されている。タクシー券によりタクシーを使用した者は、タクシーの使用基準に基づき、必ず乗車年月日、氏名、使用区間、料金を記入し、乗務員に手交することとなっているが、タクシー券に氏名又は使用区間が記入されていないものがあった。タクシー券の使用者に、タクシー券に必要な事項を必ず記入させ、タクシー券の適正な管理・使用に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名が記入されていなかったもの (平成22年度) 1件 ・使用区間が記入されていなかったもの (平成22年度) 80件 	<p>外来講師がタクシー券を使用する場合、往路については、職員が使用者に乗車年月日、氏名、使用区間及び料金を確認し、記入した上で手交することとした。復路についても、職員が使用者に乗車年月日、氏名及び使用区間を確認し、あらかじめ記入した上で、必ず料金を記入するようお願いして手交することを徹底している。</p>
<p>根 拠</p>	<p>タクシーの使用基準 (H21. 4.1施行) 3 (1) ⑦</p>

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【給食業務の委託について】 消防学校では、国の示す施設基準に基づいて食堂を設置し、給食業務を業者に委託しているが、この委託契約において、給食代金の請求先は消防学校が指示するとしか記載がなく、加えて当該請求先が支払うべき根拠も明確でない。</p> <p>また、委託業者が管理している自動販売機の設置者について記載がなく、この設置によって得られる収益の帰属についての考え方も明らかにされていない。</p> <p>こうした点を踏まえ、給食業務の委託契約のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>給食代金の請求については、委託契約書に請求先(広島県、広島県消防学校運営協議会、財団法人広島県消防協会等)を明記するとともに、この請求先が、請求に応じて支払うように記述を改めた。</p> <p>また、自動販売機については、委託契約書(仕様書)中の「自動販売機の管理」の記述を削除し、入校生の福利厚生に資するという設置趣旨の観点から、売上の帰属先及び設置に係る諸経費(電気代、水道代)の負担を広島県消防学校運営協議会とすることに改め、設置について、広島県消防学校運営協議会に対し、行政財産の使用許可を行った。</p>

11 西部総務事務所 (監査年月日：平成23年11月17日)
 [総務第二課 (平成23年11月17日), 呉支所 (平成23年11月7日),
 東広島支所 (平成23年11月21日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容											
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (西部総務事務所呉支所)</p> <table border="1" data-bbox="188 629 1345 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 629 679 723">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="679 629 1011 723">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="1011 629 1340 723">参考 前回監査時 [平成22年10月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 723 679 801">離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料</td> <td data-bbox="679 723 798 801">1 人</td> <td data-bbox="798 723 1011 801">5,566円</td> <td data-bbox="1011 723 1129 801">2 人</td> <td data-bbox="1129 723 1340 801">11,516円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]		離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1 人	5,566円	2 人	11,516円	<p>長期未納となっている債権者は、離職者対策として提供していた旧職員公舎を無断で退去し、その後行方が知れない状況が続いている。 (住民登録の変遷をたどり督促状を送付した際も宛名所に訪ねあたらなうとして返送された。) こうしたことから、今後においても回収の目途が立たず、未納額も小額であることから徴収停止に向けて関係部署と調整している。 なお、本事業は既に終了しているため、再発することはない。</p>	
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]									
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1 人	5,566円	2 人	11,516円								
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 (ア) 一般競争入札の公告は、県ホームページへの掲載及び掲示 (構内掲示板への掲示等) により行うこととされているが、次の業務委託において、掲示による一般競争入札の公告が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。 (西部総務事務所東広島支所)</p> <table border="1" data-bbox="220 1503 1128 1626"> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1503 432 1563">契約名</td> <td data-bbox="432 1503 1123 1563">病性鑑定用検査器具洗浄業務委託 (平成22年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1563 432 1626">根 拠</td> <td data-bbox="432 1563 1123 1626">一般競争入札事務処理要領 5 (1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 次の委託契約において、契約書に定める受注者と業務責任者との雇用関係を証明する書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部総務事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部県税事務所観音庁舎一般廃棄物処理業務 (平成23・24年度) ・西部県税事務所観音庁舎清掃業務 (平成23・24年度) 	契約名	病性鑑定用検査器具洗浄業務委託 (平成22年度)	根 拠	一般競争入札事務処理要領 5 (1)	<p>一般競争入札に係る委託契約の入札に当たっては、一般競争入札事務処理要領に従い、適正な事務処理を実施するよう努める。 所属職員に対しては、今後、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>今回の指摘を受け、速やかに委託業者に書類を提出させた。今後は、確認を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>							
契約名	病性鑑定用検査器具洗浄業務委託 (平成22年度)											
根 拠	一般競争入札事務処理要領 5 (1)											

<p>(ウ) 次の委託契約において、作業計画書に係る承諾を書面で行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部総務事務所東広島支所) ・広島県東広島庁舎等管理業務委託契約(平成23・24年度)</p> <p>(エ) 次の委託契約において、指定した検査職員の異動に際し、検査職員の変更手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部総務事務所)</p>	<p>承諾は口頭でなく書面で行うことを再確認し、所属職員に徹底した。 今後とも、適正な事務処理を実施するよう努める。</p> <p>今回の指摘を受け、速やかに変更の手続を行った。今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>契約名</p>	<p>西部県税事務所観音庁舎一般廃棄物処理業務(平成23・24年度) 西部県税事務所観音庁舎清掃業務(平成23・24年度) 西部県税事務所観音庁舎機械警備業務(平成23～27年度)</p>
<p>根拠</p>	<p>支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課)Ⅱ第73(2)</p>
<p>【ウ 物品の管理について】 備品の管理において、現存する備品を誤って備品出納簿から削除していた。適正な事務処理に努められたい。(西部総務事務所総務第二課) ・振盪機(備品番号 9510013)</p>	<p>削除していた備品を出納簿に登録した。今後は、備品を使用している所属と連携しながら、適正な備品管理と事務処理に努める。</p>

<p>監査の結果(意見)</p>	<p>措置の内容</p>
<p>【随意契約における見積書について】 随意契約の締結に際して業者から徴する見積書について、日付のない見積書を用いて契約を締結しているものがあった。 見積書の有効性の観点から、日付が適正に記載された見積書を徴取して契約事務を行う必要がある。(西部総務事務所)</p>	<p>今後、見積書徴取の際には、日付の記載を業者に指導することとし、適正な契約事務の執行に務める。</p>

12 東部総務事務所 (監査年月日：平成23年10月18日)
 [総務第二課 (平成23年10月18日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【補助金における事務処理について】 次の補助金において、検査職員による検査結果の確認がされないまま、支出の決裁が行われていた。適正な事務処理に努められたい。 (東部総務事務所総務第二課)</p> <table border="1" data-bbox="183 600 1308 730"> <tr> <td data-bbox="183 600 405 667">補助金名</td> <td data-bbox="405 600 1308 667">結核予防費補助金 (平成22年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 667 405 730">根 拠</td> <td data-bbox="405 667 1308 730">支出マニュアル (平成20年10月会計管理部審査指導課) II 第7 3</td> </tr> </table>	補助金名	結核予防費補助金 (平成22年度)	根 拠	支出マニュアル (平成20年10月会計管理部審査指導課) II 第7 3	<p>指摘のあった補助金の支出については、実績報告書により額の確定は文書で行われており、検査があったものとして支出した。 今後支出命令をするときには、検査職員により作成された検査調書等を確認して支払を行う。</p>
補助金名	結核予防費補助金 (平成22年度)				
根 拠	支出マニュアル (平成20年10月会計管理部審査指導課) II 第7 3				

13 西部県税事務所 (監査年月日：平成23年11月17日)
 [呉分室 (平成23年11月7日), 廿日市分室 (平成23年11月17日),
 東広島分室 (平成23年11月21日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (西部県税事務所)</p>		
<p style="text-align: center;">区 分</p>	<p style="text-align: center;">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</p>	<p style="text-align: center;">参考 前回監査時 [平成22年11月]</p>
個人県民税	3,956,517,350円	4,031,883,428円
法人県民税	101,910,244円	110,607,355円
個人事業税	197,042,347円	299,251,440円
法人事業税	348,482,092円	396,029,317円
不動産取得税	394,277,384円	516,666,123円
ゴルフ場利用税	1,701,393円	2,211,200円
軽油引取税	15,447,320円	11,831,576円
自動車税	388,068,031円	452,913,658円
軽油引取税 (旧法による税)	6,931,891円	6,303,677円
延滞金	388,242,742円	502,180,890円
過少申告加算金	1,204,931円	1,331,300円
不申告加算金	2,160,519円	2,754,143円
重加算金	138,187,114円	150,762,672円
<p>注1 個人県民税の前回監査時における長期未納の額については、市町からの払込金の年度区分に誤りがあり、平成22年12月に3,921,542,125円を4,031,883,428円に更正しているため、当該更正後の額を記載している。</p> <p>注2 軽油引取税は、平成21年4月1日付けで普通税へ変更になったため、平成21年3月31日までの目的税に係るものを「旧法による税」として表示している。</p>		
	<p style="text-align: center;">個人県民税、個人事業税及び自動車税を重点税目と位置づけ、多様な徴収手法による計画的かつ組織的な徴収強化対策を講じた。</p>	

1 県税徴収強化対策

個人県民税を除く税目の現年課税分及び滞納繰越分の収入未済額の合計額を、昨年度決算時より1.5億円縮減することを目標に効率的かつ効果的な滞納整理に努めた。

その結果、本年3月末現在での滞納繰越分は昨年同月末から251,455千円縮減している(▲19.4%)。

さらに延滞金、加算金の滞納繰越分についても、昨年3月末より縮減をしている。

- ・延滞金 ▲72,781千円 (▲17.4%)
- ・過少申告加算金 4千円 (+0.4%)
- ・不申告加算金 ▲207千円 (▲10.7%)
- ・重加算金 ▲6,405千円 (▲5.1%)

2 重点税目の対策(昨年3月末との比較)

① 個人県民税(▲95,750千円, ▲2.7%)

県職員と市町職員が協働・連携して滞納整理を行い、徴収技術の向上を目指している。平成23年度は東広島市及び竹原市で直接徴収を実施することとし、市職員各1名の派遣を受け、県職員と協働して高額・困難案件の徴収を行った。さらに併任徴収として呉市他5市町へ県職員を巡回派遣し、市町の徴収職員に対する技術支援及び人材育成に取り組んでいる。

② 個人事業税(▲59,197千円, ▲29.8%)

数値目標を設定するとともに、滞納整理マネジメントを徹底し、高額または長期滞納者に対しては搜索、タイヤロックやインターネット公売等の滞納処分を実施している。

③ 自動車税(▲51,207千円, ▲15.9%)

数値目標を設定するとともに、大量の案件を処理するために集中的・効率的な財産調査と効果的な催告を工夫し、さらに債権を中心とした滞納処分を実施している。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成24年3月 末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の 調定額変動 の主な理由
個人県民税	3,435,409,544円	0円	521,107,806円	0円	
法人県民税	81,410,482円	243,063円	12,521,921円	8,220,904円	滞納法人の移管 による受入
個人事業税	139,422,935円	▲229,400円	24,094,782円	33,295,230円	更正に伴う減額
法人事業税	301,550,788円	3,496,630円	26,787,772円	23,640,162円	滞納法人の移管 による受入
不動産取得税	241,650,203円	▲65,002,700円	60,390,227円	27,234,254円	住宅用土地の減 額
ゴルフ場利用税	0円	0円	0円	1,701,393円	
軽油引取税	7,373,726円	▲331,614円	7,741,980円	0円	更正による減額
自動車税	271,332,547円	▲6,848,100円	82,473,615円	27,413,769円	賦課保留(車検 切れ等)による 減額
軽油引取税 (旧法)	948,647円	0円	5,983,244円	0円	
延滞金	345,080,086円	212,269,333円	216,529,441円	38,902,548円	本税完納による 延滞金の確定
過少申告加算金	1,160,119円	0円	37,912円	6,900円	
不申告加算金	1,738,282円	0円	125,108円	297,129円	
重加算金	119,817,571円	1,737,700円	14,045,115円	6,062,128円	滞納法人の移管 による受入

区 分	参 考 (平成23年3月31日現在)
個人県民税	3,531,159,933 円
法人県民税	87,122,053 円
個人事業税	198,619,702 円
法人事業税	316,608,335 円
不動産取得税	349,616,963 円
ゴルフ場利用税	2,211,200 円
軽油引取税	12,123,529 円
自動車税	322,539,161 円
特別地方消費税(旧法による税)	0 円
軽油引取税(旧法による税)	6,303,677 円
延滞金	417,861,204 円
過少申告加算金	1,155,800 円
不申告加算金	1,945,692 円
重加算金	126,222,587 円

<p>【イ 委託契約における検査職員の指定について】 次の委託契約において、検査職員の指定を文書で行っていないかった。適正な事務処理に努められたい。 (西部県税事務所)</p>	<p>指摘後、直ちに文書で検査職員の指定を行った。 平成24年度の検査職員について、予算執行原議で指定し、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>契約名</p>	<p>平成23年度自動車取得税（軽自動車分）申告書受付業務委託契約</p>
<p>根拠</p>	<p>支出マニュアル（平成20年10月会計管理部審査指導課）Ⅱ 第7 3（2）</p>
<p>【ウ 委託契約における設計金額の算出について】 次の委託契約において、業務に従事する者の勤務日数を誤って積算を行うなど、設計金額の算出に一部誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。 (西部県税事務所) ・平成23年度自動車取得税（軽自動車分）申告書受付業務委託契約</p>	<p>指摘を踏まえ、設計金額の算出時において、複数人で内容を確認するなど、チェック体制を強化している。これにより、設計金額の算出に誤りがないよう、適正な事務処理に努めている。</p>

14 東部県税事務所 （監査年月日：平成23年10月18日）

[尾道分室（平成23年10月18日）]

<p>監査の結果（指摘事項）</p>	<p>措 置 の 内 容</p>	
<p>【長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (東部県税事務所)</p>		
<p>区 分</p>	<p>長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]</p>	<p>参考 前回監査時 [平成22年10月]</p>
<p>個人県民税</p>	<p>1,395,506,256円</p>	<p>1,402,784,945円</p>
<p>法人県民税</p>	<p>28,058,963円</p>	<p>30,715,222円</p>
<p>個人事業税</p>	<p>56,575,225円</p>	<p>61,949,376円</p>
<p>法人事業税</p>	<p>98,027,126円</p>	<p>115,238,238円</p>
<p>不動産取得税</p>	<p>73,429,886円</p>	<p>98,164,642円</p>
<p>自動車税</p>	<p>145,477,705円</p>	<p>173,508,604円</p>
<p>延滞金</p>	<p>167,078,113円</p>	<p>206,479,439円</p>
<p>過少申告加算金</p>	<p>1,642,991円</p>	<p>1,507,991円</p>
<p>不申告加算金</p>	<p>544,138円</p>	<p>1,254,397円</p>
<p>重加算金</p>	<p>38,993,533円</p>	<p>51,349,769円</p>

県税収入の確保に当たっては、県税業務の最重要課題として全力で取り組んでいる。

なお、次の税目については、重点税目として効率的・効果的な徴収強化対策を実施している。

① 個人県民税

尾道市及び福山市から職員各1名の派遣を受け、地方税法第48条による直接徴収の実施や、新たに三原市、尾道市、府中市及び世羅町において、併任徴収を実施するなど、各市町との連携強化・協働による総合的な個人県民税対策を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

② 個人事業税

具体的数値目標（現年課税分97.7%、滞納繰越分27.7%）を設定し、集中的な滞納整理に取り組んでいる。特に、現年課税分については、新たな滞納繰越を発生させないように、特に高額納税者に対して、納期限前の財産調査や納期内納付勧奨といった積極的な滞納整理を実施している。その結果、3月末の現年課税分の収入率が98.3%に達するなど成果が表れている。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成24年3月末 現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の 調定額変動 の主な理由
個人県民税	1,249,367,472円	0円	146,138,784円	0円	
法人県民税	23,349,845円	▲359,163円	2,894,916円	1,455,039円	国税更正に伴う減額
個人事業税	47,000,233円	▲75,900円	4,872,720円	4,626,372円	国税更正に伴う減額
法人事業税	90,642,398円	▲3,915,800円	1,564,809円	1,904,119円	国税更正に伴う減額
不動産取得税	58,970,930円	▲6,983,533円	6,637,823円	837,600円	住宅用土地の減額
自動車税	111,324,567円	▲1,261,800円	26,139,962円	6,751,376円	賦課保留に伴う減額
延滞金	153,507,530円	60,348,207円	58,876,752円	15,042,038円	本税完納による延滞金の確定
過少申告加算金	1,615,491円	▲3,600円	23,900円	0円	国税更正に伴う減額
不申告加算金	362,938円	0円	0円	181,200円	
重加算金	35,411,605円	▲1,737,700円	1,714,528円	129,700円	国税更正に伴う減額

15 北部県税事務所 (監査年月日：平成23年11月2日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																														
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (北部県税事務所)</p>	<p>「平成24年度県税滞納整理方針」に基づき、組織的かつ計画的な徴収に努めており、個人事業税、滞納繰越分の整理率の向上及び自動車税の収入率の向上を重点目標として、効果的な徴収を推進している。</p> <p>今後とも、引き続き次の徴収対策に重点的に取り組み、更なる収入未済額の縮減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徴収強化対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 早期かつ計画的な納税催告 ② 債権を中心とした財産調査及び滞納処分 ③ 搜索及びタイヤロックの効果的活用 ④ 客観的資料に基づく納付能力の見極め ⑤ 確定延滞金の滞納整理 ○ 個人県民税対策 <p>管内2市と密接な連携を図り、滞納整理に関する情報交換、個別事案に対する技術支援、収入率の向上及び人材育成に向けた取組を引き続き行うとともに、5月からは庄原市を対象に、週2日間、併任徴収を12月まで実施する。</p> 																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 546 584 640">区 分</th> <th data-bbox="584 546 922 640">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="922 546 1260 640">参考 前回監査時 [平成22年11月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 640 584 689">個人県民税</td> <td data-bbox="584 640 922 689">100,721,375円</td> <td data-bbox="922 640 1260 689">97,391,293円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 689 584 739">法人県民税</td> <td data-bbox="584 689 922 739">2,820,918円</td> <td data-bbox="922 689 1260 739">2,394,116円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 739 584 788">個人事業税</td> <td data-bbox="584 739 922 788">3,736,242円</td> <td data-bbox="922 739 1260 788">5,339,760円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 788 584 837">法人事業税</td> <td data-bbox="584 788 922 837">745,334円</td> <td data-bbox="922 788 1260 837">994,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 837 584 887">不動産取得税</td> <td data-bbox="584 837 922 887">61,240,340円</td> <td data-bbox="922 837 1260 887">71,803,894円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 887 584 936">自動車税</td> <td data-bbox="584 887 922 936">31,951,840円</td> <td data-bbox="922 887 1260 936">41,093,270円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 936 584 985">延滞金</td> <td data-bbox="584 936 922 985">31,336,113円</td> <td data-bbox="922 936 1260 985">20,861,373円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 985 584 1034">不申告加算金</td> <td data-bbox="584 985 922 1034">73,200円</td> <td data-bbox="922 985 1260 1034">75,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1034 584 1081">重加算金</td> <td data-bbox="584 1034 922 1081">787,051円</td> <td data-bbox="922 1034 1260 1081">1,533,257円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]	個人県民税	100,721,375円	97,391,293円	法人県民税	2,820,918円	2,394,116円	個人事業税	3,736,242円	5,339,760円	法人事業税	745,334円	994,100円	不動産取得税	61,240,340円	71,803,894円	自動車税	31,951,840円	41,093,270円	延滞金	31,336,113円	20,861,373円	不申告加算金	73,200円	75,900円	重加算金	787,051円	1,533,257円	
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]																													
個人県民税	100,721,375円	97,391,293円																													
法人県民税	2,820,918円	2,394,116円																													
個人事業税	3,736,242円	5,339,760円																													
法人事業税	745,334円	994,100円																													
不動産取得税	61,240,340円	71,803,894円																													
自動車税	31,951,840円	41,093,270円																													
延滞金	31,336,113円	20,861,373円																													
不申告加算金	73,200円	75,900円																													
重加算金	787,051円	1,533,257円																													

					<p>○ 新規滞納発生の防止</p> <p>① 個人事業税及び不動産取得税の高額事案に対する課税の事前予告による、納期内納付の勧奨を行う。</p> <p>② 個人事業税の随時課税分に係る早期課税に努め、新規滞納事案の発生の未然防止に努める。</p>
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成24年3月 末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の調定額 変動の主な理由
個人県民税	92,428,881円	0円	8,292,494円	0円	
法人県民税	2,046,189円	0円	470,627円	304,102円	
個人事業税	2,376,253円	0円	631,400円	728,589円	
法人事業税	392,500円	0円	33,634円	319,200円	
不動産取得税	59,041,253円	▲320,000円	1,879,087円	0円	課税標準の特例 (住宅に係る控除) による減額
自動車税	24,743,715円	▲514,000円	6,109,239円	584,886円	賦課保留(車検切 れ等)による減額
延滞金	30,736,286円	7,359,401円	6,332,032円	1,627,196円	本税完納による延 滞金の確定
不申告加算金	21,100円	0円	0円	52,100円	
重加算金	415,751円	0円	371,300円	0円	

16 自治総合研修センター (監査年月日：平成23年5月20日)

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【ア 物品の管理について】 備品の管理において、標識(備品ラベル)が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>備品台帳を全面チェックするとともに、指摘のDVDプレイヤーには備品ラベルを貼付済みである。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>備 品</td> <td>DVDプレイヤー(備品番号1000502)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第44条</td> </tr> </table>	備 品	DVDプレイヤー(備品番号1000502)	根 拠	広島県物品管理規則第44条	
備 品	DVDプレイヤー(備品番号1000502)				
根 拠	広島県物品管理規則第44条				

<p>【イ 委託契約における業者の選定について】</p> <p>次の業務委託において、物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登載された有資格者以外の者から見積書を徴取しているが、選定理由が起案で明確にされていなかった。</p> <p>業務を委託する場合に、見積書を徴取する業者を名簿登載業者以外から選定する場合は、選定理由を明確にするよう努められたい。</p>	<p>業者の選定理由を次のとおり整理するとともに、新年度の研修業務委託計画の起案にも選定理由を明記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札資格参加者名簿のみでは能力及び資質等のレベルは判断できず、一方で全国には高度なノウハウを有する事業者もいるため、プロポーザル方式（模擬講義等）により名簿以外の事業者も対象として選定した。 ○ プロポーザルでの選定後は、研修生アンケートや講師評価等による総合評価に基づいて継続の有無を判断して選定した。
<p>契約名</p>	<p>保育士研修及びコーチング研修業務（平成22年度）</p>
<p>根拠</p>	<p>物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領 第8条</p>

17 県立総合技術研究所保健環境センター（監査年月日：平成23年5月23日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
<p>【ア 現金の記録管理について】</p> <p>現金の受払いについて、現金出納簿に記載していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成21年度）</p>	
<p>内容</p>	<p>平成22年3月31日 9,400円払出し（資金前渡の精算残額の戻入）</p>
<p>根拠</p>	<p>広島県会計規則第82条第1項</p>
	<p>平成22年3月31日に戻入した資金前渡金については、現金出納簿に記載を行った。</p>

<p>【イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について】 徴収すべき電気料金及び当該収入の所属年度を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成21年度及び22年度)</p>	
<p>対 象</p>	<p>花粉観測システムの設置に伴う電気料金</p>
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の算出において、使用時間の算出及び料金の端数処理を誤っていた。 平成21年4月～22年3月分 過徴収額29円 平成22年4月～23年3月分 徴収不足額36円 ・収入の所属年度について、平成22年度の収入とすべきところを21年度の収入に、23年度の収入とすべきところを22年度の収入にしていた。
<p>根 拠</p>	<p>国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項 地方自治法施行令第142条第1項第2号</p>
	<p>平成23年度の使用時間に係る電気料金については、指摘を受け、収入の所属年度（平成24年度）に徴収した。 また、徴収金額に過不足のあつた点については、請求に係る明細を納入義務者に新たに追加で送付し、双方で厳正にチェックすることで再発防止に努めていくこととした。</p>
<p>【ウ 施設管理業務委託における再委託の承認手続について】 施設管理業務の委託に当たっては、契約の相手方が業務の一部を再委託しようとするときは、その旨をあらかじめ書面により申請し、契約担当職員の承認を受けることとなっているが、契約書にこの旨を定めず、契約担当職員による再委託の承認手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>契約名</p>	<p>庁舎設備保守管理業務委託契約（平成21年度） （うち消防用設備等保守点検業務の再委託）</p>
<p>根 拠</p>	<p>施設管理業務委託事務処理要綱第7条第1項</p>
	<p>契約の相手方と仕様書の一部変更について協議し、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に書面により届け出るように変更した。</p>

【エ 委託契約における設計金額の積算について】

委託契約の設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から見積書を徴取することとなっているが、次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	不用品の収集、運搬及び処分業務委託契約（平成21年度）
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3）（平成22年4月1日）

委託契約における設計金額の積算については、参考見積書を可能な限り複数の者から徴取することとしている。

【オ 委託契約における検査の実施について】

委託契約の検査の実施について、次のとおり誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

（ア）契約の履行を確認する検査職員を定めていなかった。

契約名	試験検査器具洗浄業務委託契約（平成22年度及び23～24年度）
根拠	支出マニュアル 第7 3（2）（平成20年10月）

（イ）あらかじめ定めた検査職員と別の職員が「検査・履行確認済」欄に押印していた。
・第一種圧力容器（オートクレーブ）保守点検業務委託契約（平成22年度）

委託契約における検査の実施について、平成24年度の支出伺いについては、検査職員について指名を行った。

また、あらかじめ定めた検査職員と別の職員が「検査・履行確認済」欄に押印していた件については、錯誤のないよう、適正な検査を実施している。

監査の結果（意見）		措 置 の 内 容
<p>【庁舎設備の修繕に係る支出科目について】 庁舎設備の保守点検業務として発注し、当該経費を「委託料」から支出しているものがあるが、実際の業務内容は庁舎設備の小修繕業務であり、この場合の支出科目は「需用費（修繕料）」が適切と考えられる。あらかじめ定められた支出科目の区分に従った予算執行に努める必要がある。</p>		<p>業務内容を勘案し、適切な支出科目による予算執行に努める。</p>
業務名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備保守等業務（平成21年度） ・ 車庫シャッター保守等業務（平成21年度） ・ 自動ドア保守点検業務（平成22年度） ・ 動物飼育棟空調設備緊急保守業務（平成22年度） 	
根拠	広島県予算規則第3条第2項及び第3項	

18 県立総合技術研究所東部工業技術センター（監査年月日：平成23年7月15日）

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容
<p>【ア 証紙文書の收受について】 証明事務手数料について、証紙文書による收受を行った際に、証紙文書に文書收受印を押印し、確認した証紙の額に対して認印を押印することとなっているが、行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>証紙文書の收受の際は、文書收受印及び認印を押印する。</p>
根拠	<p>収入マニュアル第5の2の（8） 広島県文書等管理規程第15条</p>	
<p>【イ 旅費支出証拠書類の編てつ及び保管について】 宿泊施設が指定されている場合の旅行において提出が必要な支出証拠書類が、旅行命令簿に添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>旅行命令簿に支出証拠書類を添付している。</p>
根拠	<p>旅費制度Q&A（Q57） 財務会計トータルシステム事務処理要領（旅費）第12章 1</p>	

19 西部厚生環境事務所・西部保健所 (監査年月日：平成23年11月17日)
 [広島支所(平成23年11月17日), 呉支所(平成23年11月7日)]

監査の結果(指摘事項)		措置の内容		
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(西部厚生環境事務所・西部保健所)(支所分を除く。)</p>				
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考	前回監査時 [平成22年11月]	
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 786,780円	3人	863,890円	
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	65人 18,024,787円	68人	19,104,201円	
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 22,125円	3人	22,125円	
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 354,654円	3人	309,572円	
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 600円	1人	600円	
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 92,200円	2人	271,320円	
生活保護費に係る戻入金・返還金	82人 27,677,144円	63人	23,140,243円	
		<p>(西部厚生環境事務所・西部保健所)</p> <p>1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。</p>		
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 716,780円	0人 0円	2人 70,000円	0人 0円

2 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については、所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)		全額納入額 (平成24年4月末)		部分納入額 (平成24年4月末)		不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	50人	16,035,684円	14人	332,105円	35人	858,448円	3人	798,550円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人	22,125円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人	354,654円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円

3 特別障害者手当に係る戻入金・返還金

現在、定期的に分割納入が行われており、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

区 分	未納額 (平成24年4月末)		全額納入額 (平成24年4月末)		部分納入額 (平成24年4月末)		不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人	62,200円	0人	0円	1人	30,000円	0人	0円

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所—平成24年度から広島支所へ事務移管)

4 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	69人 23,363,473円	6人 33,705円	30人 450,000円	7人 3,829,966円

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 3,923,450円	9人 4,126,450円
生活保護費に係る戻入金・返還金	101人 27,578,947円	103人 28,670,841円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	107人 21,510,662円	73人 19,269,240円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	14人 714,700円	14人 978,100円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 71,200円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 47,500円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 155,000円	1人 185,000円

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る 戻入金・返還金	9人 3,790,450円	0人 0円	4人 133,000円	0人 0円

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る 戻入金・返還金	98人 26,914,637円	2人 26,000円	37人 489,000円	1人 149,310円

3 母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証人を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	68人 19,402,062円	39人 1,084,642円	38人 1,023,958円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	10人 582,500円	4人 132,200円	0人 0円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 23,700円	1人 47,500円	0人 0円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 47,500円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 143,000円	0人 0円	1人 12,000円	0人 0円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	15人 5,825,176円	16人 6,196,576円
生活保護費に係る戻入金・返還金	26人 7,921,902円	41人 19,150,612円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 516,910円	1人 565,130円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	142人 43,682,473円	151人 43,216,361円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	4人 193,205円	7人 196,805円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 3,615,084円	7人 3,515,827円
母子福祉資金に係る戻入金	8人 1,031,500円	7人 927,500円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 88,000円	2人 138,000円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	13人 5,576,206円	2人 123,470円	8人 125,500円	0人 0円

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	24人 7,399,902円	0人 0円	12人 197,000円	2人 325,000円

3 福祉手当に係る戻入金・返還金

現在、分割納入が行われており、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 512,910円	0人 0円	1人 4,000円	0人 0円

4 母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分類 (平成24年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	127人 39,774,650円	12人 1,145,401円	90人 1,923,761円	3人 838,661円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	3人 190,505円	1人 2,700円	0人 0円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 1,562,302円	0人 0円	4人 128,000円	2人 1,924,782円
母子福祉資金に係る戻入金	8人 995,500円	0人 0円	5人 36,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 88,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約の事務処理において、設計金額を算出するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。また、予定価格調書の日付を、誤って設計金額を定めるより前の日付としていた。適正な事務処理に努められたい。 (西部厚生環境事務所・西部保健所)</p>	<p>(西部厚生環境事務所・西部保健所) 平成23年度からは、参考見積書を3者から徴取した。また、設計金額を定めた後に、予定価格調書の作成を行った。</p>
---	---

契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (ガスクロマトグラフ①) (平成22年度) ・食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (原子吸光分光光度計) (平成22年度) ・食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (分析天秤及び上皿天秤) (平成22年度) ・食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (ガスクロマトグラフ②) (平成22年度) ・食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (ガスクロマトグラフ質量分析計) (平成22年度) ・食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (高速液体クロマトグラフ) (平成22年度)
根 拠	広島県契約規則第18条、第19条及び第31条 委託・役務業務契約事務の手引き (第2版) 3 (3) (平成22年4月1日)

<p>【ウ 物品の管理について】 備品の管理において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)</p>	<p>(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所) 平成23年11月7日に西部総務事務所呉支所総務課で標識 (備品ラベル) を作成し、貼付済みである。</p>
備 品	冷蔵庫
根 拠	広島県物品管理規則第44条

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【随意契約における見積書について】 随意契約の締結に際して業者から徴する見積書について、日付のない見積書を用いて契約を締結しているものがあつた。 見積書の有効性の観点から、日付が適正に記載された見積書を徴取して契約事務を行う必要がある。 (西部厚生環境事務所・西部保健所)</p>	<p>(西部厚生環境事務所・西部保健所) 日付が適正に記載された見積書を徴取して、契約事務を行うこととした。 今後とも、適正な契約事務の執行に努めることとする。</p>

西部厚生環境事務所・西部保健所所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容								
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(西部厚生環境事務所・西部保健所) 医療政策課から示された会計事務処理規程（例）に準じて「広島県西部地域保健対策協議会経理規程」及び「広島県西部地域保健対策協議会運営規程」を制定した。（平成24年10月1日施行）</p> <p>(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所) 医療政策課から示された会計事務処理規程（例）に準じて「呉地域保健対策協議会会計事務処理規程」を制定した。（平成24年5月16日施行）</p> <table border="1" data-bbox="188 801 1321 949"> <thead> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部厚生環境事務所・西部保健所</td> <td>西部地域保健対策協議会</td> </tr> <tr> <td>西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所</td> <td>呉地域保健対策協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所管する機関	任意団体	西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会	西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会		
所管する機関	任意団体								
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会								
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会								
<p>【イ 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(西部厚生環境事務所・西部保健所) 支出調書等に証拠書類の写しを添付し、会計担当者以外の者（厚生課参事）が支出の事実について支出調書に確認日を記載の上、確認印を押印している。</p> <p>(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所) 平成24年4月1日付けで「海田地域保健対策協議会会計事務処理規程」を改正し、支出調書の様式に確認者欄を設け、会計責任者が支出の事実を確認したことが書面上、記録できる形式とした。 また、支出調書等には証拠書類の写しを必ず添付することとしている。</p> <p>(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所) 支出調書に「事後確認欄」を追加し、担当者以外の者が支出の事実を確認している。</p> <table border="1" data-bbox="188 1682 1321 1877"> <thead> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部厚生環境事務所・西部保健所</td> <td>西部地域保健対策協議会</td> </tr> <tr> <td>西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所</td> <td>海田地域保健対策協議会</td> </tr> <tr> <td>西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所</td> <td>呉地域保健対策協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所管する機関	任意団体	西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会	西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	海田地域保健対策協議会	西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会
所管する機関	任意団体								
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会								
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	海田地域保健対策協議会								
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会								

<p>【ウ 預貯金通帳と届出印の管理について】 預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。 預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(西部厚生環境事務所・西部保健所) 預貯金通帳は厚生課参事が、その届出印は厚生課長が管理者となっており、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管している。</p> <p>(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所) 届出印、預貯金通帳、金庫の鍵は、それぞれ別の者が保管・管理しており、内部けん制機能を働かせている。</p>
所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会

20 西部東厚生環境事務所・西部東保健所 (監査年月日：平成23年11月21日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																					
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(西部東厚生環境事務所・西部東保健所)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th style="width: 30%;">参 考 前 回 監 査 時 [平成22年10月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童扶養手当に係る戻入金・返還金</td> <td style="text-align: center;">8人 1,242,880円</td> <td style="text-align: center;">9人 3,726,200円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費に係る戻入金・返還金</td> <td style="text-align: center;">4人 744,865円</td> <td style="text-align: center;">4人 853,865円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td style="text-align: center;">63人 16,532,987円</td> <td style="text-align: center;">70人 17,395,367円</td> </tr> <tr> <td>寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入</td> <td style="text-align: center;">4人 2,431,296円</td> <td style="text-align: center;">4人 2,561,331円</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金に係る戻入金</td> <td style="text-align: center;">3人 199,000円</td> <td style="text-align: center;">3人 200,000円</td> </tr> <tr> <td>未熟児養育医療費負担金</td> <td style="text-align: center;">4人 71,491円</td> <td style="text-align: center;">7人 132,571円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成22年10月]	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8人 1,242,880円	9人 3,726,200円	生活保護費に係る戻入金・返還金	4人 744,865円	4人 853,865円	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	63人 16,532,987円	70人 17,395,367円	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,431,296円	4人 2,561,331円	母子福祉資金に係る戻入金	3人 199,000円	3人 200,000円	未熟児養育医療費負担金	4人 71,491円	7人 132,571円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成22年10月]																				
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8人 1,242,880円	9人 3,726,200円																				
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人 744,865円	4人 853,865円																				
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	63人 16,532,987円	70人 17,395,367円																				
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,431,296円	4人 2,561,331円																				
母子福祉資金に係る戻入金	3人 199,000円	3人 200,000円																				
未熟児養育医療費負担金	4人 71,491円	7人 132,571円																				
	<p>1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金 児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。</p>																					

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	7人 1,142,880円	1人 3,000円	5人 97,000円	0人 0円

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人 688,865円	0人 0円	4人 56,000円	0人 0円

3 母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が死亡等により不存在となった場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	55人 14,886,319円	8人 715,015円	27人 931,653円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,353,449円	0人 0円	3人 77,847円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	3人 184,000円	0人 0円	1人 15,000円	0人 0円

4 未熟児養育医療費負担金

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に督促状を発行するとともに、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況把握に努め、電話・文書・戸別訪問等による納入指導により、新規発生の抑制に努める。

また、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて不納欠損処分・執行停止などの法的措置を実行するなど、引き続き滞納債権の縮減を図る。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
未熟児養育医療費負担金	1人 29,880円	2人 16,451円	0人 0円	1人 25,160円

西部東厚生環境事務所・西部東保健所所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容				
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>「広島中央地域保健対策協議会会計事務処理規程」を策定（平成24年4月1日施行）し、より適正な事務処理に努めている。</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部東厚生環境事務所・西部東保健所</td> <td>広島中央地域保健対策協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所管する機関	任意団体	西部東厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会	
所管する機関	任意団体				
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会				

<p>【イ 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成 24 年度から、担当者以外の者が支出調書の額、証拠書類の額を預金通帳の額と照合して、支出調書に確認印を押印することにより、より適正な事務処理に努める。</p>
所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会

21 東部厚生環境事務所・東部保健所 (監査年月日：平成23年10月18日)
 [福山支所 (平成23年10月18日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>(東部厚生環境事務所・東部保健所) (支所分を除く。)</p>		
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8人 2,567,110円	9人 2,626,110円
生活保護費に係る戻入金・返還金	12人 3,878,152円	11人 4,122,352円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	167人 52,175,746円	173人 51,118,211円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 4,318,177円	7人 4,405,709円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	34人 1,136,023円	37人 1,237,323円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 60,047円	1人 60,047円
母子福祉資金に係る戻入金	3人 179,000円	1人 36,000円
未熟児養育医療費負担金	3人 94,965円	3人 104,965円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,428,581円	2人 1,548,581円

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
生活保護費に係る戻入金・返還金	13人 6,285,832円	14人 6,615,332円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	20人 4,993,940円	20人 5,303,940円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	37人 9,725,669円	37人 9,533,067円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 83,160円	1人 98,950円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	10人 635,585円	10人 649,085円

(東部厚生環境事務所・東部保健所)

1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5人 1,863,910円	0人 0円	2人 8,000円	3人 695,200円

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	12人 3,756,152円	0人 0円	10人 122,000円	0人 0円

3 母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	151人 47,814,350円	14人 1,698,351円	64人 1,920,173円	2人 742,872円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	5人 4,111,577円	1人 70,000円	3人 136,600円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	28人 1,017,868円	3人 24,533円	1人 19,900円	3人 73,722円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 60,047円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	3人 124,000円	0人 0円	1人 55,000円	0人 0円

4 未熟児養育医療費負担金

未熟児養育医療費負担金については、「未熟児医療費負担金に係る債権管理事務処理要領」に従って、債務者に督促状を発行するとともに、未熟児訪問等を行う市町と連携を密にして世帯の状況把握に努め、電話・文書・戸別訪問等による納入指導により、新規発生を抑制に努める。

また、債務者の財産状況の把握に努め、必要に応じて不納欠損処分・執行停止などの法的措置を実行するなど、引き続き滞納債権の縮減を図る。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
未熟児養育医療費負担金	3人 49,165円	0人 0円	1人 45,800円	0人 0円

5 廃棄物処理に係る行政代執行弁償金

旧因島市内の山林に投棄された廃油(硫酸ピッチ)について、投棄者不明のため、平成14年4月26日に代執行により撤去・処理を実施した。(代執行費用: 2,394千円)

投棄者(3名)は愛媛県警に検挙され、松山地方裁判所では有罪の判決があったため、代執行費用の納付を命令し、督促をしたが、納付はされなかった。

平成15年3月～5月、国税徴収法の例により、投棄者(3名)の資産状況等を調査し、預金等の差押えを行い、平成15年度決算時、677,113円の代執行費用を徴収した。

平成19年2月、預金等の差押えを行い(2名)、平成19年度決算時、47,982円の代執行費用を徴収した。また、滞納者名義の土地、建物を差押えた。(1名)

平成20年8月、滞納者3名のうち1名の死亡を確認した。

平成20年11月、預金等の差押えを行い(1名)、10,324円の代執行費用を徴収した。

その他、滞納者1名について、勤務先へ、本人への給与支払状況について照会をし、交渉の結果、納付誓約書を得て、平成21年10月末日から毎月10,000円の分割納入をすることとなった。(当該滞納者と分割納入金額の上積みについての交渉を行っているが、他にも借金があり、困難な状況にある。)

残る滞納者1名についても、財産調査を行った結果、生活保護を受けていることが判明し、徴収が困難な状況となっている。

今後も、滞納者2名につき資力の調査(給与支払状況照会及び生活保護の受給の有無の照会等)を定期的に行い、分納金額増額の余地がないか追求するなど、当該未納解消促進のための対応を行う。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人 1,348,581円	0人 0円	1人 80,000円	0人 0円

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

1 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る戻入金・返還金	13人 6,115,832円	0人 0円	6人 170,000円	0人 0円

2 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	18人 4,785,410円	2人 20,700円	9人 187,830円	0人 0円

3 母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	33人 8,538,828円	3人 166,000円	21人 479,708円	1人 541,133円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 83,160円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	9人 321,387円	0人 0円	1人 5,500円	1人 308,698円

【イ 補助金における支出事務について】

次の補助金において、検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部厚生環境事務所・東部保健所)

今後は、執行伺いの中で検査職員を定めた後、検査職員により検査調書を作成し、適正な事務処理を行う。

補助金名	結核予防費補助金(平成22年度)
根 拠	支出マニュアル(平成20年10月会計管理部審査指導課)Ⅱ 第3の14

<p>【ウ 旅費について】 任意団体の事務に従事する県職員に当該団体から支給された旅費について、県費から重複して支給されていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 1人 350円 	任意団体の用務での旅行命令について、別途支給「有」で入力すべきところ、「無」で入力していたため、県費と重複支給となっていた。 県費重複支給分について、戻入処理を行った。 今後は、誤請求のないよう適正な事務処理に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・戻入額 1人 350円 								
<table border="1"> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> <tr> <td>東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所</td> <td>福山・府中地域保健対策協議会</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会	<table border="1"> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> <tr> <td>東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所</td> <td>福山・府中地域保健対策協議会</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会
所管する機関	任意団体								
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会								
所管する機関	任意団体								
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会								

東部厚生環境事務所・東部保健所所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措置の内容				
<p>【ア 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1120 1364 1220"> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> <tr> <td>東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所</td> <td>福山・府中地域保健対策協議会</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会	<p>支出調書に証拠書類の写し等を添付し、担当者以外の職員が支出手続後の支出確認を行った際に、支出調書の確認欄へ確認印を押印し、書面整理した。 今後は、支出確認の記録等に留意し、適正な事務処理に努める。</p>
所管する機関	任意団体				
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会				
<p>【イ 預貯金通帳と届出印の管理について】 預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。 預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 1668 1364 1769"> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> <tr> <td>東部厚生環境事務所・東部保健所</td> <td>尾三地域保健対策協議会</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	東部厚生環境事務所・東部保健所	尾三地域保健対策協議会	<p>今後は、預貯金通帳の管理は厚生課長が行うこととし、保管場所は厚生課内の金庫とし、出庫から返庫までを時系列に管理し、毎回支出・収入調書と突合し、チェックする。 また、届出印の管理は厚生課参事が行うこととし、保管場所は厚生課内の預貯金通帳とは別の金庫とし、上記と同様に出庫から返庫までを一括管理し、チェックする。</p>
所管する機関	任意団体				
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾三地域保健対策協議会				

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (北部厚生環境事務所・北部保健所)</p>					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成22年11月)			
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	5人 2,325,200円	7人	2,971,000円		
生活保護費に係る戻入金及び返還金	4人 1,796,997円	5人	1,922,997円		
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	40人 12,732,055円	44人	15,084,618円		
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	18人 1,898,480円	19人	1,996,480円		
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 944,174円	3人	946,055円		
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 204,900円	3人	254,300円		
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 52,760円	1人	55,760円		
		<p>1 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。 今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。</p>			
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	4人 2,268,200円	1人 11,000円	3人 46,000円	0人 0円	
		<p>2 生活保護費に係る戻入金及び返還金 生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。 また、1年以上の長期に渡り未納となっている者に対しては、夜間の電話、訪問による督促を実施した。 全庁的に行う債権回収強化月間 (毎年1月) とは別に当所独自 (5月) に滞納債権回収強化月間の一環として連絡が途絶えている者の自宅を夜間訪問し、現況及び返還について調査をした。 今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。</p>			

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
生活保護費に係る戻入金及び返還金	4人 1,768,997円	0人 0円	4人 28,000円	0人 0円

3 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、昨年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。

今後も年次計画に基づく重点的な取組と債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、今年度実施予定の県外滞納者のサービサー委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	32人 11,590,752円	7人 243,797円	22人 600,606円	1人 296,900円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	18人 1,815,180円	0人 0円	6人 83,300円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 891,157円	0人 0円	3人 53,017円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 198,900円	0人 0円	1人 6,000円	0人 0円

		4 特別障害者手当に係る戻入金及び返還金 現在、納入が停止しているため、納入再開に向け、電話及び訪問による督促活動を継続していく。			
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 52,760円	0人 0円	1人 0円	0人	0円

北部厚生環境事務所・北部保健所所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容				
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>医療政策課から示された会計事務処理規程（例）に準じて「備北地域保健対策協議会会計事務処理規程」を制定した。理事会（平成24年12月6日開催予定）に諮り、平成25年1月1日から施行する。</p>				
<table border="1"> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> <tr> <td>北部厚生環境事務所・北部保健所</td> <td>備北地域保健対策協議会</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会	
所管する機関	任意団体				
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会				
<p>【イ 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>会計担当者の支出手続後、厚生推進係長が領収書等の関係書類の照合等、履行確認（確認後の押印）を行っている。</p>				
<table border="1"> <tr> <th>所管する機関</th> <th>任意団体</th> </tr> <tr> <td>北部厚生環境事務所・北部保健所</td> <td>備北地域保健対策協議会</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会	
所管する機関	任意団体				
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会				

【ウ 預貯金通帳と届出印の管理について】 預貯金通帳について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。 預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。		監査の指摘を受けて、鍵付きの保管庫を購入し、預金通帳を保管している。 また、印鑑については、従来どおり金庫に保管し、厚生課長が管理している。
所管する機関	任意団体	
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会	

23 東部子ども家庭センター (監査年月日：平成23年5月13日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。					
	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 平成21年度決算時	
1	児童福祉総務費負担金 (県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	8人	8,071,656円	11人	9,264,156円
2	児童措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	68人	29,002,320円	62人	30,562,940円
		新規滞納の発生防止については、施設入所時における納入指導を行うとともに、口座振替払の利用促進に努めた。 徴収促進に関しては、所在調査、財産調査、及び給与額等の照会を行い、滞納者ごとの処理方針を確立し、文書、電話及び訪問による督促を行った。 今後も引き続き、滞納者の資力等に応じ、法的措置を視野に入れた督促活動を行う。			
	区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
	児童福祉総務費負担金 (県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	7人 6,297,356円	0人 0円	4人 546,700円	1人 1,227,600円
	児童措置費負担金 (民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	61人 24,439,930円	2人 35,600円	6人 354,450円	27人 4,172,340円

<p>【イ 郵便切手類出納簿の管理について】 郵便切手類（バス回数券）において、郵便切手類出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していなかった。適正な管理に努められたい。</p>	<p>今回の指摘事項の原因は、郵便切手類出納簿の記載誤りであった。今後は、出納簿の現在高と現物を逐次確認し、適正な管理に努める。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 405 395 468">根 拠</td> <td data-bbox="395 405 1155 468">広島県物品管理規則第23条及び第41条</td> </tr> </table>		根 拠	広島県物品管理規則第23条及び第41条		
根 拠	広島県物品管理規則第23条及び第41条				
<p>【ウ 委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。</p>	<p>今後は、委託契約を行う際は、複数の者から参考見積書を徴取し、適正な設計金額の積算に努める。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 775 395 846">契約名</td> <td data-bbox="395 775 1155 846">花壇撤去物置移設業務（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 846 395 920">根 拠</td> <td data-bbox="395 846 1155 920">委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3）（平成22年4月1日）</td> </tr> </table>		契約名	花壇撤去物置移設業務（平成22年度）	根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3）（平成22年4月1日）
契約名	花壇撤去物置移設業務（平成22年度）				
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3）（平成22年4月1日）				

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【一時保護所給食調理業務の委託について】 一時保護所給食調理業務について、個人と委託契約を締結して業務を委託しているが、東部こども家庭センターの職員が献立の作成、資金前渡による食材の購入、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定を行い、東部こども家庭センターの実質的な指揮命令の下に業務が行われているなど、業務委託契約が必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、適正な業務執行のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>一時保護所給食調理業務の法人事業者への委託を検討した結果、当該業務受託者は、入所児童へ安全・安心な給食を提供し、かつ一定以上の質を確保できる事業者であることが必要との結論に達し、プロポーザル方式により業者選定することとした。</p> <p>企画提案募集について県ホームページに掲載したところ、企画提案書の提出は1法人のみであった。</p> <p>当該法人の企画提案書の内容を審査したところ、適当な事業者であると認められたため、平成24～25年度の当該業務についての委託契約を当該法人と締結した。</p>

24 総合精神保健福祉センター (監査年月日：平成23年5月17日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容		
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の業務委託において、予定価格の参考となる設計積算を行わず、また、予定価格が執行伺いにより定められて契約担当職員以外の者が知り得る状態となっており、予定価格調書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>当該業務の設計金額については、今後、予算単価表等積算資料を参考とするとともに、履行の難易、数量の多寡などを考慮して適正に定める。契約に当たっては、予定価格調書を作成するとともに封入により、契約担当職員のみが確認できるように編綴する。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>心の健康づくり相談業務委託契約 (平成22年度)</td> </tr> </table>	契約名	心の健康づくり相談業務委託契約 (平成22年度)	
契約名	心の健康づくり相談業務委託契約 (平成22年度)		
<table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県契約規則第19条第2項及び第31条</td> </tr> </table>	根 拠	広島県契約規則第19条第2項及び第31条	
根 拠	広島県契約規則第19条第2項及び第31条		
<p>【イ 委託契約における設計金額の積算について】 次の施設管理業務における設計金額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>植栽庭園管理業務委託契約については、広島県植栽管理業務積算基準により、一般廃棄物処理業務委託契約については、広島県一般廃棄物処理業務積算基準を基に、それぞれ積算を行うこととする。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>・植栽庭園管理業務委託契約 (平成23年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成22年度)</td> </tr> </table>	契約名	・植栽庭園管理業務委託契約 (平成23年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成22年度)	
契約名	・植栽庭園管理業務委託契約 (平成23年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成22年度)		
<table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>施設管理業務委託の事務処理について 4 (3) (平成18年12月15日制定)</td> </tr> </table>	根 拠	施設管理業務委託の事務処理について 4 (3) (平成18年12月15日制定)	
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について 4 (3) (平成18年12月15日制定)		

25 県立呉高等技術専門校 (監査年月日：平成23年6月1日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容		
<p>【委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約における設計金額の積算において、積算単価の算出根拠が明確でないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>委託契約における設計金額の積算においては、算出根拠を明確にし、適正な事務処理に努めている。 なお、指摘以降、一般廃棄物処理業務委託契約については、複数の者から参考見積書を徴取し、設計金額を算出している。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>呉高等技術専門校一般廃棄物処理業務 (平成21年度)</td> </tr> </table>	契約名	呉高等技術専門校一般廃棄物処理業務 (平成21年度)	
契約名	呉高等技術専門校一般廃棄物処理業務 (平成21年度)		
<table border="1"> <tr> <td>根 拠</td> <td>施設管理業務委託の事務処理について 4 (平成18年12月15日制定)</td> </tr> </table>	根 拠	施設管理業務委託の事務処理について 4 (平成18年12月15日制定)	
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について 4 (平成18年12月15日制定)		

26 西部農林水産事務所 (監査年月日：平成23年11月17日)

[呉農林事業所 (平成23年11月7日), 東広島農林事業所 (平成23年11月21日)]

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																					
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																						
<p>(西部農林水産事務所) (事業所分を除く。)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 593 734 672">区 分</th> <th data-bbox="734 593 1061 672">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1061 593 1388 672">参考 前回監査時 [平成22年11月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 672 734 728">行政代執行弁償金</td> <td data-bbox="734 672 1061 728">2人 57,294,514円</td> <td data-bbox="1061 672 1388 728">2人 57,294,514円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 728 734 784">工事請負契約に係る違約金</td> <td data-bbox="734 728 1061 784">1人 286,650円</td> <td data-bbox="1061 728 1388 784">1人 286,650円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 784 734 828">工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td data-bbox="734 784 1061 828">1人 79,058円</td> <td data-bbox="1061 784 1388 828">2人 190,940円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]	行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,514円	工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 79,058円	2人 190,940円										
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]																				
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,514円																				
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円																				
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 79,058円	2人 190,940円																				
	<p>1 行政代執行弁償金 債権の回収が見込めないため、平成23年3月滞納処分執行停止の決定をした。 徴収権時効5年 (平成25年10月28日) に到達した時点で債権が消滅するが、債権の時効消滅前 (平成25年10月25日) に財産等の異動がないか再調査を実施する。</p> <p>2 工事請負契約に係る違約金</p> <p>3 工事請負契約の前払金返還に係る延納利息 債務者の状況を審査したところ徴収停止を行うことが適当と認められたため、平成23年3月30日徴収停止とした。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 1388 710 1512">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="710 1388 1037 1512">未納額 (平成24年4月末)</th> <th colspan="2" data-bbox="1037 1388 1412 1512">うち執行停止・徴収停止額 (平成24年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 1512 710 1579">行政代執行弁償金</td> <td data-bbox="710 1512 798 1579">2人</td> <td data-bbox="798 1512 1037 1579">57,294,514円</td> <td data-bbox="1037 1512 1125 1579">2人</td> <td data-bbox="1125 1512 1412 1579">57,294,514円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1579 710 1657">工事請負契約に係る違約金</td> <td data-bbox="710 1579 798 1657">1人</td> <td data-bbox="798 1579 1037 1657">286,650円</td> <td data-bbox="1037 1579 1125 1657">1人</td> <td data-bbox="1125 1579 1412 1657">286,650円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1657 710 1758">工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td data-bbox="710 1657 798 1758">1人</td> <td data-bbox="798 1657 1037 1758">79,058円</td> <td data-bbox="1037 1657 1125 1758">1人</td> <td data-bbox="1125 1657 1412 1758">79,058円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成24年4月末)		うち執行停止・徴収停止額 (平成24年4月末)		行政代執行弁償金	2人	57,294,514円	2人	57,294,514円	工事請負契約に係る違約金	1人	286,650円	1人	286,650円	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人	79,058円	1人	79,058円		
区 分	未納額 (平成24年4月末)		うち執行停止・徴収停止額 (平成24年4月末)																			
行政代執行弁償金	2人	57,294,514円	2人	57,294,514円																		
工事請負契約に係る違約金	1人	286,650円	1人	286,650円																		
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人	79,058円	1人	79,058円																		

(西部農林水産事務所東広島農林事業所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
平成21年災害に係る応急措置等求償金	1人 41,610,450円	1人 41,610,450円
平成21年度災害に係る復旧工事求償金	1人 32,522,700円	0人 0円

平成22年11月10日に呉簡易裁判所に支払督促申立を行い、平成22年11月24日から裁判に移行し、平成24年9月6日に県(原告)の主張を全部認める判決が下った。

また、同年9月21日に判決が確定したため、債務者(被告人)に対し原告側主務機関である農林水産局森林保全課の管理債権として取り扱うこととした。

このため、森林保全課において、

○ 「民事執行法第197条第1項第2号」に基づく、債務者の「財産開示請求手続申立

○ 「民事執行法第51条第1項」に基づく配当要求(他の債権者による債務者財産の強制競売手続への参加)

等を行い、債権の適正な管理と回収に努めることとしている。

区 分	未納額 (平成24年4月末)		うち支払督促申立額 (平成24年4月末)	
	人数	金額	人数	金額
平成21年度災害に係る応急措置等求償金	1人	41,610,450円	1人	41,610,450円
平成21年度災害に係る復旧工事求償金	1人	32,522,700円	1人	32,522,700円

<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、受託者が配置すべき管理技術者及び照査技術者に係る資格要件が示されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所)</p>	
<p>契約名</p>	<p>自作農財産に係る測量及び分筆登記等業務 (平成23年度) 治山事業測量設計業務 (No. 108) (平成22年度)</p>
<p>根 拠</p>	<p>建設コンサルタント業務等の委託に係る管理技術者及び照査技術者の資格要件の改正について (平成18年12月27日付け農林水産部農林整備管理室長通知) 4 管理技術者及び照査技術者の選任手続き</p>
<p>今後の委託業務については、「建設コンサルタント業務等の委託に係る管理技術者及び照査技術者の資格要件の改正について」(平成18年12月27日付農林水産部農林整備管理室長通知)を特別仕様書として添付し、適正に事務処理する。</p>	

27 北部農林水産事務所 (監査年月日：平成23年11月2日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容							
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(北部農林水産事務所)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前回監査時 [平成22年11月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td>1人 154,501円</td> <td>1人 154,501円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円		
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]						
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円						
<p>工事請負契約の前払金返還に係る延納利息については、未納者は平成14年12月25日に解散し、既に法人としての体をなしていないこと、また、聞き取り等によって支払能力がないことを確認している。 現在、欠損処理を行うべく必要な書類等の判別・整理を関係課と協議しながら進めている。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成24年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約の前払金返還に係る延納利息</td> <td>1人 154,501円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成24年4月末)	工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円				
区 分	未納額 (平成24年4月末)							
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円							

28 西部建設事務所 (監査年月日：平成23年11月17日)
 [呉支所 (平成23年11月7日), 廿日市支所 (平成23年11月17日),
 安芸太田支所 (平成23年11月17日), 東広島支所 (平成23年11月21日)]

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。 (西部建設事務所) (支所分を除く。)</p>		<p>文書、電話及び訪問による催告と分納指導を行い、滞納縮減に努めた。 また、本庁主管課や西部県税事務所の助言・指導を基に滞納処分を行った。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]			
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	3人	801,553円		
道路使用料	4人 355,517円	5人	429,407円		
河川使用料	10人 630,280円	20人	978,623円		
海岸使用料	1人 906,870円	1人	715,950円		
公有水面使用料	2人 75,860円	2人	75,860円		
行政代執行弁償金 (道路, 港湾)	1人 12,710,531円	1人	12,710,531円		
行政代執行弁償金 (河川)	1人 241,500円	1人	241,500円		
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	分割納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
道路使用料	2人 299,270円	0人 0円	1人 40,000円	2人	16,247円
河川使用料	6人 375,620円	2人 16,070円	1人 235,130円	2人	3,460円
海岸使用料	1人 906,870円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
公有水面使用料	1人 62,100円	0人 0円	0人 0円	1人	13,760円
行政代執行弁償金 (道路, 港湾)	1人 12,710,531円	0人 0円	0人 0円	0人	0円
行政代執行弁償金 (河川)	1人 241,500円	0人 0円	0人 0円	0人	0円

(西部建設事務所呉支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]	
漁港使用料	2人	324,000円	1人	143,760円
公有水面使用料	4人	258,000円	3人	232,760円
海岸使用料	1人	8,640円	1人	4,320円

区 分	未納額 (平成24年4月末)		全額納入額 (平成24年4月末)		分割納入額 (平成24年4月末)		不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
漁港使用料	2人	324,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
公有水面使用料	3人	255,300円	1人	2,700円	0人	0円	0人	0円
海岸使用料	1人	8,640円	0人	0円	0人	0円	0人	0円

滞納者に対して電話、訪問指導、書面による催告を行うとともに、財産調査を行って滞納処分による債権回収を検討する。

倒産して資産がない状態の者（1人）の債権（公有水面使用料3,840円及び海岸使用料8,640円）について平成24年2月29日に滞納処分を執行停止した。

破産手続が終結して法人が消滅し債務免除された者（1人）の債権（公有水面使用料50,580円）について平成24年度に債権放棄手続を県庁港湾振興課に依頼する。

(西部建設事務所廿日市支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年11月]	
河川使用料	1人	2,010円	3人	6,768円
砂防設備使用料	1人	7,225円	1人	5,153円

区 分	未納額 (平成24年4月末)		全額納入額 (平成24年4月末)		分割納入額 (平成24年4月末)		不納欠損処分額 (平成24年4月末)	
河川使用料	1人	2,010円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
砂防設備使用料	1人	7,225円	0人	0円	0人	0円	0人	0円

河川占用料の未納者については、登記簿上の法人住所
所地へ督促文書を差し置くとともに登記簿上の代表取
締役の個人住所地にも文書送付を行った。

本人との連絡がとれていないが、引き続きコンタ
クトできるよう努める。

砂防設備の占用者については、本人宅及び職場を訪
問し、説得を行っている。

また、新たな不法占用の未然防止のため、境界立会
その他占用申請などの現場調査を行う際には道路、河
川等に新たな不法占用がないか注意するようにしてい
る。

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]	
道路使用料	1人	87,530円	1人	87,530円
河川使用料	2人	3,510円	1人	1,890円
公有水面使用料	1人	15,480円	1人	15,480円
道路事故応急処理費求償金	1人	31,500円	0人	0円

区 分	未納額 (平成24年4月末)		全額納入額 (平成24年4月末)		分割納入額 (平成24年4月末)		不納欠損処分類 (平成24年4月末)	
道路使用料	1人	87,530円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
河川使用料	2人	3,510円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
公有水面使用料	1人	15,480円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
道路事故応急処理費求償金	1人	31,500円	0人	0円	0人	0円	0人	0円

道路・河川・公有水面使用料については、執行停止処理済みである。

道路事故応急処理費求償金については、相手方に対し、督促及び催告通知し徴収促進に努めている。

監査の結果(意見)	措 置 の 内 容
<p>【ア 不法占用の解消及び未然防止への取組について】</p> <p>県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け、組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。</p> <p>監査日現在の不法占有物件は120件と、前回意見を行った平成20年度における144件に比べると、24件減少しているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。</p> <p>財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、これまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。</p>	

(西部建設事務所)

事務所名	区分	件数 (H23監査時点)	件数 (H20監査時点)	増減
本所	河川	30	30	0
	公有水面	1	1	0
呉支所	河川	67	84	△17
	港湾	0	1	△1
廿日市支所	河川	1	2	△1
安芸太田支所	道路	0	1	△1
東広島支所	河川	21	25	△4
計	河川	119	141	△22
	道路	0	1	△1
	公有水面	1	1	0
	港湾	0	1	△1
	計	120	144	△24

【本所】

「河川における不法行為対策指針」及び「港湾区域における不法行為対策要領」に基づき、不法占用の解消に努める。

また、全県的な対応策が必要なものについては、本庁、地方機関一体で不法占用の解消に努める。

1 河川

○ 新安川は、当初、使用許可が適正に行われていたものが、安川の廃川、新安川としての再指定等の行政の都合により不法占有状態になったものであることから、地元の協力を得ながら不法占用の解消を進める必要がある。

このため、地元の協力を得やすい環境を作るため、引き続き、地元公衆衛生協議会を中心に、アダプト活動による河川区域の清掃・草刈や、小学校通学路へ転用するため、広島市へ右岸河川敷約600mの市道認定・歩道整備の要望活動等に取り組んでいる。

平成22年度は、官民境界確定の環境が整った中央部分200mの11筆10名について、境界立会を行い10筆9名の境界確定協議を締結した。

平成23年度、24年度で、平成22年7月に新安川の越水により周辺が浸水した対策として胸壁が整備されるので、来年度以降、地元の協力を得ながら、中央部200m部分の管理道を胸壁の面まで嵩上げするとともに、市道規格で拡幅するために必要な不法占有部分を取り込み整備することにより、不法占有を解消する。

上流部分200mについても、中央部と同様の手法による撤去指導、官民境界確定、河川敷整備へと段階的に着手できるような環境作りに取り組み、河川敷地整備に併せ、不法占有を解消して行く。

○ 猿猴川においては、高潮対策事業の実施により、河川敷地として不要な土地が生じたため、払下げを視野に入れ、19筆（関係人49名）の不法占有者に対して購入意向調査を行うとともに、事業損失交渉中等の理由から境界確定協議書の締結が困難なものを除いた16筆について、所有権保存登記を完了した。

この16筆の内、3筆（関係人4名）について、払下げ要望書が提出され売払いの手続を進めており、2筆（関係人1名）は、平成24年1月13日付けで河川占有許可を行い、不法占有が解消した。

また、平成22年、23年度に行った測量により、不法占有面積が確定し、518.10㎡から197.21㎡となった。

2 公有水面

不法占有の認識がなく指導に応じないため、占有面積が拡大しないよう、定期的な監視に努めている。

引き続き、本庁と法的な排除措置について、協議を進める。

【呉支所】

呉支所では、不法占有が集中している中畑川に重点解消地区を定め、本庁とも協議しながら不法占有の解消を推進している。

この重点解消地区では、土地を売渡す方法によって不法占有の整理・解消する方針を基に、平成21年度に地元で河川区域に関する説明会を開催し、売渡しを希望する者には売渡しを行っている。平成23年度末まで10件15筆1,501.71㎡の土地の売渡し等を行った。また、売渡しを希望しない者には、工作物撤去を指導し、平成23年度末までに9件の自主撤去をさせ、売渡し等と合わせて、19件の不法占有の解消を図った。

呉支所管内の河川不法占有については（重点解消地区を含め）平成23年度末で、平成20年度監査時点から21件の解消を図っている。

今後は、新たな不法占有が発生しないよう河川パトロールや河川付近の現地調査等では注視をし、新たな不法占有の発生防止に努める。また、既不法占有物件については、粘り強く、土地売却又は工作物撤去指導等により不法占有解消に努めることとしている。

	<p>【廿日市支所】 小瀬川の不法占用（1件） 法人登記簿上の申請者の住所地を訪ねたところ本人を確認することができた。 本人と現場へ同行し、説明を求めたところ、本人も占用物件の詳細を把握していなかった。実際に使用されていないなら撤去又は埋め殺しすることの同意を得ているが、実際に利用されているかどうかを付近住民から調査する必要が生じている。 本人との立会の上更に調査を進め、使用されている者がいれば申請指導を行うこととしている。 また、新たな不法占用の未然防止のため境界立会その他占用申請などの現場調査を行う際には道路、河川等に新たな不法占用がないかについて注意するようにしている。</p> <p>【東広島支所】 他事務所の効果事例を参考とするとともに、道路河川管理課と協議の上、引き続き、適切な処理に努める。</p>
<p>【イ 交付金に係る事務処理について】 次の交付金に係る事務処理において、交付金に不 用が生じることが判明した際、出納整理期間後であるにもかかわらず、変更交付決定手続を行っていた。 出納整理期間後に交付金の交付額等に変更があった場合は、実績報告の修正による支出の戻入手続を行う必要がある。（西部建設事務所安芸太田支所） ・土木建築公共事業委譲交付金（平成22年度）</p>	<p>監査結果を踏まえ、今後も交付金交付要綱及び会計規則を遵守し、適正な事務処理に努める。</p>

29 東部建設事務所 (監査年月日：平成23年10月18日) [三原支所 (平成23年10月18日)]

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。 (東部建設事務所) (支所分を除く。)</p>					
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]			
道路使用料	4人 1,039,600円	6人	1,310,110円		
河川使用料	4人 238,220円	4人	365,910円		
住宅使用料	250人 33,576,636円	261人	35,655,875円		
駐車場使用料	125人 2,522,812円	128人	2,887,007円		
港湾施設使用料	9人 10,391,183円	7人	9,493,260円		
区 分	長期未納額 (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	部分納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分額 (平成24年3月末)	
道路使用料	2人 665,450円	0人 0円	2人 105,350円	2人	268,800円
河川使用料	2人 219,125円	1人 1,980円	1人 8,435円	1人	8,680円
住宅使用料	208人 31,143,926円	42人 1,994,272円	24人 438,438円	0人	0円
駐車場使用料	93人 2,215,817円	32人 252,148円	8人 54,847円	0人	0円
港湾施設使用料	6人 9,390,035円	3人 903,785円	1人 97,363円	0人	0円
		<p>(道路使用料) 滞納債権については、分割納付をしている。 引き続き滞納者の状況把握に努め、滞納債権の早期回収に努める。 債権の消滅時効が完成した案件は、欠損処分を行った。</p> <p>(河川使用料) 滞納債権については、分割納付をしている。 滞納者の資力の状況を調査し、可能な対象者については、法的処置を実施した。 債権の消滅時効が完成した案件は、欠損処分を行った。</p>			

(住宅使用料, 駐車場使用料)
 指定管理者に対し, 滞納整理事務処理要領に基づき, 滞納者への督促状の送付, 電話及び訪問督促等を積極的に実施するよう指導を行った。また, 指定管理者との連絡会議を毎月1回実施し, 督促・徴収状況の把握や懸案事項等の検討を行い, 徴収促進と滞納者への早期対応に努めた。
 退去滞納者については, 住民票等による現住所把握を行い, 督促状の送付及び訪問督促等を実施するよう指定管理者に対し, 指導した。
 また, 再三の納付督促に応じない長期又は高額な滞納者や退去滞納者に対しては, 法的措置実施計画に基づき, 住宅課に依頼して, 法的措置(催告, 訴訟, 支払督促)を実施した。
 今後, 債権の消滅時効が完成する案件等について不納欠損処分を行う予定である。

(港湾使用料)
 滞納債権については, 滞納者を訪問し, 納付指導を行っている。
 今後, 債権の消滅時効が完成する案件について欠損処分を行う予定である。
 引き続き滞納者の状況把握に努め, 法的措置を前提とした財産調査を行う等, 滞納債権の早期回収に努める。

(東部建設事務所三原支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]	
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人	164,215円	1人	164,215円
公有水面使用料	2人	322,900円	0人	0円
海岸使用料	1人	2,160円	0人	0円

区 分	未納額 (平成24年5月末)		全額納入額 (平成24年5月末)		部分納入額 (平成24年5月末)		不納欠損処分類 (平成24年5月末)	
道路事業に係る行政代執行弁償金	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	164,215円
公有水面使用料	0人	0円	2人	322,900円	0人	0円	0人	0円
海岸使用料	0人	0円	1人	2,160円	0人	0円	0人	0円

- ① 道路事業に係る行政代執行弁償金：164,215円
平成18年の銀行預金差押以後5年が経過し、平成23年2月3日をもって時効が成立しており、任意での納入が見込めないことから、平成24年5月8日付けで不納欠損処分とした。
- ② 公有水面使用料：322,900円
平成24年2月27日収納済み
- ③ 海岸使用料：2,160円
平成24年2月27日収納済み

【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約において、次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(東部建設事務所)

契約名	内 容
二級河川手城川水系手城川排水機場外特定構造物改築事業に伴う長寿命化計画策定業務（平成22年度）	再委託に係る承認を書面で行っていなかった。
主要地方道福山沼隈線道路改良事業に伴う環境調査業務（平成22年度）	受注者からの完成通知書が提出された後に変更契約が締結されていた。

二級河川手城川水系手城川排水機場外特定構造物改築事業に伴う長寿命化計画策定業務（平成22年度）
→ 土木設計業務等委託契約約款第7条における業務の再委託の申請があり再委託を承認する場合は、所定様式の「業務の再委託承認書」により処理することを、課内会議などで再度徹底した。
今後とも、契約約款に基づき適切な事務処理に努めて参りたい。

主要地方道福山沼隈線道路改良事業に伴う環境調査業務（平成22年度）
→ 設計図書等の変更に係る適切な事務処理について、課内会議を開催し、職員に再度徹底した。

(東部建設事務所三原支所)	
契約名	内 容
山田川ダム諸量処理設備・テレメータ等保守点検業務（平成23～24年度）	業務遂行が可能なのは1者であるとして随意契約を締結していたが、受託者から提出された下請負承認願によって、業務の主体的部分の再委託を承認していた。
	当該業務の実務が遂行可能な者は受託者が再委託している者（受託者の子会社）のみであるため、次回より当該業務の実務が遂行可能な者と契約を締結するように努める。
【ウ 郵便切手類出納簿の管理について】 郵便切手類の払出において、物品管理職員が決裁し行うべきところ、物品管理職員が決裁が行われていなかった。適正な管理に努められたい。（東部建設事務所三原支所） ・根拠 広島県物品管理規則第23条及び第41条	物品管理職員が決裁漏れのないよう適正な管理に努める。
【エ 物品の管理について】 備品の管理において、標識（備品ラベル）が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所三原支所）	
備 品	・骨材試験機（NR型記録式） ・トランシット（T-22富士製）
根 拠	広島県物品管理規則第44条
	備品ラベルを貼付した。 （その後の備品整理作業において当該備品は不用決定した。）

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容																																												
<p>【不法占用の解消及び未然防止への取組について】 県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け、組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。</p> <p>監査日現在の不法占有物件は205件と、前回意見を行った平成20年度における211件に比べると、6件減少しているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。</p> <p>財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、これまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。</p> <p>（東部建設事務所）</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>区 分</th> <th>件 数 (H23監査時点)</th> <th>件 数 (H20監査時点)</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本所</td> <td>河 川</td> <td>191</td> <td>201</td> <td>△10</td> </tr> <tr> <td>港 湾</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三原支所</td> <td>河 川</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公有水面</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>港 湾</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計</td> <td>河 川</td> <td>194</td> <td>204</td> <td>△10</td> </tr> <tr> <td>公有水面</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>港 湾</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>205</td> <td>211</td> <td>△6</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	区 分	件 数 (H23監査時点)	件 数 (H20監査時点)	増 減	本所	河 川	191	201	△10	港 湾	5	0	5	三原支所	河 川	3	3	0	公有水面	2	2	0	港 湾	4	5	△1	計	河 川	194	204	△10	公有水面	2	2	0	港 湾	9	5	4	計	205	211	△6	
事務所名	区 分	件 数 (H23監査時点)	件 数 (H20監査時点)	増 減																																									
本所	河 川	191	201	△10																																									
	港 湾	5	0	5																																									
三原支所	河 川	3	3	0																																									
	公有水面	2	2	0																																									
	港 湾	4	5	△1																																									
計	河 川	194	204	△10																																									
	公有水面	2	2	0																																									
	港 湾	9	5	4																																									
	計	205	211	△6																																									
	<p>【本所】 河川の不法占有については、物件が家屋・建物であるものが多く、個別の案件毎に複雑な経緯があり、問題解決に長い時間を要している。</p> <p>当所では、地元自治会等へ不法行為の通報等の協力を呼び掛けたり、巡視を強化して不法占有の早期発見に努めるとともに、撤去指導についても地元の協力を得ながら、所有者の特定や居住地調査などについて進めている。</p> <p>財産の適正管理のため、不法占有の状況に応じた対応策の検討や境界の確定など、今後とも本庁道路河川管理課と協議を行いながら、一体となって、不法占有の解消・未然防止に向けた取組を行う方針である。</p> <p>港湾の不法占有については、監督処分・代執行令書の送付の結果、不法占有物を自主撤去して不法占有状態が解消された案件がある一方で、一連の処分自体の適法性が裁判所で争われ、不法占有状態が解消されていない案件もある。</p>																																												

また、法的手続が懈怠されているものについては、引き続き相手方に占有申請手続を行うよう指導中である。

【三原支所】

不法占有の解消については、生活の実態等を勘案しながら、不法占有であることを説明するとともに、解消するように努めている。

また、未然防止については、パトロールを行うなどして適正化に努めている。

事務所名	区 分	件 数 (H24.10月時点)	件 数 (H23監査時点)	増 減
本所	河 川	137	191	△54
	港 湾	5	5	0
三原支所	河 川	0	3	△3
	公有水面	1	2	△1
	港 湾	4	4	0
計	河 川	137	194	△57
	公有水面	1	2	△1
	港 湾	9	9	0
	計	147	205	△58

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																								
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。 (北部建設事務所)</p> <table border="1" data-bbox="183 560 1348 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 560 667 633">区 分</th> <th data-bbox="667 560 1007 633">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1007 560 1343 633">参考 前回監査時 [平成22年11月]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 633 667 683">住宅使用料</td> <td data-bbox="667 633 1007 683">19人 2,007,510円</td> <td data-bbox="1007 633 1343 683">24人 2,377,907円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 683 667 732">駐車場使用料</td> <td data-bbox="667 683 1007 732">6人 263,578円</td> <td data-bbox="1007 683 1343 732">10人 302,678円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="215 871 1423 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 871 418 945">区 分</th> <th data-bbox="418 871 684 945">未納額 (平成24年3月末)</th> <th data-bbox="684 871 932 945">全額納入額 (平成24年3月末)</th> <th data-bbox="932 871 1179 945">分割納入額 (平成24年3月末)</th> <th data-bbox="1179 871 1418 945">不納欠損処分額 (平成24年3月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 945 418 1025">住宅使用料</td> <td data-bbox="418 945 684 1025">11人 1,334,938円</td> <td data-bbox="684 945 932 1025">6人 137,100円</td> <td data-bbox="932 945 1179 1025">9人 79,811円</td> <td data-bbox="1179 945 1418 1025">2人 455,661円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1025 418 1099">駐車場使用料</td> <td data-bbox="418 1025 684 1099">2人 233,278円</td> <td data-bbox="684 1025 932 1099">4人 25,900円</td> <td data-bbox="932 1025 1179 1099">1人 4,400円</td> <td data-bbox="1179 1025 1418 1099">0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]	住宅使用料	19人 2,007,510円	24人 2,377,907円	駐車場使用料	6人 263,578円	10人 302,678円	区 分	未納額 (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	分割納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分額 (平成24年3月末)	住宅使用料	11人 1,334,938円	6人 137,100円	9人 79,811円	2人 455,661円	駐車場使用料	2人 233,278円	4人 25,900円	1人 4,400円	0人 0円	<p>措置の内容</p> <p>指定管理者への指導 (文書, 電話, 訪問による督促の強化及び家賃減免や分割納入対応など) により, 上表のとおり未納額は減少した。</p> <p>時効期限10年が到来し, かつ債務者が所在不明のため, 時効援用の意思確認をすることができない確定債権 (債権放棄分) 及び時効期間10年が到来し, 滞納者から時効の援用の申し出があつた確定債権を不納欠損処分した。</p> <p>退去滞納者に対しては, 退去先等の調査を行い, 督促状の送付及び訪問督促等を実施するよう指定管理者に対し, 指導した。</p> <p>また, 再三の督促に応じない滞納者や退去滞納者に対しては, 住宅課に依頼して, 法的措置 (催告, 訴訟, 支払督促) を実施した。</p>
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]																							
住宅使用料	19人 2,007,510円	24人 2,377,907円																							
駐車場使用料	6人 263,578円	10人 302,678円																							
区 分	未納額 (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	分割納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分額 (平成24年3月末)																					
住宅使用料	11人 1,334,938円	6人 137,100円	9人 79,811円	2人 455,661円																					
駐車場使用料	2人 233,278円	4人 25,900円	1人 4,400円	0人 0円																					
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において, 契約書に定められた受託者からの届出がなされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所) ・河川管理施設委託契約 (平成22年度)</p>	<p>平成23年度分の委託契約について, 操作員の指名について受託者に届出をさせた。</p>																								

31 財団法人県民センター (監査年月日：平成24年2月10日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【釣銭用現金の管理について】 釣銭用現金について、規程で定められた保有限度額を超過した額を保有していた。適正な管理に努められたい。(鯉城会館特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠 地方職員共済組合広島宿泊所鯉城会館の業務受託に伴う財務の特例に関する規程第3条第1項 	<p>規程の保有限度額を超過した釣銭用現金額については、普通預金への預け入れを行い、解消した。</p> <p>今後、一時的に釣銭用現金の需要増が見込まれる場合には、その都度、規程に基づく所要の手続を経て現金保有額を増額するなど、適正な管理の徹底に努める。</p>

32 学校法人 広島国際学院 (監査年月日：平成24年3月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成22年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、補助対象外とされている理事会、評議員会等に係る経費などが補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘された経費については、補助対象外経費とし、平成22年度実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。</p> <p>今後補助金説明会等の場で、制度の趣旨の徹底等を図ることとする。</p>

33 学校法人 出原学園 (監査年月日：平成24年3月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成22年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、補助対象外とされている他の補助金や助成金で補てんを受けて取得した機器備品の購入に係る経費などが、補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘された経費については、補助対象外経費とし、平成22年度実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。</p> <p>今後補助金説明会等の場で、制度の趣旨の徹底等を図ることとする。</p>

34 学校法人 広島山陽学園 (監査年月日：平成24年3月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成22年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において、補助対象外とされているPTAから支払われた会費収入に係る事務代行手当などが補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘された経費については、補助対象外経費とし、平成22年度実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。 今後補助金説明会等の場で、制度の趣旨の徹底等を図ることとする。</p>

35 特定非営利活動法人 広島循環型社会推進機構 (監査年月日：平成24年3月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【広島県循環型社会形成推進機能強化事業補助金に係る事務処理について】 平成22年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業補助金において、次のとおり誤った事務処理が行われていた。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>補助事業者である特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構に対し、平成24年4月19日付けで超過交付額11,000円と加算金1,376円、計12,376円を返還するよう命じ、平成24年5月1日に返還された。</p>
<p>内 容</p>	<p>人件費について、パートタイム職員の勤務日数の算定を誤ったため、補助対象事業費を過大に積算していた。</p>
<p>過大算定額</p>	<p>11,000円</p>

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容																	
<p>【ア 長期未納（滞納繰越分）について】 医業収益（診療収入）等において，長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <p>（診療収入利用者負担金）</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者リハビリテーションセンター</td> <td>医療センター</td> <td>1人</td> <td>457,240円</td> </tr> <tr> <td>福山若草園</td> <td>福山若草療育園</td> <td>2人</td> <td>666,174円</td> </tr> <tr> <td>障害者療育支援センター</td> <td>わかば療育園</td> <td>1人</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]		障害者リハビリテーションセンター	医療センター	1人	457,240円	福山若草園	福山若草療育園	2人	666,174円	障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	14,000円		
施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]																	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	1人	457,240円																
福山若草園	福山若草療育園	2人	666,174円																
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	14,000円																
<p>（支援費利用者負担金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者リハビリテーションセンター</td> <td>あけぼの</td> <td>1人</td> <td>461,122円</td> </tr> <tr> <td>福山若草園</td> <td>福山若草療育園</td> <td>2人</td> <td>622,984円</td> </tr> <tr> <td>障害者療育支援センター</td> <td>わかば療育園</td> <td>1人</td> <td>130,200円</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]		障害者リハビリテーションセンター	あけぼの	1人	461,122円	福山若草園	福山若草療育園	2人	622,984円	障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	130,200円		
施設区分		長期未収（過年度分） [監査日現在確認分]																	
障害者リハビリテーションセンター	あけぼの	1人	461,122円																
福山若草園	福山若草療育園	2人	622,984円																
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人	130,200円																
		<p>「広島県福祉事業団債権管理及び徴収に関する事務処理要領」に沿って，分割納付計画の調整等を進めており，引き続き，徴収の促進と発生 of 未然防止に努める。</p>																	

(診療収入利用者負担金)

施設区分		未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
障害者リハビリテーションセンター	医療センター	1人 457,240円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
福山若草園	福山若草療育園	2人 645,440円	0人 0円	1人 20,734円	0人 0円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人 14,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

(支援費利用者負担金)

施設区分		未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
障害者リハビリテーションセンター	あけぼの	1人 461,122円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
福山若草園	福山若草療育園	2人 622,984円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
障害者療育支援センター	わかば療育園	1人 130,200円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

【イ 交際費の支出について】

交際費の支出において、次のとおり基準を超えて支出されたものがあつた。適正な執行に努められたい。(平成22年度)

内 容	・執行基準で定められた者以外の職員について支出されていた。 ・特別な事情について整理がなされないまま、基準額を超えた金額が支出されていた。
根 拠	交際費、慶弔費並びに食糧費の執行基準 (平成21年9月21日適用 広島県福祉事業団)

現在は執行基準に定める額に従って支出を行っている。今後、基準額により難しい場合においては、特別な事情を精査するとともに事前決裁を徹底することにより、適正な予算執行を行う。

<p>【ウ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、一般競争入札に付すべきところ、特別な理由がなく随意契約を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契 約	広島県立障害者療育支援センター敷地内における草刈業務（平成22年度）
根 拠	社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程第73条第1項
<p>指摘に係る事案を除き、適正な事務処理を行っている。引き続き、執行伺いにおいて、経理規程第73条第1項各号への該当性の有無を判断することにより、経理規程に準拠した会計処理を行う。</p>	

37 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 （監査年月日：平成24年3月15日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 広島県社会福祉協議会運営費補助金に係る事務処理について】 平成22年度広島県社会福祉協議会運営費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、補助対象外経費とすべきケアマネジャー試験対応の休日手当（人件費及び福祉活動指導員設置費）を補助対象経費として計上していた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は、運営費補助金実績報告書において、ケアマネジャー試験対応の休日手当を除いて計上するよう注意し、適正な事務処理に努めることとする。</p>
<p>【イ 補助金により造成された基金の管理について】 「ふれあい基金」造成事業費補助金等により造成した交通遺児就学奨励基金において、基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて保管することができることとなっているにもかかわらず、その一部が元本保証されていない外国債により資金運用されていた。適正な資金管理に努められたい。 ・「ふれあい基金」造成事業費補助金交付要綱第4条</p>	<p>基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて、適正な資金管理に努める。 なお、その間は毎年、理事会及び評議員会等において、資金の運用状況を報告するとともに、運用規定の見直しを行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 長期未収について】 次のとおり、長期未収（過年度分）となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金に係る貸付金 1人 4,913,200円 (中小企業・ベンチャー総合支援センター) ・ 設備貸与に係る貸与金 11人 76,104,368円 (中小企業・ベンチャー総合支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金に係る貸付金 設備資金に係る未収金4,913,200円については回収できていないため、県との損失補償契約に基づき、未収金に係る損失補償金を今年度中に受領する予定であるが、同契約に基づき、引き続き未収金の保全回収に努める。 ・ 設備貸与に係る貸付金 設備貸与に係る未収金については、現在、貸与企業から分納償還があるが、額が少額であり、返還金額を漸次増額するよう、引き続き本人及び連帯保証人と交渉していく。
<p>【イ 金券の管理等について】 切手の管理について、職員調査日現在の残高と出納簿の現在高が一致しなかつた。 また、はがきについて、出納簿等による管理が行われていなかつた。適正な事務処理に努められたい。 (広島県立広島産業会館)</p>	<p>(切手)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80円切手1枚を使用した際、記帳を失念したものである。 ・ 使用と同時に記帳することを職員全員に徹底し、以後、在庫管理の徹底に努めている。 <p>(はがき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に利用者アンケートで使用したはがきが残っていたものである。 ・ 以後、業務としてのはがき使用は行っていないため、残っているはがきは切手に交換し、残数を0とした。 ・ なお、はがきを利用する必要がある場合はその都度必要枚数を購入し、仮に残が生じた場合は、即時に切手に交換するものとする。
<p>【ウ 委託契約の事務処理について】 次の契約において、契約書又は請書を作成しなければならぬこととなっているが、作成されていなかつた。適正な事務処理に努められたい。 (産業技術交流センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を踏まえ、今後は、適正な事務処理に努める。
<p>契 約</p>	<p>OAフロア工事 外 (平成22年度)</p>
<p>根 拠</p>	<p>公益財団法人ひろしま産業振興機構財務規程第34条</p>

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																														
<p>【ア 長期未収について】 貸付金返還金など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農支援資金貸付事業 2人 281,220円 ・ 新規就農者育成事業 1人 1,145,566円 	<p>・ 就農支援資金貸付事業については、平成22年度分回収額であり、本人と面談の上、平成24年2月末までに入金することを確認していたが厳守されなかつたため、再度面談を行い、督促した結果、平成24年3月26日及び平成24年5月18日に入金となつた。</p> <p>・ 新規就農者育成事業については、平成24年2月23日付けで提出のあつた「返済確約書」に基づき、次の計画により回収することとした。</p> <p>なお、平成24年度分については、平成24年4月23日に回収した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="815 824 1331 1077"> <thead> <tr> <th>返済期日</th> <th>元金</th> <th>遅延損害金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24. 4. 25</td> <td>123,821</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25. 4. 25</td> <td>600,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26. 4. 25</td> <td>100,526</td> <td>321,219</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>824,347</td> <td>321,219</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="370 1099 1418 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">未納額 (平成24年5月31日現在)</th> <th colspan="2">納入額 (平成24年5月31日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就農支援資金貸付事業</td> <td>0人</td> <td>0円</td> <td>2人</td> <td>281,220円</td> </tr> <tr> <td>新規就農者育成事業</td> <td>1人</td> <td>1,021,745円</td> <td>1人</td> <td>123,821円</td> </tr> </tbody> </table>	返済期日	元金	遅延損害金	H24. 4. 25	123,821		H25. 4. 25	600,000		H26. 4. 25	100,526	321,219	合計	824,347	321,219		未納額 (平成24年5月31日現在)		納入額 (平成24年5月31日現在)		就農支援資金貸付事業	0人	0円	2人	281,220円	新規就農者育成事業	1人	1,021,745円	1人	123,821円
返済期日	元金	遅延損害金																													
H24. 4. 25	123,821																														
H25. 4. 25	600,000																														
H26. 4. 25	100,526	321,219																													
合計	824,347	321,219																													
	未納額 (平成24年5月31日現在)		納入額 (平成24年5月31日現在)																												
就農支援資金貸付事業	0人	0円	2人	281,220円																											
新規就農者育成事業	1人	1,021,745円	1人	123,821円																											
<p>【イ 請負事業における検査員の任命について】 次の請負契約における検査員について、理事長が任命すべきところ、事業を実施する所長が任命し検査を行わせていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>監査日以降に実施した請負契約の検査については、要領に基づき、理事長が任命するよう措置した。</p> <table border="1" data-bbox="185 1518 1125 1644"> <tbody> <tr> <td>契約名</td> <td>平成22年度森林整備 (水源の森前期) 事業 (除伐)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>請負事業検査要領 (森林整備事業) 第3</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	平成22年度森林整備 (水源の森前期) 事業 (除伐)	根 拠	請負事業検査要領 (森林整備事業) 第3																										
契約名	平成22年度森林整備 (水源の森前期) 事業 (除伐)																														
根 拠	請負事業検査要領 (森林整備事業) 第3																														

40 社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会

(監査年月日：平成24年3月15日)

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 預金証書の保管について】 預金証書が施錠できない机の中に保管されていた。適正な事務処理に努められたい。 ・根拠 経理規程第13条</p>	<p>当基金協会専用の小型金庫を購入し、業務終了後は、別の据置金庫にて、保管および管理を行うこととした。</p>
<p>【イ 資金運用に係る手続について】 資金運用について、理事会の承認を得ずに行われているものがあつた。適正な資金管理に努められたい。 ・根拠 資金運用規程第3条</p>	<p>事案が発生する場合、理事会の付議事項として、承認手続を行うこととした。</p>
<p>【ウ 会計帳簿等の整備について】 次のとおり会計帳簿等が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 総勘定元帳 会計の原則に従って明瞭かつ整然と記録されていなければならないとされているが、作成していなかった。 ・根拠 経理規程第6条</p> <p>(イ) キャッシュフロー計算書 事業年度終了後2か月以内に作成しなければならないとされているが、作成していなかった。 ・根拠 経理規程第24条</p>	<p>現状は、市販会計ソフトで作成した会計伝票が元帳（伝票式会計）で、主要勘定は預金通帳を補助元帳として併用している。 決算時には、会計伝票を、財務諸表作成ソフト（エクセル仕様）に入力して、仕訳帳及び財務諸表を作成している。 また、検証は主要勘定について預金通帳と突合したうえで、別途作成する試算表において全勘定科目について行っている。 今後は、新会計システムへの移行準備をしているので、新会計システムにより、適正な事務処理を行う。</p> <p>当基金協会は、平成20年4月11日内閣府公認認定委員会が規定している「公益法人会計基準」の運用指針において、キャッシュフロー計算書を作成しないことができる法人に該当し、従来から作成していない。 平成24年5月30日に当該規程の変更を行うことにより対処済。</p>

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【会計伝票による経理処理について】 会計伝票による金銭の出納等において、伝票の一部に起票者や承認者の押印がないものがあつた。伝票処理の手順を定めるなど、適切な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>新会計システムへの移行準備作業中であつたため、指摘された不手際があつた。 今後は、経理規程を遵守し、適切な事務処理に努める。</p>

41 広島高速道路公社 (監査年月日：平成23年12月22日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容			
<p>【長期未収 (過年度分) について】 次の収入において、長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路損傷の復旧に係る原因者負担金及び督促手数料 2件 1,326,237円 ・徴収猶予金 69件 25,450円 		<ul style="list-style-type: none"> ・道路損傷の復旧に係る原因者負担金及び督促手数料 <ul style="list-style-type: none"> ① 債務者A (平成18年発生) 平成23年5月4日で時効到来により、平成24年3月30日付けで不能欠損処理済み。 ② 債務者B (平成22年発生) 引き続き電話及び文書あるいは自宅訪問等による督促を継続し、納入を強く促す。 ・徴収猶予金 5件2,500円が全額納付され、13件4,800円を平成24年3月30日付けで不能欠損処理済み。 残る51件18,150円について、引き続き電話又は文書で督促を継続する。 			
区 分	未納額 (滞納繰越分) (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	部分納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分量 (平成24年3月末)	
道路損傷の復旧に係る原因者負担金及び督促手数料	1人 294,076円	0人 0円	0人 0円	1人	1,032,161円
徴収猶予金	51件 18,150円	5件 2,500円	0件 0円	13件	4,800円

42 広島県住宅供給公社 (監査年月日：平成24年1月30日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未収について】 賃貸住宅家賃など長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。 徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般賃貸住宅管理事業未収金 4人 311,000円 ・賃貸施設等管理事業未収金 15人 3,306,138円 ・長期積立分譲住宅管理事業未収金 1人 43,784円 		<p>長期未収金について、支払の督促などの法的措置を講じ、また、本人の居住地に督促の訪問をするなど、徴収の促進に努めている。</p> <p>また、長期未収金の未然防止のため、毎月滞納会議を実施し、納入日に入金の遅れているものについて、随時、督促していくなど、引き続き徴収に努める。</p> <p>なお、居所不明の滞納者及び自己破産者などについては、当公社顧問弁護士とも相談し対応を検討する。</p>	

区 分	未納額 (平成24年4月末)	全部納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
一般賃貸住宅管理 事業未収金	1人 152,100円	3人 158,900円	0人 0円	0人 0円
賃貸施設等管理事 業未収金	11人 2,590,835円	1人 458,070円	2人 57,750円	3人 199,483円
長期積立分譲住宅 管理事業未収金	1人 8,092円	0人 0円	1人 35,692円	0人 0円

【イ 物品の購入における事務処理について】

次の物品購入において、契約を締結しようとするときに、あらかじめ設定しておかなければならない予定価格が、契約締結伺いの中で定められていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・介護用ベッド2台

物品の購入に当たっては、契約担当者が予定価格を設定した後、見積り合せ等を行い、契約締結伺いにより決裁を受けた上、契約手続を行うよう関係職員に周知徹底を図った。

43 広島県道路公社 (監査年月日：平成24年1月30日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、業務の再委託に係る承諾が書面により行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金收受機械等保守点検業務 (平成23年度) 	<p>今後、業務の再委託が生じる場合は、委託契約書第7条の規定に基づき、あらかじめ書面による承諾を行い、適正な事務処理に努める。</p>

【企業局】

1 企業局 (監査年月日：平成23年7月20日)

監査の結果（指摘事項）		措 置 の 内 容															
<p>【長期未納（過年度分）について】 次の収益において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																	
区 分		長期未納（過年度分） [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]														
1	土地売却代金（土地整備課）	1人 90,479,249円	2人 100,734,249円														
2	延納利息 [土地売却代金の延納に係るもの]（土地整備課）	4人 270,571,151円	3人 271,042,927円														
3	雑収益 [固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地整備課）	1人 854,100円	1人 854,100円														
4	損害金 [土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用]（土地整備課）	2人 37,187,394円	1人 10,835,281円														
5	延滞金（土地整備課） 土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金	2人 13,780,032円	1人 282,330円														
6	損害金 [土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用]（水道課）	2人 2,693,767円	2人 2,693,767円														
(凡例) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>長期未納額（過年度分） [平成22年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>A, B, C, E</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>C, D</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>C, D</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>F, G</td> </tr> </tbody> </table>		区分	長期未納額（過年度分） [平成22年度決算額]	1	A	2	A, B, C, E	3	C	4	C, D	5	C, D	6	F, G	<p>【土地整備課分】 徴収不能と判断されたものは不納欠損処理を行い、回収可能なものは支払計画どおり徴収を進めている。詳細は次のとおり。</p> <p>○ A（区分1, 2）（土地売却代金：90,479,249円，延納利息：194,920,967円）については、平成14年6月に徴収停止を行って以降も調査を実施したが、同社の実体・財産が確認できず、かつ、消滅時効が完成したので、平成23年12月に債権放棄の議決を得て、不納欠損処理を行った（監査日確認額から平成24年3月末までの徴収金額：0円）。</p>	
区分	長期未納額（過年度分） [平成22年度決算額]																
1	A																
2	A, B, C, E																
3	C																
4	C, D																
5	C, D																
6	F, G																

- B（区分2）（延納利息：63,911,035円）については、平成27年5月までの長期弁済計画に基づき、毎月分割納付を受けているところである。
今後とも、同社と連絡を密に行い、同社の経営動向に留意するとともに、未納額の早期完済に向けた協議を継続していく方針である（監査日確認額から平成24年3月末までの徴収金額：1,920,000円）。
- C（区分2,3,4,5）（延納利息：10,290,925円、雑収益：854,100円、損害金：25,386,181円、延滞金：9,892,202円）については、契約解除後の平成21年11月に建物収去・土地明渡及び金銭債務支払の訴えを提起し、平成22年3月に勝訴判決を得た。
その後、相手方から所有権を放棄し撤去費用を負担する旨の文書を徴し、更地整備が終了した（このため、平成22年度に延滞金9,609,872円、撤去費用14,550,900円の新規債権が発生している）。現在は、平成23年3月に提出された長期弁済計画（返済期限：平成49年1月）に基づき、平成23年4月から毎月分割納付を受けているところである（監査日確認額から平成24年3月末までの徴収金額：1,800,000円）。
なお、平成24年9月11日に、Cの分割新設会社であるC'がCの債務を引き受ける旨の連帯保証付きの債務引受契約を、県、C、C'間で締結した。現在は、Cに代わりC'から毎月の分割納付を受けている（160,000円/月）。
- D（区分4,5）平成22年11月に契約を解除し、同年12月には占有移転禁止の仮処分申立てを行い、同月10日に仮処分決定が出され、同月22日、仮処分が執行された。
その後協議を行い、平成23年3月、相手方から土地・建物の任意の明渡しを受けた（このため、平成22年度に損害金11,801,213円、延滞金3,887,830円の新規債権が発生している。）。現在は、同月に提出された長期弁済計画（返済期限：平成32年5月）に基づき、平成23年5月から毎月分割納付を受けているところである（監査日確認額から平成24年3月末までの徴収金額：1,100,000円）。
- Eは平成21,22年度の延納利息等の支払が遅延していたものであるが、支払計画を提出させ、当該計画どおり履行させた（監査日確認額から平成24年3月末までの徴収金額：1,448,224円）。

【参考：平成23年度決算額】

区 分		長期未納額(過年度分) (平成24年3月末)	納入額 (平成24年3月末)	不納欠損額 (平成24年3月末)
1	土地売却代金(土地整備課)	0人 0円	0人 0円	1人 90,479,249円
2	延納利息[土地売却代金の延納に係るもの](土地整備課)	(注1) 2人 70,481,960円	(注2) 3人 5,168,224円	1人 194,920,967円
3	雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分](土地整備課)	1人 854,100円	0人 0円	0人 0円
4	損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用](土地整備課)	1人 36,087,394円	1人 1,100,000円	0人 0円
5	延滞金(土地整備課) 土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金	2人 13,780,032円	0人 0円	0人 0円

注1 B…61,991,035円, C…8,490,925円

注2 B…1,920,000円, C…1,800,000円, E…1,448,224円

(凡例)

区分	長期未納額(過年度分)
1	(A)※1
2	(A)※1, B, C, (E)※2
3	C
4	C, D
5	C, D

※1 A分は不納欠損処理済みであり、未納分はない。

※2 E分は弁済が完了し、未納分はない。

【参考：収納状況】		【水道課分】			
		<ul style="list-style-type: none"> ○ F, G (区分6) について、平成18年12月に損害金及び訴訟費用の債務が確定した後、共同管理者の広島市水道局と連名で督促文書を毎年送付してきた。 ○ 平成24年度においては、2名のうちの1名に直接連絡を取ることができたため、面談を行い、財産や生活の状況を確認したところである。 ○ 今後も広島市水道局との連絡・情報交換を行うとともに、税務課債権管理支援担当とも連携して、回収等におけるノウハウを蓄積しながら未納の早期解消に向け取り組んでいく。 			
区	分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)
6	損害金【土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用】	2人 2,693,767円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

監査の結果（意見）	措置の内容						
<p>【土地造成事業会計の今後のあり方について】</p> <p>土地造成事業は、土地の分譲促進を図るための分譲価格の見直しや大規模分譲割引により、土地売却収益が土地売却原価を下回り、土地造成費や企業債利息等の経費を賄うだけの収益が上げられない状況になっており、この事業を長期的かつ安定的に維持していくことは極めて難しいと予想される。</p> <p>こうしたことから、さらなる企業誘致活動の推進、未着手用地等の活用策の検討や長期未収金の早期回収などに重点的に取り組むとともに、長期的な視点に立って経営戦略を再構築するなど、本会計の抜本的な見直しについて、早急に検討を行う必要がある。（土地整備課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業誘致活動の推進については、引き続き、商工労働局と連携し、分譲中団地の早期分譲に努めるとともに、未着手用地の有効活用策について、県・市町・事業者でリスクを分散する新たな整備手法や他用途への転用など、県全体の課題として検討していく。 ○ 長期未収金のうち、三次工業団地の土地売却代金等について、債務者である法人の実態が不明で債権回収の見込みがなく、平成23年11月25日に消滅時効が完成したことから、平成23年12月定例会において債権放棄の議決を得て不納欠損処分を行った。 <p>【不納欠損額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土地売却代金</th> <th>延納利息</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90,479,249円</td> <td>194,920,967円</td> <td>285,400,216円</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き続き、広島県債権管理会議事務局等と連携を図りながら、債務者の実態把握、債務者との十分な協議及び法的措置の実行により、速やかな回収に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地造成事業会計のあり方については、一般会計を含めた県全体の財政運営上の課題として対応を検討すべきものと考えており、今後、一般会計を含めた県全体の共通課題として検討に取り組む。 	土地売却代金	延納利息	合計	90,479,249円	194,920,967円	285,400,216円
土地売却代金	延納利息	合計					
90,479,249円	194,920,967円	285,400,216円					

2 広島西部水道事務所 (監査年月日：平成23年11月29日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、誤った事務処理が行われているものがあった。適切な事務処理に努められたい。</p>	
<p>契約名</p>	<p>三ツ石浄水場他自動火災報知設備及び消火器具点検業務委託契約 (平成22～23年度)</p>
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書に係る承諾を書面で行っていなかった。 ・受託者が提出することになっている作業日報の提出を受けていなかった。
	<p>○ 仕様書の内容を再確認し、適正な事務処理に努める。 なお、当該契約の作業については、11月29日以降、受託者から作業日報を提出させている。</p>

【病院事業局】

1 病院事業局 (監査年月日：平成23年8月3日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容																	
<p>【長期未納 (過年度分) について】 次の歳入において、長期未納 (過年度分) のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>長期未納 (過年度分) [平成22年度決算額]</th> <th>参考 前回監査時 [平成21年度決算額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>医業未収金 (移管病院分)</td> <td>44人 1,771,990円</td> <td>44人 1,771,990円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>医業外未収金 (移管病院分)</td> <td>1人 160円</td> <td>1人 160円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)</td> <td>2人 16,412,070円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		長期未納 (過年度分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]	1	医業未収金 (移管病院分)	44人 1,771,990円	44人 1,771,990円	2	医業外未収金 (移管病院分)	1人 160円	1人 160円	3	その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)	2人 16,412,070円	0人 0円	<p>(注) 医業未収金 (移管病院分) 及び医業外未収金 (移管病院分) は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだものである。</p> <p>1及び2について 平成23年度においては、滞納者の相続調査の結果、1人158,680円について徴収不能と判断し、権利放棄・不納欠損を行った。 また、平成24年7月から司法書士法人に回収業務を委託し、回収に努めている。 なお、滞納繰越となっていた44人1,772,150円のうち18人1,183,220円分 (平成23年度に権利放棄を行った1人を含む) については、引継時点において本人死亡や所在不明等により徴収困難と分類されていたほか、残りについても現場の職員による度重なる電話や訪問にもかかわらず支払がなかったものである。(平成22年度においては、7人に文書督促を行ったが、支払はなし。)</p> <p>3について 平成22年1月に財産開示請求を行ったが、債務者2法人ともに営業実態や資産はなく、うち1法人は解散し清算手続を開始しているとのことであった。(平成23年度には、登記状況を調査したが、1法人は依然清算中であった。)</p>	
区 分		長期未納 (過年度分) [平成22年度決算額]	参考 前回監査時 [平成21年度決算額]																
1	医業未収金 (移管病院分)	44人 1,771,990円	44人 1,771,990円																
2	医業外未収金 (移管病院分)	1人 160円	1人 160円																
3	その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)	2人 16,412,070円	0人 0円																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>未納額 (平成24年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>医業未収金 (移管病院分)</td> <td>43人 1,613,310円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>医業外未収金 (移管病院分)</td> <td>1人 160円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)</td> <td>2人 16,412,070円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		未納額 (平成24年4月末)	1	医業未収金 (移管病院分)	43人 1,613,310円	2	医業外未収金 (移管病院分)	1人 160円	3	その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)	2人 16,412,070円						
区 分		未納額 (平成24年4月末)																	
1	医業未収金 (移管病院分)	43人 1,613,310円																	
2	医業外未収金 (移管病院分)	1人 160円																	
3	その他未収金 (行政財産明渡訴訟賠償金)	2人 16,412,070円																	

2 県立広島病院 (監査年月日：平成24年2月3日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容																
<p>【ア 長期未納 (過年度分) について】 医業収益 (診療収入) 等において、長期未納 (過年度分) となっているものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (過年度分) [平成23年12月末現在]</th> <th>参考 前年度決算時 [平成23年3月末現在]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業未収金 (個人負担分)</td> <td>1,415人 139,925,579円</td> <td>2,130人 227,829,229円</td> </tr> <tr> <td>医業外未収金</td> <td>4人 2,078,483円</td> <td>4人 2,085,471円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納 (過年度分) [平成23年12月末現在]	参考 前年度決算時 [平成23年3月末現在]	医業未収金 (個人負担分)	1,415人 139,925,579円	2,130人 227,829,229円	医業外未収金	4人 2,078,483円	4人 2,085,471円	<p>1 医業未収金 (個人負担分) について 次の措置を講じることにより、長期未納を10,539,561円減少させた。 ○ 不納欠損の実施 ○ 支払督促の実施 ○ その他文書や電話等による納付指導 今後は、専任の非常勤職員の配置等により徴収を強化する。 また、医事課と受付職員との連携を密にし、積極的に支払相談に応じる等、発生の防止に努めていく。</p> <p>2 医業外未収金について 引き続き支払の催促を実施するなど、徴収の取組を行う。 なお、長期未納額のうち、2,069,230円については、法的措置を実施した上で回収不能となっている。</p>							
区 分	長期未納 (過年度分) [平成23年12月末現在]	参考 前年度決算時 [平成23年3月末現在]																
医業未収金 (個人負担分)	1,415人 139,925,579円	2,130人 227,829,229円																
医業外未収金	4人 2,078,483円	4人 2,085,471円																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成24年4月末)</th> <th>全額納入額 (平成24年4月末)</th> <th>部分納入額 (平成24年4月末)</th> <th>不納欠損処分額 (平成24年4月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業未収金 (個人負担分)</td> <td>1,372人 129,386,018円</td> <td>34人 1,376,840円</td> <td>56人 6,791,330円</td> <td>10人 2,371,391円</td> </tr> <tr> <td>医業外未収金</td> <td>3人 2,077,718円</td> <td>1人 765円</td> <td>0人 0円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)	医業未収金 (個人負担分)	1,372人 129,386,018円	34人 1,376,840円	56人 6,791,330円	10人 2,371,391円	医業外未収金	3人 2,077,718円	1人 765円	0人 0円	0人 0円		
区 分	未納額 (平成24年4月末)	全額納入額 (平成24年4月末)	部分納入額 (平成24年4月末)	不納欠損処分額 (平成24年4月末)														
医業未収金 (個人負担分)	1,372人 129,386,018円	34人 1,376,840円	56人 6,791,330円	10人 2,371,391円														
医業外未収金	3人 2,077,718円	1人 765円	0人 0円	0人 0円														
<p>(注) 監査指摘額に対する平成24年4月末現在の人数及び未収金額である。 (注) 人数については、一部重複あり。</p>																		

<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>契約名</p>	<p>県立広島病院昇降機保守点検業務委託契約 (平成23～24年度)</p>
<p>根 拠</p>	<p>施設管理業務委託事務処理要綱第7条</p>
	<p>今後の業務において、再委託を認める場合には、事前に書面による協議書を提出させ、適正に業務履行されることを確認した上で承認するなど、適正な事務処理に努める。 なお、昇降機保守点検業務委託については、平成24年2月6日付けで再委託の承認済である。</p>
<p>【ウ 委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約において、設計金額の積算を一部誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 ・県立広島病院昇降機保守点検業務委託契約（平成23～24年度）</p>	<p>今後の委託契約においては、適正な積算となるよう根拠資料の整備を行い、設計金額を複数人でチェックするなど、適正な事務処理に努める。</p>

<p>監査の結果（意見）</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>【看護師実習の受入りに係る事務処理について】 将来の医療を担う幅広い人材の教育・育成に貢献するため、県内外の大学や育成機関（以下「育成機関等」という。）の要請に基づき、看護師等の実習教育の受入れが行われているが、育成機関等からの要請及び育成機関等への承諾が口頭で行われているものがあつた。 実習教育の受入りに当たっては、育成機関等から文書による要請を受けた上で受入れを決定し、文書によって承諾を行う必要がある。</p>	<p>今後は、文書による要請及び承諾を徹底することとし、適正な事務処理に努める。</p>

【県議会】

1 議会事務局 (監査年月日：平成23年7月29日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約における設計金額の算出について】 (ア) 次の委託契約の設計金額の算出において、参考見積書を徴取せず、前年度の入札額の最高額を基に設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。(政策調査課)</p>	<p>平成24年度委託業務の執行伺いでは、参考見積書を徴取し、設計金額を算出した。</p>
<p>契約名</p>	<p>全世帯配布県議会広報紙「ひろしま県議会だより」新聞折込配布業務委託契約 (平成22年度)</p>
<p>根 拠</p>	<p>委託・役務業務契約事務の手引き (第2版) 3 (3) (平成22年4月1日)</p>
<p>(イ) 次の施設管理業務に係る委託契約において、財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。(総務課)</p>	<p>次年度以降の当該委託契約においては、財産管理課が定める方法により設計金額を積算し適正に処理する。</p>
<p>契約名</p>	<p>議事堂の清掃業務委託 (平成23～24年度)</p>
<p>根 拠</p>	<p>施設管理業務委託の事務処理について 4 (3) (平成18年12月15日制定)</p>
<p>【イ 県における任意団体の点検について】 次の任意団体に対して、所管部局 (任意団体事務局の運営に関与していない者) による財務、経理事務等に係る自主点検 (検査) が行われていなかった。 県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検 (検査) を定期的に行うよう努められたい。</p>	<p>広島県島嶼会の運営に事務従事していない職員による自主点検 (検査) を実施した。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>任意団体</p>
<p>政策調査課</p>	<p>広島県島嶼会</p>

議会事務局所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容				
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>「広島県島嶼会に関する公金取扱い者」を制定するとともに、会計責任者や公金の収入・支出の決定者などを定めた「広島県島嶼会に関する公金取扱要領」を制定した。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 584 453 631">所 管 課</td> <td data-bbox="453 584 1155 631">任意団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 631 453 692">政策調査課</td> <td data-bbox="453 631 1155 692">広島県島嶼会</td> </tr> </table>	所 管 課	任意団体	政策調査課	広島県島嶼会	
所 管 課	任意団体				
政策調査課	広島県島嶼会				
<p>【イ 現金の管理について】 常時、手許現金を保有している任意団体において、現金出納簿が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>現金出納簿を作成し、適正な事務処理に努めることとした。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 913 474 960">所 管 課</td> <td data-bbox="474 913 1176 960">任意団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 960 474 1021">政策調査課</td> <td data-bbox="474 960 1176 1021">広島県島嶼会</td> </tr> </table>	所 管 課	任意団体	政策調査課	広島県島嶼会	
所 管 課	任意団体				
政策調査課	広島県島嶼会				

【教育委員会】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：平成23年8月4日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容					
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>							
区 分		長期未納 (滞納繰越分) [平成22年度決算額]		参考 前回監査時 [平成21年度決算額]			
1	過払給与返還 (教職員課)	1人	126,054円	0人	0円		
2	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	8人	646,785円	8人	757,785円		
3	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	265人	64,873,655円	297人	62,508,598円		
4	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	39人	3,797,400円	39人	3,997,400円		
5	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (指導第二課)	533人	43,773,710円	398人	31,212,220円		
6	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金 (指導第二課)	13人	1,817,000円	10人	831,000円		
7	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	33,767,445円	1人	33,897,445円		
8	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	17,485,042円	1人	17,605,042円		
		<p>1 過払給与返還 (教職員課) 長期未納に係る対応状況は、次のとおり。 債務者が行方不明のため、住民票を取得し、表記されている住所地へ督促状を送付した。 また、平成23年9月から定期的に当該住所地进行訪問している。 本人の所在は未だ不明ではあるが、訪問による取組で、債務者の家族と連携することができた。</p>					
区 分		未納額 (平成24年4月末日現在)		全額納入額 (平成24年4月末日現在)		一部納入額 (平成24年4月末日現在)	
過払給与返還 (教職員課)		1人	126,054円	0人	0円	0人	0円

今後も、債務者の行方の状況把握に努めるとともに、電話連絡等の催告の取組を継続する。

また、法的措置を検討するとともに、債務者の資力を確認するための財産調査を行う予定である。

2 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（平成24年度から指導第二課は高校教育指導課に課名変更）

長期未納に係る対応状況は、次のとおり。

修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納（滞納繰越額）の解消に努めている。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	6人 414,285円	2人 135,500円	6人 97,000円

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど、納入指導を徹底するとともに、長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。

3 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）

長期未納に係る対応状況は、次のとおり。

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	214人 58,138,808円	51人 5,287,417円	37人 1,447,430円

今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努めるとともに、文書や電話などによる納付指導を通じて、納入促進を図る。

また、県担当者が市町担当者と同行、又は単独で自宅訪問し、直接指導するとともに、滞納者の個別の状況把握に努める。

4 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）
 長期未納に係る対応状況は、次のとおり。
 免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して、未納解消に取り組んでいる。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金(高校教育指導課)	39人 3,797,400円	0人 0円	0人 0円

今後も、市町教委に協力を依頼し、継続した取組を実施していく。
 また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討するとともに、時効が完成していない者については、分割納入させるなど、時効にならない取組を行っている。

5 高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）
 長期未納に係る対応状況は、次のとおり。
 平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、これに基づく納入指導や督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。
 平成19年7月に初めて1名（本人及び連帯保証人への再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない。）に対して、裁判所に支払督促の申立てを行った。（現在分割償還中）
 平成20年12月には、償還対象者の増大に対応するため、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務について外部委託契約を締結し、平成21年1月から法的措置を除く回収督促業務を、同年2月から徴収業務（償還金の口座引落を導入）を実施している。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金(高校教育指導課)	209人 25,257,299円	324人 10,441,411円	204人 8,075,000円

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、本人又は連帯保証人に対して、文書・電話による督促や自宅訪問による納入指導を徹底する。
 併せて、返還できる資力があながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。

6 高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）
 長期未納に係る対応状況は、次のとおり。
 未納者に対し、電話や文書等で指導を行い、回収に努める。
 当該債務者の中には、戻入金に加え、貸出金償還金についても未納がある者があり、その者については、貸出金償還金について委託業者が行っている納付指導に対する反応などから状況を把握し、状況に応じた督促を行う。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	9人 1,428,000円	4人 200,000円	7人 189,000円

また、退学や休学による奨学生の異動について、学校からの連絡が遅れることにより過誤納金が発生するケースが多いことから、学校に対し奨学生の異動について速やかに連絡するよう注意喚起の文書を発出した。（平成23年12月24日付け）。

7 賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）
 長期未納に係る対応状況は、次のとおり。
 平成9年10月に公正証書（債務承認弁済契約書）を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付けで解職し、住居（寮）も退去させられたため、分納が中断した。以降、現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計を立てており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。
 このため、平成19年3月18日に本人と面談し、定期的に連絡することと、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、収入に応じて可能な限りの額を毎月納付することで合意し、これまで一定の納付はなされている。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1人 33,667,445円	0人 0円	1人 100,000円

今後も、定期的に本人と連絡を取り、定職に就いた時点で返済計画について改めて協議する。

8 広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）
 長期未納に係る対応状況は、次のとおり。
 平成18年10月30日に更正保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、当面、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としていた。
 その後、平成19年7月8日に本人と面談し、生活や収入状況を把握したところ、ある程度、安定的な状況であると認められたため、返済額を平成19年7月から毎月10,000円に増額した。

区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1人 17,425,042円	0人 0円	1人 60,000円

今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

【イ 委託契約における設計金額の算出について】

次の委託契約の設計金額の算出において、設計金額を積算するための参考見積書などを徴取せず、過去に算定した設計単価を用いて積算を行っていた。
 設計金額の積算に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うか、複数の者から参考見積書を徴するなど、設計金額が最新の状況を反映したものとなるよう、適正な事務処理に努められたい。（総務課）

指摘事項となった契約の平成23年度契約分については、業務を良好に遂行していれば、翌年度も契約を更新できる定めとしていることから、平成24年度については、平成23年度と同様の設計金額の積算としている。（平成22年度契約は、平成21年度契約の継続契約）
 しかし、平成25年度においては、その設計金額の積算に当たって、複数の者から参考見積書を徴する予定にしている。

契約名	平成22年度保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務 平成23年度保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第2版）3（3）（平成22年4月1日）

【ウ 県における任意団体の点検について】

次の任意団体に対して、所管部局（任意団体事務局の運営に関与していない者）による財務、経理事務等に係る自主点検（検査）が行われていなかった。
 県が当該団体に負担金等を交付し、また、県職員が当該団体の事務に従事していることから、県として、事業の実施状況や会計処理などの点検（検査）を定期的に行うよう努められたい。

【豊かな心育成課（旧指導第三課）】
 事務局の運営に関与していない当課管理係長による財務、経理事務等の点検を平成24年度から毎月実施するよう改めた。
 （平成24年度から指導第三課は豊かな心育成課に課名変更）
【生涯学習課】
 生涯学習課管理係長により、毎月、点検を受けることとした。

所 管 課	任 意 団 体
指導第三課	広島県学校保健会
生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会

監査の結果（意見）	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約における実績確認について】</p> <p>(ア) 次の委託契約において、実施報告書の様式が具体的に定められておらず、提出された業務完了届等では一部の業務について履行確認を十分に行うことができない状況にあった。</p> <p>実施報告書の様式について、業務仕様書にのっとった履行確認ができるものとするとともに、業務の実施者や確認者に押印を求めるなど、業務の履行確認の適正化に努める必要がある。（文化財課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡頼山陽居室等管理業務委託（平成22年度） <p>(イ) 次の委託契約において、委託料の額は実績に基づき確定されることとなっているが、提出された実施報告書だけでは十分な実績確認を行うことができない状況にあった。</p> <p>実施報告書の様式について、業務の実施状況を十分に確認することができるものとするとともに、必要に応じて支出証拠書類の提示等を求めて照合を行うなど、実績確認の適正化に努める必要がある。（特別支援教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害授業改善推進事業（平成22年度） 	<p>【文化財課】</p> <p>(ア) 委託仕様書に記載された業務内容ごとに実施されたことが確認できる実施報告書の様式を定め、この様式の各欄に実施者名及び確認者名を明記させることとした。</p> <p>平成23年度の当該委託契約においては、11月分の実施報告書から当該様式により提出を求めた。</p> <p>また、平成24年度の当該委託契約については、委託仕様書において毎月の報告を義務付け、上記様式により報告するよう指示した。</p> <p>【特別支援教育課】</p> <p>(イ) 当該事業については、平成22年度で終了した事業である。委託事業の実績報告については、必要な資料の提示・提出を求めるなど、実績確認の適正化に努めてまいりたい。</p>
<p>【イ 職員公舎の適正管理について】</p> <p>平成23年4月現在の職員公舎の入居率は50.4%であるが、前年度と比べて3.2ポイント低下しており、効率的な活用がされているとは言えない状況にある。立地条件や老朽化等により入居率の好転が見込めない公舎については、公有財産の有効活用の観点から廃止等を検討するなど、職員公舎のあり方について検討する必要がある。（施設課）</p>	<p>平成21年度に教職員公舎の今後の取扱いを定め、164棟757戸のうち、入居率が低く老朽化の著しい公舎54棟116戸を平成23年度までに用途廃止を行った。</p> <p>また、新たに平成24年度以降の廃止計画を定め、入居率が低く老朽化の著しい公舎26棟61戸を用途廃止し、計画的に財産管理課へ引き継ぐこととしている。</p> <p>その結果、平成24年4月1日現在の入居率が63.6%まで改善したところである。</p> <p>今後も引き続き、公有財産の有効活用の観点から、老朽化等により入居率の好転が見込めない公舎については、計画的に用途廃止を進め、用途廃止した公舎は、知事部局と連携し、積極的に売却を進めていく。</p>

<p>【ウ 毒物及び劇物の管理について】</p> <p>県立学校の監査において、管理簿の未整備、管理簿等への未記入、管理簿の数量と現物の在庫数の不一致など、毒物及び劇物が適正に管理されていない事案について、これまで再三にわたって指摘してきたが、是正されたとはいえない状況にある。</p> <p>毒物及び劇物の紛失などの事故等が発生した場合には、学校現場への信頼が大きく損なわれる恐れがあることから、学校全体での毒物及び劇物の管理体制の構築、学校長を始めとする管理職によるチェック体制の強化など、全県立学校に対する指導を徹底し、毒物及び劇物の管理に万全を期する必要がある。 (指導第二課)</p>	<p>新教育課程説明会において、教科主任に対し適正な保管管理を徹底するよう指導した。(平成22年度、23年度ですべての課程の教科主任に指導)</p> <p>教育課程ヒアリング及び県立学校長会議において、校長に改善を図るよう指導した。</p> <p>指導主事による学校訪問を65校に対して行い、毒物及び劇物の適正な保管・管理について指導した。</p> <p>教育センターと連携し、初任者、実習助手、理科教育に係る研修講座等で「化学薬品の取扱い」についての研修を行った。</p>												
<p>【エ 債権回収会社を活用した収入未済解消に向けた取組について】</p> <p>高等学校等奨学金貸付金の債権管理については、平成21年1月から貸付金の徴収業務及び回収督促業務を債権回収会社に委託し、貸付金の回収率が上昇するなど一定の成果を上げているものの、償還者数の増加に伴って滞納者数、滞納額ともに前年度と比べ40%程度の増となっている。</p> <p>現契約には、長期滞納者に対する法的措置が含まれていないことや、訪問督促及び現地調査の実施が十分ではないなどの課題があることから、費用対効果を十分に見極めた上で、効率的・効果的な委託のあり方を早急に検討する必要がある。 (指導第二課)</p>	<p>平成23年8月から広島県高等学校等奨学金未収金回収強化事業（国の緊急雇用創出事業による緊急雇用対策基金を活用）を実施し、平成22年度から繰り越された滞納債権の縮減に取り組み、大きな成果を上げている。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成22年度から 繰越滞納額</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">平成23年度から 繰越滞納額 (平成24年4月末見込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">43,773,710円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">48,525,399円 ※10%程度の増に抑制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成22年度 過年度収入率</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">平成23年度 過年度収入率 (平成24年4月末見込)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28.2%</td> <td></td> <td style="text-align: center;">42.3%</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <p>広島県高等学校等奨学金未収金回収強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員3名を配置 ・期間：平成23年8月1日～ ・業務内容：長期滞納者(過年度滞納者)対象 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電話・文書による督促、納付指導 (2) 分割納入希望者への約定書作成 (3) 自宅訪問による納付指導その他 <p>債権回収会社において、貸金業法により、例として借受者の母親であっても、借受人本人又は連帯保証人である父親以外には債務弁済の要求ができないことなど課題も多い。</p> <p>現契約業者では対応できない法的措置を含めた長期延滞者に対する債権回収業務について、他債権回収会社の実施の可能性や効率的・効果的な委託内容を引き続き検討する。</p>	平成22年度から 繰越滞納額	⇒	平成23年度から 繰越滞納額 (平成24年4月末見込)	43,773,710円		48,525,399円 ※10%程度の増に抑制	平成22年度 過年度収入率	⇒	平成23年度 過年度収入率 (平成24年4月末見込)	28.2%		42.3%
平成22年度から 繰越滞納額	⇒	平成23年度から 繰越滞納額 (平成24年4月末見込)											
43,773,710円		48,525,399円 ※10%程度の増に抑制											
平成22年度 過年度収入率	⇒	平成23年度 過年度収入率 (平成24年4月末見込)											
28.2%		42.3%											

平成24年4月末現在

(単位：円，%)

年度	H23調定額	H23収入額	H23未納額	H23収入率 (22決算)
過年度	43,773,710	18,516,411	25,257,299	42.3(28.2)
現年度	307,269,454	284,001,354	23,268,100	92.4(91.0)
計	351,043,164	302,517,765	48,525,399	86.2(83.7)

※中期目標 (平成23年度：過年度収入率32.0%，現年度収入率92.3%)

教育委員会事務局所管の任意団体

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容						
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成24年5月31日に開催した代議員会の承認を得て、広島県学校保健会会計処理規程及び事務処理規程を制定した(平成24年4月1日から適用)併せて、会計帳簿の様式を改めた。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管課</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導第三課</td> <td>広島県学校保健会</td> </tr> </tbody> </table>	所管課	任意団体	指導第三課	広島県学校保健会			
所管課	任意団体						
指導第三課	広島県学校保健会						
<p>【イ 収入調書等の作成について】 収入の際に、収入調書等が作成されていない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>【豊かな心育成課】 収入伺としていたが、収入調書に改めた。 また、入金日の確認を頻繁に行い、1週間を超えない範囲で収入調書を作成することとした。</p> <p>【生涯学習課】 平成23年12月2日付けで会計処理規程規約を改正し、収入調書を作成した上で、出納責任者の決裁を受けて収入することとした。 また、収入後は、遅滞なく出納責任者の確認を受け、出納簿に記入することとした。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管課</th> <th>任意団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導第三課</td> <td>広島県学校保健会</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>広島県社会教育委員連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table>	所管課	任意団体	指導第三課	広島県学校保健会	生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会	
所管課	任意団体						
指導第三課	広島県学校保健会						
生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会						

【ウ 支出事務における事後の確認について】

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

【豊かな心育成課】

支出伺としていたが、支出調書又は支出伺兼支出調書とし、支出手続後の確認として、事務局長が領収書等添付確認印を押印するよう改めた。

また、月末ごとに、出納簿に通帳の写しを添付して収支の事実について伺い、決裁後出納簿に事務局長及び当課管理係長の確認印を押印することとした。

【生涯学習課】

平成23年12月2日付けで会計処理規程規約を改正し、支出後に遅滞なく出納責任者の確認を受け、出納簿に記入することとした。

所管課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会
生涯学習課	広島県社会教育委員連絡協議会

【エ 預貯金に係る届出印の管理について】

預貯金に係る届出印について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

預金通帳は、これまでどおり当課の課内金庫に保管する。(鍵は、同課管理係長が管理している。)

また、届出印は学校保健会事務局長(当課課長補佐兼健康教育係長)が鍵付き保管箱により管理するよう改めた。

所管課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

【オ 郵便切手類の管理について】

郵便切手類について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、郵便切手使用簿の現在高と現物の在庫高が一致していない任意団体があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない事務機の引出しに郵便切手を保管していた任意団体

所管課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

当課の課内金庫に保管するよう改めた。(鍵は同課管理係長が管理している。)

(イ) 郵便切手使用簿現在高と現物の在庫高が一致していなかった任意団体

所管課	任意団体
指導第三課	広島県学校保健会

	<p>郵便切手使用簿には本会購入分のみ記入し、中国地区大会及び全国大会実行委員会から引き継いだ切手を別に保管していたため、在庫高が一致していなかった。これらの切手を学校保健会購入分に繰り入れ、郵便切手使用簿に記入するよう改めた。</p> <p>また、切手を使用する際は、郵便切手使用簿に事務局長の決裁印及び使用者の受領印を押印するよう切手出納簿の様式を改めた。</p>
--	--

2 歴史民俗資料館 (監査年月日：平成23年4月27日)

監査の結果 (指摘事項)	措置の内容				
<p>【委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>広島県立歴史民俗資料館機械警備業務 (平成23～27年度)</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)</td> </tr> </table>	契約名	広島県立歴史民俗資料館機械警備業務 (平成23～27年度)	根拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)	
契約名	広島県立歴史民俗資料館機械警備業務 (平成23～27年度)				
根拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)				
	<p>機械警備業務についても、他の委託業務と同様に、参考見積書を複数の者から徴取し、適正な設計金額の算出を行う。</p>				

監査の結果 (意見)	措置の内容		
<p>【展示監視業務の委託について】 特別企画展等における展示監視業務について、個人と委託契約を締結して業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間が指定されるなど、歴史民俗資料館の実質的な指揮命令の下に業務が行われているなど、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、適正な業務執行のあり方について検討する必要がある。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>春の特別企画展「頼杏坪とその時代」展示室監視等業務 (平成22年度)</td> </tr> </table>	契約名	春の特別企画展「頼杏坪とその時代」展示室監視等業務 (平成22年度)	
契約名	春の特別企画展「頼杏坪とその時代」展示室監視等業務 (平成22年度)		
	<p>平成23年秋に実施した特別企画展においては、競争入札参加資格を有する者と契約を締結した。</p> <p>平成24年度の当該契約については一般競争入札により契約を締結した。</p>		

3 教育センター (監査年月日：平成23年7月15日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【ア 物品の管理について】 備品の管理において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>広島県物品管理規則に基づく備品の標示の徹底を図るよう指導した。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 506 352 562">備 品</td> <td data-bbox="352 506 1198 562">電子黒板 (備品番号1005757)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 562 352 622">根 拠</td> <td data-bbox="352 562 1198 622">広島県物品管理規則第44条</td> </tr> </table>	備 品	電子黒板 (備品番号1005757)	根 拠	広島県物品管理規則第44条	
備 品	電子黒板 (備品番号1005757)				
根 拠	広島県物品管理規則第44条				
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>施設管理業務委託事務処理要綱に基づく再委託の承認手続の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 898 352 954">契約名</td> <td data-bbox="352 898 1198 954">庁舎管理業務委託 (平成21～22年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 954 352 1014">根 拠</td> <td data-bbox="352 954 1198 1014">施設管理業務委託事務処理要綱第7条</td> </tr> </table>	契約名	庁舎管理業務委託 (平成21～22年度)	根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第7条	
契約名	庁舎管理業務委託 (平成21～22年度)				
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第7条				
<p>【ウ 委託契約における設計金額の積算について】 次の施設管理業務における設計額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 1337 352 1473">契約名</td> <td data-bbox="352 1337 1198 1473"> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業務委託 (平成21～22年度) ・植栽管理業務委託 (平成23年度) ・ボイラー等の清掃及び点検整備業務委託 (平成22年度, 平成23年度) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1473 352 1529">根 拠</td> <td data-bbox="352 1473 1198 1529">施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)</td> </tr> </table>	契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業務委託 (平成21～22年度) ・植栽管理業務委託 (平成23年度) ・ボイラー等の清掃及び点検整備業務委託 (平成22年度, 平成23年度) 	根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)	
契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業務委託 (平成21～22年度) ・植栽管理業務委託 (平成23年度) ・ボイラー等の清掃及び点検整備業務委託 (平成22年度, 平成23年度) 				
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)				

4 広島観音高等学校 (監査年月日：平成24年3月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容								
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 472 683 546">区 分</th> <th data-bbox="683 472 1026 546">長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th data-bbox="1026 472 1345 546">参 考 [平成22年度決算時]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 546 683 607">高等学校使用料 (定時制授業料)</td> <td data-bbox="683 546 1026 607">1 人 38,000円</td> <td data-bbox="1026 546 1345 607">1 人 38,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成22年度決算時]	高等学校使用料 (定時制授業料)	1 人 38,000円	1 人 38,000円			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成22年度決算時]							
高等学校使用料 (定時制授業料)	1 人 38,000円	1 人 38,000円							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="269 730 525 808">区 分</th> <th data-bbox="525 730 823 808">未納額 (平成24年3月末日現在)</th> <th data-bbox="823 730 1121 808">全額納入額 (平成24年3月末日現在)</th> <th data-bbox="1121 730 1426 808">一部納入額 (平成24年3月末日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="269 808 525 909">高等学校使用料 (定時制授業料)</td> <td data-bbox="525 808 823 909">1 人 38,000円</td> <td data-bbox="823 808 1121 909">0 人 0円</td> <td data-bbox="1121 808 1426 909">0 人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)	高等学校使用料 (定時制授業料)	1 人 38,000円	0 人 0円	0 人 0円	<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p> <p>民事執行申立ての協議 (平成23年12月2日付け) について、平成24年1月18日付けで同意し、学校を通じて、広島地方裁判所に債権差押命令申立書を提出した。平成24年5月14日に正本が債務者に送達されたところであり、近日中に預金を差し押さえる予定である。今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)						
高等学校使用料 (定時制授業料)	1 人 38,000円	0 人 0円	0 人 0円						
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める作業計画書及び清掃資機材一覧表の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・トイレ清掃等業務委託契約 (平成22年度)</p>	<p>契約書等の定めに基づき、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>								
<p>【ウ 工事請負契約における設計金額の積算について】 工事請負契約の設計金額を積算する際に業者見積を基に設計単価を決定するときは、原則として3社以上から見積書を徴取することとなっているが、次の工事請負契約において、見積書を2社からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>同様の工事を行う場合は3者以上から見積書を徴取し、適正に処理するよう取り組んでいるところであるが、施設課としても、引き続き、「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」を開催し、「監査の指摘事項や事務処理に関するQ&A」を作成・説明するなど、工事の適切な執行について指導を行う。 (説明会資料は県立学校グループウェアに掲載し、全校職員が閲覧可能)</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 1883 365 1933">契約名</td> <td data-bbox="365 1883 1134 1933">プール防水改修工事請負契約 (平成22年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1933 365 1982">根 拠</td> <td data-bbox="365 1933 1134 1982">土木工事標準積算基準書第2章①1 (2)</td> </tr> </table>	契約名	プール防水改修工事請負契約 (平成22年度)	根 拠	土木工事標準積算基準書第2章①1 (2)					
契約名	プール防水改修工事請負契約 (平成22年度)								
根 拠	土木工事標準積算基準書第2章①1 (2)								

<p>【エ タクシー券の管理について】 タクシー券について、記録簿（使用簿）による管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>タクシー券の使用簿を作成し、管理することとした。適正な事務処理を行うよう引き続き指導していく。</p>		
<p>【オ 旅費について】 任意団体の事務に従事する県職員に当該団体から支給された旅費について、県費から重複して支給されているものがあった。適正な事務処理に努められたい。 ・支給額 2人 665円</p>	<p>平成24年4月18日に任意団体の用務で出張した旅費額630円を戻入処理した。 適正な事務処理を行うよう引き続き指導していく。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>所管する機関</td> <td>任意団体</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	
所管する機関	任意団体		
<table border="1"> <tr> <td>広島観音高等学校</td> <td>広島県高等学校教育研究会</td> </tr> </table>	広島観音高等学校	広島県高等学校教育研究会	
広島観音高等学校	広島県高等学校教育研究会		

広島観音高等学校所管の任意団体

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容		
<p>【ア 財務関係規程等の整備について】 金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。 これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>所管する機関</td> <td>任意団体</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	
所管する機関	任意団体		
<table border="1"> <tr> <td>広島観音高等学校</td> <td>広島県高等学校教育研究会</td> </tr> </table>	広島観音高等学校	広島県高等学校教育研究会	
広島観音高等学校	広島県高等学校教育研究会		
	<p>事務処理規程及び会計処理規程を整備した。</p>		
<p>【イ 支出事務における事後の確認について】 支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。 支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>			
<table border="1"> <tr> <td>所管する機関</td> <td>任意団体</td> </tr> </table>	所管する機関	任意団体	
所管する機関	任意団体		
<table border="1"> <tr> <td>広島観音高等学校</td> <td>広島県高等学校教育研究会</td> </tr> </table>	広島観音高等学校	広島県高等学校教育研究会	
広島観音高等学校	広島県高等学校教育研究会		
	<p>平成23年度会計について監査を実施し、書面による監査報告書を作成した。 支出調書の様式改正を行い、事務局次長の押印欄を加え、担当者以外を確認を実施するよう改善した。</p>		

5 広高等学校 (監査年月日：平成23年12月15日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 [平成22年3月末]	
高等学校使用料 (授業料)	6人 89,744円	17人	142,264円
		長期未納に係る対応状況は、次のとおり。	
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校使用料 (授業料)	6人 89,744円	0人 0円	0人 0円
		<p>6名のうち、5名は行方不明又は行方不明状態であるため、引き続き追跡調査を行う。 1名については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返すなど計画的な納入を行うよう指導している。 今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	
<p>【イ 委託契約における設計金額の積算について】 (ア) 次の施設管理業務における設計金額の積算において、複数の者から徴した参考見積書のうち、最も低い見積金額を用いて設計金額を積算すべきところ、見積書の平均額を用いて積算を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>			
契約名	一般廃棄物処理業務 (平成22～23年度)		
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)		
		設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。	

<p>(イ) 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。</p>		<p>設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>校内樹木剪定・除草業務（平成22年度 2件） 校内樹木剪定・除草業務（平成23年度） 粗大ゴミ等処理業務（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>施設管理業務委託の事務処理について4（3） （平成18年12月15日制定）</td> </tr> </table>	契約名	校内樹木剪定・除草業務（平成22年度 2件） 校内樹木剪定・除草業務（平成23年度） 粗大ゴミ等処理業務（平成22年度）	根拠	施設管理業務委託の事務処理について4（3） （平成18年12月15日制定）		
契約名	校内樹木剪定・除草業務（平成22年度 2件） 校内樹木剪定・除草業務（平成23年度） 粗大ゴミ等処理業務（平成22年度）					
根拠	施設管理業務委託の事務処理について4（3） （平成18年12月15日制定）					
<p>【ウ 委託契約の事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める作業計画書等の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・広島県立広高等学校昇降機保守点検業務委託契約（平成22年度）</p>		<p>契約書等の定めに基づき、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>				
<p>【エ 美術品台帳の作成について】 美術品の管理において、美術品台帳が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>美術品</td> <td>絵画 アートレリーフ「牡丹」</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>美術品の管理に関する事務処理要領 2 美術品の取得</td> </tr> </table>	美術品	絵画 アートレリーフ「牡丹」	根拠	美術品の管理に関する事務処理要領 2 美術品の取得		
美術品	絵画 アートレリーフ「牡丹」					
根拠	美術品の管理に関する事務処理要領 2 美術品の取得					
		<p>指摘を受けた美術品の芸術品台帳を作成した。 美術品台帳の作成などの美術品の管理については、「美術品の管理に関する事務処理要領」に定める方法で行うなど、適正に事務処理を行うよう、学校に指導を行っている。</p>				

【オ 行政財産使用料の徴収について】 徴収すべき使用料の調定年度を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
使用許可財産	土地 (0.25平方メートル×2箇所)
期 間	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則 第23条 行政財産の使用料に関する条例 第4条
指摘後の更新に当たって適正な時期（使用開始後30日以内）に調定を行っている。 行政財産使用料の徴収などの行政財産の管理については、「行政財産の使用料に関する条例」などに定める方法で行うなど、適正に事務処理を行うよう、学校に指導を行っている。	

6 三原東高等学校 (監査年月日：平成23年6月30日)

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理においては、毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、作成されている管理簿は、使用の都度、数量を記録し管理するものとなっていなかった。適正な管理に努められたい。	
根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号 厚生省薬務局長通知）
	管理簿の様式を改め、毒劇物の種類等に応じて在庫量を記録し、使用の都度、数量を記録し管理することとした。 開封済みの液体については、重量で記録し管理することとした。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう指導を行っていく。

7 福山葦陽高等学校 (監査年月日：平成23年6月30日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 517 359 573">契約名</td> <td data-bbox="359 517 1228 573">給水設備保守点検業務委託契約 (平成22~23年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 573 359 629">根 拠</td> <td data-bbox="359 573 1228 629">施設管理業務事務処理要綱第7条</td> </tr> </table>	契約名	給水設備保守点検業務委託契約 (平成22~23年度)	根 拠	施設管理業務事務処理要綱第7条	<p>施設管理業務委託事務処理要綱に基づく再委託の承認手続の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>
契約名	給水設備保守点検業務委託契約 (平成22~23年度)				
根 拠	施設管理業務事務処理要綱第7条				

8 音戸高等学校 (監査年月日：平成23年6月2日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容					
<p>【毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1189 730 1245">内 容</th> <th data-bbox="730 1189 1283 1245">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1245 730 1335"> 管理簿に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあった。 </td> <td data-bbox="730 1245 1283 1536" rowspan="2"> ・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1335 730 1536"> 毒物及び劇物の管理に当たっては、その種類等に応じて使用量の把握を行うこととされているが、作成されていた管理簿は、使用の都度、数量を記録し、管理するものとなっていなかった。 </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	管理簿に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあった。	・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)	毒物及び劇物の管理に当たっては、その種類等に応じて使用量の把握を行うこととされているが、作成されていた管理簿は、使用の都度、数量を記録し、管理するものとなっていなかった。	<p>管理簿の現在数量と現物の数量が一致するよう改善した。 毒劇物の種類等に応じて薬品1瓶ごとに在庫量を記録し、使用の都度、数量を記録し管理することとした。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう指導を行っていく。</p>
内 容	根 拠					
管理簿に記載された数量と、現物の在庫数量が一致していないものがあった。	・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)					
毒物及び劇物の管理に当たっては、その種類等に応じて使用量の把握を行うこととされているが、作成されていた管理簿は、使用の都度、数量を記録し、管理するものとなっていなかった。						

9 三次高等学校 (監査年月日：平成23年7月29日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 平成22年度決算時 (平成23年3月末)	
修学奨励金貸付金に係る返還金	4人 486,000円	4人 486,000円	
		長期未納に係る対応状況は、次のとおり。	
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
修学奨励金貸付金に係る返還金	4人 486,000円	0人 0円	0人 0円
		定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期未納 (滞納繰越額) の解消に努めているところである。 今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【旅費に係る事務処理について】 平成22年4月の旅費が平成23年4月に支給されるなど、旅費の支給が大幅に遅延しているものがあつた。迅速な事務処理を行う必要がある。</p>	計画的かつ迅速な事務処理を実施するよう引き続き指導していく。

10 五日市高等学校 (監査年月日：平成23年6月30日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入について、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) (監査日現在確認分)	参 考 平成21年度決算時	
高等学校使用料 (授業料)	1人 29,700円	4人 138,600円	
		長期未納に係る対応状況は、次のとおり。	
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校使用料 (授業料)	0人 0円	1人 29,700円	0人 0円
		今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	
<p>【イ 旅費の支給について】 旅費の支給において、支給額に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		過支給額について戻入した。 適正な事務処理を行うよう引き続き指導していく。	
過支給額	1人 7,444円		
根 拠	職員の旅費の支給に関する規程 (教育委員会訓令) 第3条第12号		
<p>【ウ 旅費支出証拠書類の編てつ及び保管について】 宿泊施設が指定されている場合の旅行において提出が必要な支出証拠書類が、旅行命令簿に添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>		支出証拠書類を添付した。 適正な事務処理を行うよう引き続き指導していく。	
根 拠	財務会計トータルシステム事務処理要領 (旅費) 第12章1 旅費制度Q&A (Q57)		
<p>【エ 委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。</p>		設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。	
契約名	・法面等草刈及び剪定業務 (平成22年度) ・学校案内パンフレット等作成業務 (平成22年度)		
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き (第2版) (平成22年4月1日)		

11 安芸府中高等学校 (監査年月日：平成23年6月30日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容																								
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="183 470 1286 620"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 477 595 544">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="595 477 954 544">長期未納 (滞納繰越分) [職員調査日現在確認分]</th> <th colspan="2" data-bbox="954 477 1281 544">参 考 [平成21年度決算時]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 544 595 613">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="595 544 778 613">1 人</td> <td data-bbox="778 544 954 613">99,000円</td> <td data-bbox="954 544 1137 613">3 人</td> <td data-bbox="1137 544 1281 613">168,300円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="269 689 1396 864"> <thead> <tr> <th data-bbox="274 696 491 763">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="491 696 791 763">未納額 (平成24年3月末日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="791 696 1091 763">全額納入額 (平成24年3月末日現在)</th> <th colspan="2" data-bbox="1091 696 1391 763">一部納入額 (平成24年3月末日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="274 763 491 857">高等学校使用料 (授業料)</td> <td data-bbox="491 763 595 857">1 人</td> <td data-bbox="595 763 791 857">99,000円</td> <td data-bbox="791 763 895 857">0 人</td> <td data-bbox="895 763 1091 857">0円</td> <td data-bbox="1091 763 1195 857">0 人</td> <td data-bbox="1195 763 1391 857">0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) [職員調査日現在確認分]		参 考 [平成21年度決算時]		高等学校使用料 (授業料)	1 人	99,000円	3 人	168,300円	区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)		全額納入額 (平成24年3月末日現在)		一部納入額 (平成24年3月末日現在)		高等学校使用料 (授業料)	1 人	99,000円	0 人	0円	0 人	0円	<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p> <p>民事執行申立ての協議 (平成23年12月8日付け) について、平成24年1月18日付けで同意し、学校を通じて、広島地方裁判所に債権差押命令申立書を提出した。平成24年5月24日に正本が債務者に送達されたところであり、近日中に預金を差し押さえる予定である。今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [職員調査日現在確認分]		参 考 [平成21年度決算時]																						
高等学校使用料 (授業料)	1 人	99,000円	3 人	168,300円																					
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)		全額納入額 (平成24年3月末日現在)		一部納入額 (平成24年3月末日現在)																				
高等学校使用料 (授業料)	1 人	99,000円	0 人	0円	0 人	0円																			
<p>【イ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="167 1384 1246 1760"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1391 785 1435">内 容</th> <th data-bbox="785 1391 1241 1435">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1435 785 1621">毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、容器にこれらの表示のないものがあつた。</td> <td data-bbox="785 1435 1241 1621">・「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号) 第12条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1621 785 1753">毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、管理簿の様式は定められているものの、必要な記載がなかった。</td> <td data-bbox="785 1621 1241 1753">・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、容器にこれらの表示のないものがあつた。	・「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号) 第12条第1項	毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、管理簿の様式は定められているものの、必要な記載がなかった。	・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)	<p>保管容器に「医薬用外」「毒物」「劇物」の表示をした。</p> <p>管理簿へ取り扱った毒劇物の数量等必要な事項を、その都度速やかに記載するよう改めた。</p> <p>引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう指導を行っていく。</p>																		
内 容	根 拠																								
毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、容器にこれらの表示のないものがあつた。	・「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号) 第12条第1項																								
毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、管理簿の様式は定められているものの、必要な記載がなかった。	・「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)																								

12 府中東高等学校 (監査年月日：平成23年6月30日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進に努められたい</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成21年度決算時]	
高等学校使用料 (授業料)	1人 39,600円	2人	76,200円
		長期未納に係る対応状況は、次のとおり。	
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校使用料 (授業料)	0人 0円	1人 39,600円	0人 0円
		今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。	
<p>【イ 物品の管理について】 備品の管理において、前所属からの所管換えの手続をとらないまま取得し備品として登録されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>		<p>指摘を受けた備品 (溶接機) は、修理不能のため取得調書作成後、廃棄している。 所管換及び備品登録などの備品の管理については、広島県物品管理規則に定める方法で行うなど、適正に事務処理を行うよう、学校に指導を行っている。</p>	
備 品	溶接機 1台		
根 拠	広島県物品管理規則第13条		

<p>【ウ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。</p>	<p>毒劇物以外のものは保管しないように指導した。ラベルを購入し、容器に表示した。 毒物劇物危害防止規定を改定し、管理責任者及び取り扱い責任者の氏名を記載し、責任の所在を明確にした。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="164 443 727 488">内 容</th> <th data-bbox="727 443 1193 488">根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="164 488 727 779"> <p>毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける施設等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p> </td> <td data-bbox="727 488 1193 1312" rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第11条第1項、第12条第1項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） ・毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日薬安第80号 薬監第134号厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 779 727 1003"> <p>毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管容器にこれらの表示のないものがあつた。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1003 727 1312"> <p>毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を具体的かつ詳細な内容で定めることとされている。 毒物劇物危害防止規定は定められていたが、管理責任者及び取扱責任者の組織体制の記載のみで氏名の記載がなく、具体の者が定められていなかった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	根 拠	<p>毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける施設等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第11条第1項、第12条第1項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） ・毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日薬安第80号 薬監第134号厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知） 	<p>毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管容器にこれらの表示のないものがあつた。</p>	<p>毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を具体的かつ詳細な内容で定めることとされている。 毒物劇物危害防止規定は定められていたが、管理責任者及び取扱責任者の組織体制の記載のみで氏名の記載がなく、具体の者が定められていなかった。</p>	
内 容	根 拠						
<p>毒物及び劇物を保管する場所は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける施設等のある堅固な施設とすることとされている。 保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法第11条第1項、第12条第1項 ・毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知） ・毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日薬安第80号 薬監第134号厚生省薬務局安全課長、厚生省薬務局監視指導課長通知） 						
<p>毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、保管容器にこれらの表示のないものがあつた。</p>							
<p>毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を具体的かつ詳細な内容で定めることとされている。 毒物劇物危害防止規定は定められていたが、管理責任者及び取扱責任者の組織体制の記載のみで氏名の記載がなく、具体の者が定められていなかった。</p>							
	<p>引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう指導を行っていく。</p>						

13 廿日市西高等学校 (監査年月日：平成23年7月29日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容															
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収促進に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参 考 [平成21年度決算時]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td>3人 37,200円</td> <td>5人 260,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成21年度決算時]	高等学校使用料 (全日制授業料)	3人 37,200円	5人 260,200円	<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成24年3月末日現在)</th> <th>全額納入額 (平成24年3月末日現在)</th> <th>一部納入額 (平成24年3月末日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td>0人 0円</td> <td>3人 37,200円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)	高等学校使用料 (全日制授業料)	0人 0円	3人 37,200円	0人 0円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成21年度決算時]															
高等学校使用料 (全日制授業料)	3人 37,200円	5人 260,200円															
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)														
高等学校使用料 (全日制授業料)	0人 0円	3人 37,200円	0人 0円														
		<p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>															
<p>【イ 物品の管理について】 備品の管理において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>備 品</td> <td>紙折機 (備品番号1004904)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第44条</td> </tr> </tbody> </table>		備 品	紙折機 (備品番号1004904)	根 拠	広島県物品管理規則第44条	<p>指摘を受けた備品 (紙折機) に備品ラベルを貼付し、備品ラベルを貼付していない備品はない状況である。 備品の標識の標示などの備品の管理については、「広島県物品管理規則」に定める方法で行うなど、適正に事務処理を行うよう、学校に指導を行っている。</p>											
備 品	紙折機 (備品番号1004904)																
根 拠	広島県物品管理規則第44条																

【ウ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。	
内 容	根 拠
管理簿は備え付けられていたが、使用した毒物劇物の数量が管理簿に記録されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2 ・ 毒物劇物危害防止規定（広島県立廿日市西高等学校）5（1）
毒劇物の数量を使用ごとに記録し適正に管理を行うよう学校体制を整えた。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう指導を行っていく。	
【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、起案で定められた点検者以外の者が収支状況の点検を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。	
会計名	根 拠
生徒会会計（平成23年度4・5月分） 進路会計（平成23年度4・5月分） 育てる会特別会計（平成23年度4・5月分）	学校諸費会計等取扱要領第4条第2項及び第5条第2項
起案で定められた点検者が収支状況の点検を行った。 引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。	

14 高陽東高等学校 (監査年月日：平成23年7月29日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容															
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収促進に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参 考 [平成21年度決算時]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td>3人 69,300円</td> <td>12人 425,700円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成21年度決算時]	高等学校使用料 (全日制授業料)	3人 69,300円	12人 425,700円	<p>長期未納に係る対応状況は、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>未納額 (平成24年3月末日現在)</th> <th>全額納入額 (平成24年3月末日現在)</th> <th>一部納入額 (平成24年3月末日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校使用料 (全日制授業料)</td> <td>0人 0円</td> <td>3人 69,300円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>		区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)	高等学校使用料 (全日制授業料)	0人 0円	3人 69,300円	0人 0円
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参 考 [平成21年度決算時]															
高等学校使用料 (全日制授業料)	3人 69,300円	12人 425,700円															
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)														
高等学校使用料 (全日制授業料)	0人 0円	3人 69,300円	0人 0円														
<p>【イ 郵便切手類の管理について】 郵便切手について、実際の残高と帳簿残高が一致していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>内 容</td> <td>80円切手：実際の残高 134枚 出納簿の残高131枚 (監査日現在)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>広島県物品管理規則第41条</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	80円切手：実際の残高 134枚 出納簿の残高131枚 (監査日現在)	根 拠	広島県物品管理規則第41条	<p>不一致分は出納簿に計上した。また郵便切手使用簿の変更等行い適正な郵便切手の管理に努めている。適正な事務処理を行うよう引き続き指導していく。</p>											
内 容	80円切手：実際の残高 134枚 出納簿の残高131枚 (監査日現在)																
根 拠	広島県物品管理規則第41条																

15 呉昭和高等学校 (監査年月日：平成23年6月16日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【委託契約の事務処理について】 次の委託契約において、契約書で定められた仕様書で受託者が提出することとなっている書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県立呉昭和高等学校電気工作物保安管理業務委託契約 (平成22～23年度) 		<p>契約書等の定めに基づき、今後、適切に事務処理を行うよう指導した。</p>	

16 福山商業高等学校 (監査年月日：平成23年6月10日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容	
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収促進に努められたい。</p>			
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [職員調査日現在確認分]	参 考 [平成21年度決算時]	
高等学校使用料 (授業料)	1 人 90,000円	5 人	143,550円
		長期未納に係る対応状況は、次のとおり。	
区 分	未納額 (平成24年3月末日現在)	全額納入額 (平成24年3月末日現在)	一部納入額 (平成24年3月末日現在)
高等学校使用料 (授業料)	1 人 78,200円	0 人 0円	1 人 11,800円
		<p>定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話による督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導している。 また、家庭訪問による納付指導に、担当職員が同行し(2回)、長期未納 (滞納繰越分) の早期解消に努めているところである。 今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話などによる納付指導を徹底し、早期の収入確保に努める。</p>	
<p>【イ 毒物及び劇物の管理について】 毒物及び劇物の管理においては、毒劇物の種類等に応じて在庫量や使用量の把握を行うこととされているが、作成されている管理簿は、使用の都度、数量を記録し管理するものとなっていなかった。適正な管理に努められたい。</p>			
根 拠	毒物及び劇物の保管管理について (昭和52年3月26日薬発第313号 厚生省薬務局長通知)		
		<p>管理簿を使用の都度、数量を記録し管理するものに改めた。 引き続き毒物・劇物の適正管理が行われるよう指導を行っていく。</p>	

17 総合技術高等学校 (監査年月日：平成23年7月29日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【ア 委託契約における設計金額の積算について】 次の施設管理業務における設計金額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="186 501 1166 622"> <tr> <td data-bbox="186 501 363 546">契約名</td> <td data-bbox="363 501 1166 546">一般廃棄物処理業務委託 (平成22～23年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 546 363 622">根 拠</td> <td data-bbox="363 546 1166 622">施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)</td> </tr> </table>	契約名	一般廃棄物処理業務委託 (平成22～23年度)	根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)	<p>設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>
契約名	一般廃棄物処理業務委託 (平成22～23年度)				
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4 (3) (平成18年12月15日制定)				
<p>【イ 物品の管理について】 備品の管理において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" data-bbox="186 938 1161 1055"> <tr> <td data-bbox="186 938 368 994">備 品</td> <td data-bbox="368 938 1161 994">CNC旋盤 (備品番号0903948)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 994 368 1055">根 拠</td> <td data-bbox="368 994 1161 1055">広島県物品管理規則第44条</td> </tr> </table>	備 品	CNC旋盤 (備品番号0903948)	根 拠	広島県物品管理規則第44条	<p>指摘を受けた備品 (CNC旋盤) に備品ラベルを貼付し、備品ラベルを貼付していない備品はない状況である。 備品の標識の標示などの備品の管理については、「広島県物品管理規則」に定める方法で行うなど、適正に事務処理を行うよう、指導を行っている。</p>
備 品	CNC旋盤 (備品番号0903948)				
根 拠	広島県物品管理規則第44条				

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容		
<p>【重要物品の管理について】 本郷工業高等学校から引き継いだ重要物品について、教育課程の都合や故障などにより、使用されない重要物品があった。今後の活用方策を検討するとともに、今後も使用が見込まれない重要物品については、処分 (売払い、譲与、廃棄等) をする必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="172 1733 1161 1823"> <tr> <td data-bbox="172 1733 389 1823">使用されていない重要物品</td> <td data-bbox="389 1733 1161 1823">シェルモールド装置, ロボット, 自動制御装置, 研削盤, 加熱炉, 回路実験装置, 顕微鏡</td> </tr> </table>	使用されていない重要物品	シェルモールド装置, ロボット, 自動制御装置, 研削盤, 加熱炉, 回路実験装置, 顕微鏡	<p>できる限り活用できる方向で活用方策について検討中であり、今後、できる限り速やかに活用方策を決めるよう指導を行っている。その上で、今後も使用が見込まれないものについては、処分を検討させる。</p>
使用されていない重要物品	シェルモールド装置, ロボット, 自動制御装置, 研削盤, 加熱炉, 回路実験装置, 顕微鏡		

18 広島特別支援学校 (監査年月日：平成23年6月6日)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【旅費に係る事務処理について】 平成22年4月の赴任旅費が平成23年4月に支給されるなど、旅費の支給が大幅に遅延しているものがあった。迅速な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>計画的かつ迅速な事務処理を実施するよう引き続き指導していく。</p>

19 福山北特別支援学校 (監査年月日：平成24年3月5日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容				
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 契約書に定める作業計画書、緊急対応連絡表等の提出を受けていなかった。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="217 954 376 1099">契約名</td> <td data-bbox="376 954 1227 1099"> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽維持管理業務委託契約 (平成22～23年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成21～22年度) ・消防設備保守点検業務 (平成22～23年度) </td> </tr> </table>	契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽維持管理業務委託契約 (平成22～23年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成21～22年度) ・消防設備保守点検業務 (平成22～23年度) 			
契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽維持管理業務委託契約 (平成22～23年度) ・一般廃棄物処理業務委託契約 (平成21～22年度) ・消防設備保守点検業務 (平成22～23年度) 				
<p>(イ) 予定価格を契約担当職員以外の職員が知り得る状態で設定していた。</p>	<p>【浄化槽維持管理, 一般廃棄物処理】 契約書等の定めに基づき、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。 【消防設備保守点検】 今後、指摘を受けた書類については、受託業者から提出を受けることとしている。 消防設備保守点検業務については、契約書に基づいて必要書類の提出を受託業者に求めるよう、学校に指導を行っている。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="217 1570 376 1637">契約名</td> <td data-bbox="376 1570 1345 1637">建築物等清掃業務 (平成22年度)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1637 376 1704">根 拠</td> <td data-bbox="376 1637 1345 1704">委託・役務業務契約事務の手引き (第2版) 4 (3) (平成22年4月1日)</td> </tr> </table>	契約名	建築物等清掃業務 (平成22年度)	根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き (第2版) 4 (3) (平成22年4月1日)	
契約名	建築物等清掃業務 (平成22年度)				
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き (第2版) 4 (3) (平成22年4月1日)				
	<p>予定価格調書の作成及び保管に係る注意点についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう指導した。</p>				

<p>【イ 物品の購入における事務処理について】 予定価格が5万円以上10万円未満の物品を購入する際は、原則として2者以上から見積書を徴取することとなっているが、次の物品購入において、見積書を1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 454 328 510">物 品</td> <td data-bbox="328 454 1150 510">・人工芝ユニットターフ（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 510 328 622">根 拠</td> <td data-bbox="328 510 1150 622"> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19. 3. 7 通知) 3 - (4) - ア ・物品マニュアルⅡ - 第1 - 5 - (3) </td> </tr> </table>	物 品	・人工芝ユニットターフ（平成22年度）	根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19. 3. 7 通知) 3 - (4) - ア ・物品マニュアルⅡ - 第1 - 5 - (3) 	<p>「広島県契約規則」等に基づく見積書の徴取の徹底を図るよう指導した。</p>
物 品	・人工芝ユニットターフ（平成22年度）				
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針(H19. 3. 7 通知) 3 - (4) - ア ・物品マニュアルⅡ - 第1 - 5 - (3) 				
<p>【ウ 小規模修繕の請負契約における事務処理について】 小規模修繕の発注の際は、緊急性を要するなどの特別の事情があるときを除き、2者以上から施工のための見積書を徴取することとなっているが、次の工事請負契約において、見積書を1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1025 328 1081">契約名</td> <td data-bbox="328 1025 1174 1081">便座取替工事（平成22年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1081 328 1144">根 拠</td> <td data-bbox="328 1081 1174 1144">小規模修繕執行要綱（平成18年4月1日財産管理室）第7条第2項</td> </tr> </table> <p>災害等の緊急案件を除き、年間の工事計画を策定し、優先度・重要度を考慮した上で適切な時期に執行するよう取り組んでいるところであるが、施設課としても、引き続き、「建設工事に係る入札・契約制度の改正等に関する担当者説明会」を開催し、「監査の指摘事項や事務処理に関するQ&A」を作成・説明するなど、工事の適切な執行について指導を行う。 （説明会資料は県立学校グループウェアに掲載し、全校職員が閲覧可能）</p>	契約名	便座取替工事（平成22年度）	根 拠	小規模修繕執行要綱（平成18年4月1日財産管理室）第7条第2項
契約名	便座取替工事（平成22年度）				
根 拠	小規模修繕執行要綱（平成18年4月1日財産管理室）第7条第2項				

20 呉特別支援学校 (監査年月日：平成24年3月15日)

監査の結果 (意見)	措 置 の 内 容
<p>【旅費に係る事務処理について】 平成23年4月の旅費が平成23年12月に支給されるなど、旅費の支給が大幅に遅延しているものがあつた。迅速な事務処理を行う必要がある。</p>	<p>計画的かつ迅速な事務処理を実施するよう引き続き指導していく。</p>

21 沼隈特別支援学校 (監査年月日：平成24年3月15日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容		
<p>【学校諸費会計等の取扱事務について】 学校諸費会計等の取扱事務において、校長が定めた点検者により毎月実施することとされている収支状況の点検が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>点検・確認は行っていたが、印漏れがあつたため押印した。 点検者の確認・押印を確実に行うとともに、印漏れなどのミスをなくすよう、複数名でのチェック機能を徹底した。 引き続き学校諸費会計等取扱要綱に基づき適正な事務処理がなされるよう、指導を行っていく。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="191 907 378 976">会計名</td> <td data-bbox="378 907 1347 976">PTA会計</td> </tr> </table>		会計名	PTA会計
会計名		PTA会計	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="191 976 378 1046">根 拠</td> <td data-bbox="378 976 1347 1046">学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項</td> </tr> </table>	根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項	
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項		

【公安委員会】

1 警察本部 (監査年月日：平成23年7月28日)

監査の結果 (指摘事項)		措 置 の 内 容													
<p>【長期未納 (滞納繰越分) について】</p> <p>次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納 (滞納繰越分) 〔平成22年度決算額〕</th> <th>参考 前回監査時 〔平成21年度決算額〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 放置違反金 (交通指導課)</td> <td>2,614人 39,032,563円</td> <td>2,366人 35,484,586円</td> </tr> <tr> <td>2 損害賠償金 (監察官室)</td> <td>2人 248,000円</td> <td>2人 70,000円</td> </tr> <tr> <td>3 情報公開請求複写料 (運転教育課)</td> <td>1人 20円</td> <td>0人 0円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納 (滞納繰越分) 〔平成22年度決算額〕	参考 前回監査時 〔平成21年度決算額〕	1 放置違反金 (交通指導課)	2,614人 39,032,563円	2,366人 35,484,586円	2 損害賠償金 (監察官室)	2人 248,000円	2人 70,000円	3 情報公開請求複写料 (運転教育課)	1人 20円	0人 0円		
区 分	長期未納 (滞納繰越分) 〔平成22年度決算額〕	参考 前回監査時 〔平成21年度決算額〕													
1 放置違反金 (交通指導課)	2,614人 39,032,563円	2,366人 35,484,586円													
2 損害賠償金 (監察官室)	2人 248,000円	2人 70,000円													
3 情報公開請求複写料 (運転教育課)	1人 20円	0人 0円													
		<p>1 放置違反金について</p> <p>長期未納者に対する催告及び滞納処分を行った結果、放置違反金の長期未納 (滞納繰越分) は、平成24年3月末現在で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1,757人 ○ 25,909,028円 <p>と、滞納総額で約33.6%縮減させている。</p> <p>2 損害賠償金について</p> <p>(1) 滞納9万円について</p> <p>納入義務者は、平成19年9月に交通事故の損失補償に対する30万円の返済の確約書を作成し、以後、毎月1万円を返済して返済額合計は21万円で、残額9万円まで返済を行っている。</p> <p>その後刑務所へ収監されたため、返済不能となったもので、現在9万円が長期未納となっている。</p> <p>今後、出所後に住所地を確認して請求予定である。</p> <p>(2) 滞納15万8千円について</p> <p>納入義務者の起した交通事故に伴う損害賠償金39万8千円について、分割による返済を求め平成22年度末現在では未納額が15万8千円であったが、その後返済が進み、平成24年3月末現在では返済残額が3万8千円に縮減している。</p> <p>今後も引き続き督促を行い毎月1回の分割分の返済を求め、早期完済に努める。</p>													

3 情報公開請求複写料について

「行政文書複写料」20円の未納について、対象文書の写しを当面受領しないという意向を確認したうえで、平成23年10月19日、平成22年度歳入未済金の減額をした。

開示請求を行った申請者は、対象文書の写しの受領が義務でないことから、本件のような「行政文書複写料」の未収が発生する。いわば制度的な問題であるが、納入通知書を発行した以上は、納入の督促等所要の措置を執るとともに、受領の意思がない場合には、速やかに歳入未済金の減額等、適切な措置を講ずることとする。

区 分	未納額 (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	分割納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分額 (平成24年3月末)	減額調定額 (平成24年3月末)
放置違反金 (交通指導課)	1,757人 25,909,028円	786人 11,560,460円	101人 485,075円	51人 769,000円	20人 309,000円
損害賠償金 (監察官室)	2人 128,000円	0人 0円	1人 120,000円	0人 0円	— —
情報公開請求 複写料(運転教 育課)	0人 0円	0人 0円	0人 0円	0人 0円	1人 20円

※ 放置違反金の減額調定額とは、反則金納付等による放置違反金の命令取消をいう。

2 広島中央警察署 (監査年月日：平成23年9月14日)

監査の結果(指摘事項)	措 置 の 内 容						
<p>【ア 長期未納(滞納繰越分)について】 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]</th> <th>参考 前年度決算時 [平成22年3月末]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違法駐車車両移動措置費</td> <td>2人 24,000円</td> <td>2人 24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 [平成22年3月末]	違法駐車車両移動措置費	2人 24,000円	2人 24,000円	
区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 [平成22年3月末]					
違法駐車車両移動措置費	2人 24,000円	2人 24,000円					

	<p>1 改善状況 長期未納者1名(12,000円)については、調査した結果、住所が判明したことから、催促を行い、平成23年10月7日納付済みである。</p> <p>2 措置状況 もう1名の長期未納者(12,000円)については、すでに死亡しており、本件支払を相続人に求めるため、その所在の調査を進めているが連絡が取れない状態である。 一方で、本件は徴収が極めて困難なことから、法的措置による徴収が見込めない場合は、執行停止などの滞納整理を検討する。</p> <p>3 長期未納発生の防止対策 車検拒否制度等の周知を図るとともに、督促状による催告、滞納者の所在調査の徹底等により、早期の自主納付を促し、新たな長期未納発生を防止する。</p>
--	--

区 分	未納額 (平成24年3月末)	全額納入額 (平成24年3月末)	分割納入額 (平成24年3月末)	不納欠損処分額 (平成24年3月末)	減額調定額 (平成24年3月末)
違法駐車車両 移動措置費 (広島中央署)	1人 12,000円	1人 12,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、作業計画書に係る承諾を書面で行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。 ・広島県広島中央警察署庁舎清掃業務委託契約(平成23～24年度)</p>	<p>1 改善状況 約款、仕様書等により提出を定めた書類は、提出書類の漏れがないよう確認の徹底を図った。 なお、本件については既に書面交付済みである。</p> <p>2 再発防止 今後も施設管理業務委託事務処理要綱、業務仕様書等の規定を遵守し、適正な事務処理に努める。</p>
---	--

<p>【ウ 委託契約における設計金額の積算について】 次の委託契約において、設計金額の積算を一部誤っていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
--	--

契約名	広島県広島中央警察署庁舎清掃業務委託契約(平成23～24年度)
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について 4(3)(平成18年12月15日制定)

	<p>業務委託等の設計金額の算出時においては、事務担当者及び会計課長等により、仕様に沿って必要な数量が見積書に反映されているか再度チェックすることにより、適正な設計金額の算出に誤りがないよう努める。</p>
--	---

<p>【エ 遺失物の取扱いに係る事務処理について】 拾得物として届出がされた遺失物のうち、携帯電話など「個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録」等が含まれる物件（以下「個人情報関連物件」という。）については、県に所有権を帰属することなく、焼却、裁断、破碎、溶解その他の方法によって物理的に復元が不能な状態にし、速やかにこれを廃棄することとされているが、ノート・パソコン及びカメラ付き電子玩具の一部について、個人情報関連物件に該当する蓋然性が極めて高いにもかかわらず、そのように取り扱われることなく廃棄されているものが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>根 拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺失物法第35条及び第37条第2項 ・遺失物法施行規則第25条 ・遺失物事務取扱要綱（平成22年3月17日付け広会第157号、広地域第367号 警察本部長通達）29「提出物件の帰属」及び30「個人情報関連物件の取扱い」
	<p>個人情報関連物件としての仕分けを誤ったことが原因であるため、今まで以上に事務担当者及び上司等複数による仕分けの確認及び取得調書の内容確認を行い仕分け誤りがないよう努める。</p> <p>また、個人情報関連物件に該当するか不明な物件については、警察本部会計課と連携して関係機関に調査するなど事務処理に誤りがないよう努める。</p>

3 大竹警察署 （監査年月日：平成23年6月8日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 常時の資金前渡の管理について】 常時の資金前渡（食糧費）において、現金出納簿に記載された監査日現在の残高と現金が一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>監査実施後、速やかに証拠書類との突き合わせ確認、検算等を行った結果、問題の原因は資金前渡者が両替を行った際に勘定を誤ったものであり、残高の確認を徹底することとした。</p>

<p>【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、契約上、再委託が認められていないにもかかわらず、業務の一部（水質検査）を再委託により履行しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>契約名</td> <td>給水設備保守点検業務委託契約（平成22～23年度）</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>施設管理業務事務処理要綱第7条</td> </tr> </table>	契約名	給水設備保守点検業務委託契約（平成22～23年度）	根 拠	施設管理業務事務処理要綱第7条	<p>受託者に、原契約の内容では仕様書で指示された業務の一部であっても再委託となることを説明したうえで、契約変更の協議を行い、平成23年8月17日に変更契約を締結した。</p> <p>その後、受託者に再委託申請書を提出させたうえで再委託を承認し、平成23年度の水質検査を実施した。</p> <p>また、平成24年度については、再委託禁止の条文中、「ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。」との文面を加え、契約を締結した。</p>
契約名	給水設備保守点検業務委託契約（平成22～23年度）				
根 拠	施設管理業務事務処理要綱第7条				

4 山県警察署 （監査年月日：平成23年6月13日）

監査の結果（指摘事項）	措 置 の 内 容
<p>【ア 委託契約の事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める作業計画書の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山県警察署庁舎清掃業務委託契約（平成23～24年度） 	<p>監査終了後、速やかに契約業者に作業計画書の提出を指示し、平成23年6月21日に受理した。</p>

<p>【イ 委託契約における設計金額の積算について】 委託契約の設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から見積書を徴取することとなっているが、次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	山県警察署警察官駐在所浄化槽保守点検業務契約（平成22～23年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について4（3）（平成18年12月15日制定）
<p>平成24～25年度分の契約（長期継続契約）において、委託業務の契約内容の見直しを実施し、広島県浄化槽維持管理業務共通仕様書を基に、保守点検と汚泥抜き取りの2契約を浄化槽維持管理業務として1本化した結果、実施可能業者が1者となったため、当該業者の参考見積書により設計金額を積算した。 今後も「施設管理業務委託の事務処理について」等の規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p>	

5 因島警察署（監査年月日：平成23年6月9日）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容						
<p>【委託契約の事務処理について】 委託契約において、次のとおり不適切な業務管理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎清掃業務委託（平成21～22年度）</td> <td>契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了後、作業報告書の提出を受けることとなっているが、一部業務について、作業報告の記載がないまま、実施確認を行っているものがあつた。</td> </tr> <tr> <td>消防用設備等保守点検業務委託</td> <td>契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「業務計画書」の提出を受けていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名	内容	庁舎清掃業務委託（平成21～22年度）	契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了後、作業報告書の提出を受けることとなっているが、一部業務について、作業報告の記載がないまま、実施確認を行っているものがあつた。	消防用設備等保守点検業務委託	契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「業務計画書」の提出を受けていなかった。	<p>庁舎清掃業務委託については、履行確認者（会計課長）において作業実施日等の確認を行い作業報告書への記載・履行確認を行った。 また、消防用設備等保守点検業務についても、契約業者から平成23年8月1日付けで業務計画書を提出させるとともに契約関係図書の未提出物がないか点検を実施した。</p>
契約名	内容						
庁舎清掃業務委託（平成21～22年度）	契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了後、作業報告書の提出を受けることとなっているが、一部業務について、作業報告の記載がないまま、実施確認を行っているものがあつた。						
消防用設備等保守点検業務委託	契約書で定められた仕様書において、受託者が提出することとなっている「業務計画書」の提出を受けていなかった。						

【人事委員会】

1 人事委員会事務局 (監査年月日：平成23年10月31日)

監査の結果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、見積書では料金が一定額以上の場合には一定の額を減じるとされていたが、契約書においてはその旨が記載されていなかった。委託料の支出は、見積書に記載された内容で算出された金額が請求され、支払っていたが、契約書の委託料の記載に当たっては、支払額の算定条件等について正しく記載するよう、適正な事務処理に努められたい。(合同総務課)</p>	
<p>契約名</p>	<p>広島県職員（社会人経験者等）採用試験及び広島県警察職員（研究員）採用選考資格認定試験の試験問題作成等業務委託</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該契約については、監査を受検した時点で、契約期間が満了しており、見積書に記載された内容で算出された金額が請求され、委託料を支払っていたため、変更契約等の措置はとっていない。 ・平成23年度において同様の案件はなく、平成24年度も同様の案件はない見通しであるが、今後、契約書の記載に当たっては、支払額の算定条件等を含む契約内容について正しく記載するよう、適正な事務処理に努める。